

文教委員会会議記録

文教委員会委員長 柳村 一

1 日時

令和3年3月4日(木)

午前10時0分開会、午後7時15分散会

(休憩：午後0時2分～午後1時、午後3時18分～午後3時31分、

午後5時23分～午後5時36分、午後7時12分～午後7時15分)

2 場所

第3委員会室

3 出席委員

柳村一委員長、千葉盛副委員長、伊藤勢至委員、小西和子委員、千葉秀幸委員、城内よしひこ委員、高橋穩至委員、千葉絢子委員、斉藤信委員、上原康樹委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、鈴木併任書記、中川併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 文化スポーツ部

石川文化スポーツ部長、佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長、
木村オリンピック・パラリンピック推進室長、中村文化スポーツ企画室企画課長、
岡部文化振興課総括課長、佐藤文化振興課世界遺産課長、
山本スポーツ振興課総括課長、
高松特命参事兼オリンピック・パラリンピック推進室連携調整課長、
松崎オリンピック・パラリンピック推進室事業運営課長

(2) 教育委員会

佐藤教育長、佐藤教育局長兼教育企画室長、梅津教育次長、
山村参事兼教職員課総括課長、渡辺教育企画室教育企画推進監、
千葉教育企画室予算財務課長、新田教育企画室学校施設課長、
金野教職員課首席経営指導主事兼小中学校人事課長、
高橋教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長、
木村学校調整課首席指導主事兼総括課長、
軍司学校調整課首席指導主事兼産業・復興教育課長、
森田学校調整課高校改革課長、中川学校教育課総括課長、

菊池学校教育課首席指導主事兼学力向上課長
小野寺学校教育課首席指導主事兼義務教育課長、
須川学校教育課首席指導主事兼高校教育課長、
高橋学校教育課首席指導主事兼特別支援教育課長、
清川保健体育課首席指導主事兼総括課長、
藤原生涯学習文化財課首席社会教育主事兼総括課長、
岩渕生涯学習文化財課首席社会教育主事兼文化財課長

(3) ふるさと振興部

箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、中里学事振興課総括課長課長

7 一般傍聴者

6人

8 会議に付した事件

(1) 委員席の変更

(2) 文化スポーツ部関係審査

(議案)

ア 議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第2条第2表中

第2款 総務費

第8項 文化スポーツ費

第3条第3表中

1 追加中 1～7

イ 議案第78号 ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(3) 教育委員会関係審査

(議案)

ア 議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第7号)

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 教育委員会関係

第2項 小学校費

第3項 中学校費

第4項 高等学校費

第5項 特別支援学校費

第6項 社会教育費

第7項 保健体育費

第11款 災害復旧費

第4項 教育施設災害復旧費

第2条第2表中

第10款 教育費

第1項 教育総務費

第4項 高等学校費

第6項 社会教育費

第3条第3表中

1 追加中 22及び23

イ 議案第89号 岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築ほか（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ウ 議案第93号 財産の取得に関し議決を求めることについて

エ 議案第95号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて

(4) ふるさと振興部関係審査

(議案)

ア 議案第55号 令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）

第1条第2項第1表中

歳出 第10款 教育費

第1項 教育総務費中 ふるさと振興部関係

第8項 大学費

第9項 私立学校費

第2条第2表中

第10款 教育費

第8項 大学費

第9項 私立学校費

9 議事の内容

○柳村一委員長 ただいまから文教委員会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしておりますとおりの日程で会議を行います。

初めに、委員席の変更をお諮りいたします。今回委員の所属会派の異動に伴い委員席につきましては、現在御着席のとおりといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、文化スポーツ部関係の議案の審査を行います。議案第55号令和2年度岩手県一般

会計補正予算（第7号）第1条第2款第1表歳入歳出予算補正中、歳出第2款総務費第8項文化スポーツ費、第2条第2表繰越明許費補正中、第2款総務費第8項文化スポーツ費、第3条第3表債務負担行為補正中、第1追加中1から7まで及び議案第78号ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼文化スポーツ企画室長 議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。なお、議案第78号ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例については、私の説明に引き続き、後ほど木村オリンピック・パラリンピック推進室長から御説明を申し上げます。

初めに、補正予算関係について御説明申し上げます。議案（その3）の6ページをお開き願います。2款総務費9億3,006万円の減額補正のうち、8項文化スポーツ費1億3,424万5,000円の減額補正であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、主な事業の内容について御説明させていただきますので、御了承願います。

100ページをお開き願います。2款総務費、8項文化スポーツ費、1目文化スポーツ総務費であります。右側説明欄の管理運営費は職員の人件費などであり、給与の所要額の実績見込み等により増額しようとするものであります。2目文化振興費であります。上から六つ目、海外との絆を活かした文化芸術形成促進事業費は、海外の一流芸術家による公演等を行うものであります。新型コロナウイルス感染症の影響等のため、これら事業が実施できなかったことにより減額しようとするものであります。

101ページに参りまして、下から二つ目、世界遺産登録推進事業費は、平泉の文化遺産の拡張登録に向けた取り組み等を行うものであります。拡張登録に係る改訂推薦書提出の準備が整わなかったことなどにより減額しようとするものであります。一つ下、平泉の文化遺産ガイダンス施設整備事業費は、平泉の文化遺産ガイダンス施設の建設工事及び展示製作等に要する経費であります。契約額の確定等により減額しようとするものであります。

続きまして、3目スポーツ振興費であります。右側説明欄の中ほどのスポーツ施設設備整備費は盛岡南公園野球場（仮称）の整備等に要する経費であります。盛岡市に対する県負担金の確定等により減額しようとするものであります。下から三つ目、岩手競技力向上事業費は岩手県体育協会が実施する競技団体への競技力向上に要する経費の補助等であり、新型コロナウイルス感染症の影響による強化合宿の縮小、中止などによる事業の実績見込みにより減額しようとするものであります。

102ページに参りまして、上から二つ目、復興五輪ムーブメント推進事業費は、機運醸成等に要する経費について事業費の実績見込みにより減額するほか、国の交付金を活用し、

聖火リレーやホストタウン等における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を増額しようとするものであります。一つ下、ラグビー県いわて推進事業費は、釜石市と連携して開催するメモリアルイベントに要する経費等でありましたが、事業費の実績見込みにより減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その3）にお戻りをいただきまして、11 ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表であります。当部関係は2款総務費、8項文化スポーツ費の536万円であります。これはスポーツ施設設備整備費の一部工事について新型コロナウイルス感染症の影響により資材調達に遅延が見込まれることから、年度内完了が困難になったことによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。24 ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の追加の表であります。当部関係は事項欄の1、指定管理者による県民会館管理運営業務から、7、指定管理者による御所湖広域公園艇庫管理運営業務までであります。これらは県における会計年度任用職員制度の導入も踏まえ、令和3年度から指定管理料を増額するため、令和2年度に指定管理者と基本協定を締結する必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

補正予算関係の説明は以上です。引き続きホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例について御説明いたします。

○木村オリンピック・パラリンピック推進室長 それでは、議案第78号ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例につきまして説明を申し上げます。

議案（その4）の1ページをお開き願います。本条例は、ホストタウン及び事前キャンプ地で選手等の受け入れに係る新型コロナウイルス感染症対策のため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置しようとするものでございます。

条例案の内容につきましては、お手元に配付しておりますホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案の概要によりまして説明を申し上げます。まず1、制定の趣旨についてでございますが、令和3年に開催される東京オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の実施に際して、ホストタウン及び事前キャンプ地で選手等を受け入れる場合において、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費に充てるため、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置しようとするものでございます。

次に2、条例案の内容についてでございます。（1）は、第1条におきまして基金の設置について、（2）は第2条において基金の積み立てについて規定し、基金に積み立てる額につきましては、国からの交付金を原資とし、枠囲みに記載のとおり2億3,800万円を令和2年度2月補正予算案に盛り込み、令和3年度当初予算案にはこの基金から取り崩し、新型コロナウイルス感染症対策に充てる額を盛り込んでおります。その内訳でございますが、選手等の移動、宿泊における感染予防対策、検査、保健衛生機能の強化、医療・療養機能の強化等に係る経費でございます。

また、（3）から（6）までは、第3条以降におきまして基金の管理、運用益金の処理、繰

替運用等について規定しようとするものでございます。

最後に3、施行期日等についてでございますが、この条例は交付の日から施行し、令和4年3月31日限りその効力を失うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 この基金の活用を申し出ている市町村は、何市町村あるのか。あわせてそれぞれの市町村への交付額をお伺いしたいと思います。

○高松特命参事兼連携調整課長 市町村数でございますが、ホストタウンの数でまいりますと20市町村、それに事前キャンプだけをしようとしている1市を加えて21の市町村数となっております。

それから、それぞれの金額は交流する人数等によりまして、さまざまばらけておりまして、金額的には2億3,800万円のうち9,000万円が21の市町村に交付される形になるものでございます。

○城内よしひこ委員 これは新型コロナウイルス感染症対策のための経費だと思いますが、相手国が来日できなくなった場合は、基金の交付を受けた市町村は県に返還しなければならないのか、その辺のルールをお伺いしたいと思います。

○高松特命参事兼連携調整課長 事業がキャンセル等になった場合、その検査等が行われないことになれば、その費用は国庫に返還しなければならなくなりますので、県に返していただき、それを国庫に返納するという形になるものと思います。なお、キャンセルになる時期の問題で、キャンセル料等が発生する可能性もあるということで、その件につきましては、現在我々が国に対しまして、そういったキャンセル料についても認めてもらえないか検討をお願いしているという状況でございます。

○城内よしひこ委員 ぜひその辺は丁寧に進めていただきたいです。本来であれば去年のうちに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終わっているわけであり、そうでない理由が新型コロナウイルス感染症です。これは新型コロナウイルス感染症対策のための基金だと思っています。選手たちに安心な気持ちで来ていただき、事前のキャンプや交流をする機会が持てることを前提としており、受ける側もそれなりに準備はしなければならないということです。しかし、選手団が直接競技場に入る可能性もあるかと思えます。そうなった場合、受け入れるはずだった市町村は準備だけして、お金や労力は使ったけれども、基金は返さなければならないとなると、納得がいかない部分も出てくる。オリンピックが終わった後の交流にもつながるものとするれば、もしキャンセルがあったとしても、基金で準備をしようとする市町村にとっては、かかる経費は同じだと思うのです。その辺も含めて少し検討してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○高松特命参事兼連携調整課長 城内よしひこ委員御指摘のとおり、我々としても市町村に超過負担が生じないように、そういった経費については関係する都道府県とも連携を図りながら、国と交渉してまいりたいと考えております。

○千葉盛委員 城内よしひこ委員と同じ質問ですが、報道によるとオリンピックへの海外からの観客を受け入れないことで調整しているということで、ホストタウンや事前キャンプでも、選手や関係者と接することが難しくなると思われ、この基金が活用されるか不透明な状況です。しかし、そもそもは復興オリンピックということですから、復興への支援に対する感謝、また日本の復興を発信していく機会が非常に重要になってくると思います。市町村とは、受け入れができないなどのさまざまな場合を想定して、どのような調整をされているのか、また調整していくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○高松特命参事兼連携調整課長 まさしく今市町村では新型コロナウイルス感染症の影響によりまして交流計画の見直しの作業をしております。また、新型コロナウイルス感染症対策につきましてはマニュアルを作成して取り組んでいかなければならないという形で進めておりまして、随時市町村と連携、情報収集、困ったことがないのかといったことを我々から問いかけをいたしまして、情報の共有に取り組んでおります。

また、そういったマニュアルの作成等につきましても、国の市町村向けの説明会もこれまで2回ほど開催いたしまして、市町村に任せ切りにはせずに、市町村が困らないように取り組んでいるところでございます。

○千葉盛委員 今後については、まず国がいろいろな判断をしていくということで難しい面もあると思います。さまざまな交流が難しくなる可能性もありますが、岩手県としては、オリンピックの後にもつながるよう、インターネットやSNSなど何でもいいのですけれども、さまざまな情報発信や交流のやり方があると思いますので、市町村と一緒に進めて欲しいと思いますので、よろしくお願いたします。

○斉藤信委員 最初にホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案にかかわってお聞きます。

一つは市町村に交付される市町村交付金が9,000万円、あと②から④、検査委託費、保健衛生機能の強化、医療・療養の強化の4,000万円、検査委託費が9,000万円、事務費が1,800万円なのですけれども、この②から④というのは県が使う費用ですか。

○高松特命参事兼連携調整課長 ②から④までの経費でございますが、これは県から支出をする形のものでございます。例えば、検査の関係でございますけれども、市町村に交流で来られた選手団の方であるとか、あるいは市町村の住民の方々、そういった方々が検査をする際に、検査機関にその検体を送って検査をしていただくわけですけれども、その検査機関でかかった費用等につきましては県に請求をしていただきまして、県でお支払いをするものでございます。

○斉藤信委員 この検査についてお聞きますけれども、検体を採取するのはどこで、検査する機関はどういう機関でしょうか。契約されているのでしょうか。

○高松特命参事兼連携調整課長 検査のフローにつきましても、つい最近国から示された形がございまして、まずどういった形で検査をするのか、検査をする場所、国から示されたフローでは宿泊施設であるとか、あるいは練習会場、そういったところで検体の採取を

しようというような形にはなっているのですけれども、実際に各市町村がどこで検査をするのかというの、まだこれから調整をしていくことになりますし、また検体を送って検査をしていただく機関につきましても、今後国からリストが示され、県内で今検査をしている機関がどこであるとか、そういったところも確認しながら決めて、そして契約をしていくというような状況でございます。

○**斉藤信委員** 国からの指示がつい最近だったというのも驚きです。何をやっているのだと。本当なら去年やっている大会ですから、そういうフローとか仕組みというのはあって当然です。それがつい最近示されたということで、驚くべき実態ではないかと思えます。

そこで、市町村の準備状況を聞きますけれども、1月の閉会中の委員会で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の議論をしました。そのときにホストタウンになっている国々との連絡が全く取れていないという話でした。この20市町村は、現在は連絡は取れているのですか。また、事前キャンプの1自治体については、連絡が取れているのか、取れていないのか。相手国の状況についてどのように把握していますか。

○**高松特命参事兼連携調整課長** 現在は連絡が取れている状況でございます。コンタクトを取って、その交流計画の見直しというものを各市町村で進めておりますので、連絡を取り合いながら内容を詰めているという状況でございます。

○**斉藤信委員** 連絡が取れているということですが、今度のオリンピックは、最終的には決まっていますが、海外から観客は入れないという方向であると報道されています。選手も全国に散らばって実施するというようなことが可能なかどうか。テニスの全豪オープンも選手隔離なのです。全豪オープン以上に規模も大きいオリンピックで、今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況の中で、全国に選手が行って交流するという条件が、率直に言えば整っていないのではないかと。そういったことは、組織委員会で協議されているのでしょうか。交流を行うということになっているのでしょうか。

○**木村オリンピック・パラリンピック推進室長** まず、この基金で行うべきものの関係についてもう一度説明させていただきますと、アスリートの安全安心な環境を確保するために徹底した新型コロナウイルス感染症対策が求められるということで、ホストタウンとか事前キャンプ地において、選手が移動する場合や宿泊する場合、練習する場合に、可能な限り人との接触を避けるということが求められております。そういった対策をするためのものとして、例えば移動するような場合には、選手が可能であれば借り上げ、そうでなければ前後の席を空ける、そのための費用をこの基金で対象とするとか、あと宿泊される際も、その宿泊施設のフロアにほかの観客を入れないようにするための空席の確保とか、あと練習会場でも、ほかの方々が一緒に使わないような形での感染対策をとるといった対応がそもそもございます。

そうしたことから、委員のおっしゃるとおり、交流という面で申しますと、事前キャンプの場合、日本に来日されて14日以内はそういった形での感染予防対策をしっかりと取らなければならないということがありますので、選手との交流についてはなるべく接触が生じ

ない形で、公開練習の見学はできますけれども、接触はできない、国旗や横断幕や拍手も、創意工夫を凝らした応援、激励あるいはオンラインでのそういう練習風景の配信や対話を行うなどの制限がございます。ただし、事後交流の場合、来日 14 日間を経過した後については、特段の制限が課されていないことから、新たな生活様式というものを踏まえまして、感染対策を講じた上で交流するというので、公開演技練習とか講演会、記念館を訪問したり、祭りを見学したり、一緒に買い物をしたり、競技体験をしたり、あるいは茶道や給食交流などもできることとされておりますので、この基金の場合には、あくまでそういった感染対策、いわゆる今大会のバブル方式をとりつつ、事後交流では新たな生活様式を踏まえた交流をやっていこうという考え方としておりますので、そういった対策をとらせていただくものでございます。

○**斉藤信委員** それはいつ示された方針ですか。今海外からの観客は受け入れないということを決めようとしているのです。状況が全然違って、本当に開くかどうか最終的には決まっていないのです。選手をどう管理するか、選手の感染防止対策も全然示されていません。そのことは早く組織委員会なりが示さなかったら、準備のしようがないと思うのです。

変異株も世界中に広がっている中で、今全国に散らばって交流するという条件は整っていないのではないかと思います。テニスの全豪オープンはどうやって実施したかといいますと、選手は毎日PCR検査を受けます。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会はそこまでいっていません。今までの方針だと 4 日に 1 回、それでいいのかと言われていたのです。これだって方針が変わっていない。本当にどういう条件があったら開かれるかというのも示していない。3 月 25 日の聖火リレーが始まるまでには方向を示したいということですが、これはほんの一部の話で、全てではないです。

状況がこの間でがらっと変わって、世界的なパンデミックの状況というのは変異株が出て、さらに拡大しているのです。そして、国内でも緊急事態宣言が首都圏で 2 週間延長される方向になっている中で、私は本当に早く、政府含めて組織委員会が今回のオリンピックを開催できるのかどうか、開催するとすればどういう条件のもとで開催するのか示してほしい。その中に、全国との交流も当然検討課題に入ってくると思いますので、ぜひそのことを強く求めていただきたい。

その上で、先ほどホストタウンになっている国々とは連絡がとれているという話でした。実際どのような状況を把握していますか。ホストタウンの相手国の状況や、選手が練習できる状況にあるのか。そして、本当にホストタウンで交流する意思があるのか。あと、事前キャンプは一つですから、どこか教えてください。事前キャンプをする意思というのは今でもあるのか、そのことを示してください。

○**高松特命参事兼連携調整課長** 各相手国、地域との連絡はどのような状況なのかということですが、市町村で連絡を取っていただいて、我々もそこまで詳細に把握できていないという部分もあるのですが、いずれ我々が把握していた交流計画自体が今変化しつ

つあります。そういった内容の交流計画自体の見直しを各市町村と相手国、地域との間で連絡を取り合ってやっていただいていると我々は把握しております。

もう一つ、事前キャンプの関係でございますが、奥州市がホストタウンではないのですけれども、事前キャンプを受け入れるということで動いているというところでございます。

○斉藤信委員 これだけ補正予算に組んで基金もつくろうと言っているときに、市町村が連絡を取っているというけれども、中身が全然伝わらないではないですか。それではだめですよ。それではつかんでいるうちに入りませんよ。

私は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催の条件というのは各国から代表が来る、その代表が十分な練習で代表に選ばれる条件があるかというのが大前提なのだと思います。世界的なパンデミックの状況の中で、少なくともホストタウンの対象国になっている国はどうなっているのか、そういうことを把握しなかったらだめなのではないですか。もっとリアルにわからないですか。

これだけのお金を基金に積み立てようというときに中身がない。連絡がとれているというのだったら、そのとれている中身を後でもいいからちゃんと示してください。

このような極めて流動的な状況のもとで、市町村に対する交付ということですが、市町村は予約などで既にもう金をかけているのですか。状況を見定めて交付すべきではないかと思いますが、市町村の執行状況と、県の市町村に対する交付の時期についてどう考えていますか。

○高松特命参事兼連携調整課長 市町村での支出はまだしておりません。新年度に入りまして、大会本番直前に事前キャンプという形で来ますので、それに伴う列車予約であるとか、宿泊の予約が始まるのは新年度になってからということになるかと思います。

したがって、令和 2 年度 2 月補正予算案でお願いしております基金には国から年度内に資金が入りまして、新年度になりましてから、その基金を取り崩して市町村への交付作業が始まるという流れになりますが、市町村にお金が行くのは、いずれ新年度になってからという形になります。

○斉藤信委員 これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ではないのですね。オリンピック独自の、そしてこれは 10 分の 10 の国負担ということによろしいですね。

○高松特命参事兼連携調整課長 はい。

○斉藤信委員 では、次に具体的な補正予算案の中身についてお聞きをします。101 ページですけれども、県民会館管理運営費 2,360 万円の増額、公会堂管理運営費 107 万円の増額ですが、この中身を示してください。そして、以前、県民会館を活用した場合の 2 分の 1 補助というのがありますが、この活用実績も含めて示してください。

○岡部文化振興課総括課長 初めに、県民会館管理運営費についてでございます。こちらにつきましては、文化芸術活動が停滞しているということもありまして、利用者が減っている。さらに、それに伴いまして利用収入が減少しているということもあります。

そういう状況を鑑みまして、県といたしましては安定的かつ継続的な管理運営を執行していただきたいという観点から、支援をすることとしています。県民会館につきましては、2,720万8,000円の支援ですが、運営実績による減額がありますので、それを差し引いた上で2,360万7,000円を増額しようとするものでございます。

続きまして、公会堂管理運営費でございます。こちらも同じ理由でございます。公会堂の安定的かつ組織的な管理運営のために指定管理料を増額するものでございまして、これにつきましては107万5,000円を増額しようとするものでございます。

施設利用の2分の1の補助の関係でございますが、県民会館については60件、公会堂については2件という状況になっております。

○**斉藤信委員** そうするとこれは減収補填ということでのいいのですか。

○**岡部文化振興課総括課長** 純粹な減収補填ということではなく、過去の実績に対応した現状をとらまえて支援するという中身に、そういった算式が県で統一されておまして、それに従った管理運営費の支援ということになっています。

○**斉藤信委員** もう少し正確に言ってください。どのぐらいの減収で、どのぐらい今回は補填になっているのか。これを示してください。

もう一つ、県民会館が減収になる、いわば新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、大ホール、中ホールが利用されないということは、そういう団体が活動の制約を受けているということなのです。そういう団体の影響、もう一つは、管理に携わる舞台芸術の方々も仕事が激減しています。私は、こういうところもしっかりと手立て、対策がとられる必要があると思いますが、この現状に対してどういう手立て、対策が講じられているのでしょうか。

○**岡部文化振興課総括課長** 算出根拠につきましては、過去3年間の同期の平均額と対象期間の利用料金の収入実績額を比較します。あとは、新型コロナウイルス感染症の影響で増加した支出と減少した支出、これを合算するというところでございまして、先ほど私が申し上げました金額がそれに該当するというところでございます。

文化芸術団体あるいはフリーランスの方々への支援ということでございますけれども、県の支援といたしましては文化芸術活動への補助ということで、これまで活動費に対する3分の2の補助を実施しておりまして、こちらにつきましては24件の利用を見込んでいますところでございます。

○**斉藤信委員** 私が最初に聞いたときには、ある一定の基準、ルールに基づいたもので、減収補填ではないということでした。では県民会館や公会堂はどれだけの減収になって、今回のこの予算措置はどの程度の補填になっているのかと聞いたのです。そこをわかりやすく言ってください。

○**岡部文化振興課総括課長** 失礼しました。県民会館につきましては、ホールの利用につきまして2,850万円の減収になっておりますし、公会堂についてはホール関係でございますが、92万7,000円の減収となっております。

○**齊藤信委員** わかりました。これで最後にします。先ほどの説明で、世界遺産登録推進事業費が4,583万円の減額で、これは必要な資料の提出ができなかったということですが、この進捗状況を示してください。これは新型コロナウイルス感染症の影響も含めて示してください。

○**佐藤世界遺産課長** 世界遺産の進捗状況でございますけれども、まずこの減額の内容でございますが、これには平泉の拡張登録にかかわる部分と、それから北海道、北東北の縄文遺跡群の登録にかかわる部分二つがございます。それで、まず後段の縄文遺跡群にかかわる部分でございますが、これは4道府県で海外プロモーションを今年度予定していたものですが、新型コロナウイルス感染症の関係で中止になったことに伴う減額になります。

それから、もう一つの平泉の拡張登録の件でございますが、これにつきましては平成29年に文化庁、文化審議会から示された課題の解決を、今それぞれの自治体、県も含めて取り組んでいるところでございます。それで、その取り組みの一つとして、海外専門家会議の開催を予定していたわけですが、これがやはり新型コロナウイルス感染症の関係でできなかった。また、そうした海外専門家会議を踏まえて推薦書を提出することになるわけですが、その推薦書の準備が整わなかったということでございます。

○**齊藤信委員** 了解しました。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、文化スポーツ部関係の議案の審査を終わります。この際、執行部から平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）について発言を求められておりますので、これを許します。

○**岡部文化振興課総括課長** 平泉の文化遺産ガイダンス施設（仮称）について御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。1、施設の理念ですが、平泉の価値を広く世界中に伝え、人類の共通の財産として後世へ継承するための拠点となり、平泉の文化遺産等の周遊の出発点として、世界遺産平泉並びに一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡を訪問する契機を提供する施設としております。

2、施設の概要ですが、名称については、現在仮称でございます。正式名称は、ことし6月には公表したいと考えております。場所は、平泉町の柳之御所公園内。道の駅平泉に道路を挟んで隣接しております。延床面積等は記載のとおりです。駐車可能台数は普通車47台、このうち身体障がい者用が2台、大型車2台となっております。

3、会館日ですが、令和3年11月から12月ごろを予定しております。平泉の文化遺産ガイダンス施設は5月11日に建物の引き渡し、8月31日に展示ケースやパネルなどの設置が完了する予定となっており、その後3カ月程度、建物内の温湿度等環境の安定状況を見て、平泉で発掘された重要文化財を搬入する必要があることから、この時期を予定するものでございます。

4、開館時間等についてですが、開館時間は午前9時から午後5時まで。11月1日から翌年3月31日までの冬季期間は午前9時から午後4時30分までとしております。休館日は年末年始、毎月末日の月1回、また年に1回、約5日間の資料整理日を設け、年間340日程度開館したいと考えております。入館料は無料としております。

5、主な事業です。世界遺産や柳之御所遺跡、一関市、奥州市及び平泉町など周辺地域に広がる関連遺跡の展示等の解説や紹介、大学等と連携した学術研究などを行います。

2ページをごらんください。6、事業費についてですが、平成29年度から令和3年度までの施設整備事業費は約23億円を、令和3年度の平泉の文化遺産ガイダンス施設管理運営費は約1億円を見込んでおります。

7、管理形態についてですが、下記の表に記載してありますとおり、令和3年度の開館から令和4年度末までは県直営業務委託とし、令和5年度からは表の①から④までの事業については指定管理者制度を導入することとしております。

8、組織体制ですが、ごらんの体系図のとおり館長を置き、事業ごとに職員を置くこととしております。

9、開館までの主なスケジュールですが、本定例会において施設開館に向けて令和3年度当初予算議案を提案しております。令和3年5月に施設新築工事が竣工いたします。県議会6月定例会に施設設置条例案を提案いたします。令和3年8月に展示製作、設置が完成し、令和3年11月から12月ごろの開館をめどとしております。

次に、3ページをごらんください。1、外観イメージ、2、平面図、3、展示イメージとなっております。3、展示イメージですが、IからVまでの内容を次のページで御説明いたします。4ページ、A3の用紙をごらんください。

平泉の文化遺産ガイダンス施設の主な展示内容です。左側、I、平泉インフォメーションです。エントランスホールとなっております。イメージ図の右側が展示コーナーで、世界遺産条約の理念、種類や平泉が世界遺産に登録されるまでの歩みのほか、県内で世界遺産に登録されている明治日本の産業革命遺産や登録を目指す北海道・北東北の縄文遺跡群などを紹介します。また、平泉に関する講演会もこのスペースで行いたいと考えております。

Ⅱ、プロローグです。展示室の中にプロローグシアターを設け、世界遺産平泉の価値や仏国土（浄土）の世界観をワイドスクリーンと床面に投影いたします。

Ⅲ、平泉の世界です。奥州藤原氏による現世の仏国土（浄土）の表現とその歩みを地形、模型、映像等で紹介いたします。また、世界遺産平泉や一関市、奥州市及び平泉町に広がる関連遺跡についてパネルやマップで紹介いたします。

Ⅳ、柳之御所遺跡と奥州藤原氏です。出土した重要文化財を展示するとともに、三代秀衡のころの平泉館の復元ジオラマにより奥州藤原氏の政庁・居館として建物や広場、池などがつくられていた当時の姿を再現します。なお、常設展示室の奥に企画展示室を設け、定期的に企画展示を実施することとしております。

Ⅴ、体験・展望展示です。からわけや陶磁器の出土状況を床下に再現展示するほか、模型を使って磁器を復元する体験メニューなどを提供します。柳之御所遺跡や金鶏山を展望することができますし、天気の良い日には屋外に設置したウッドデッキを活用することができます。

以上で平泉の文化遺産ガイダンス施設についての説明を終わります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○城内よしひこ委員 平泉の文化遺産ガイダンス施設で1点お伺いします。なぜ開館日予定が11月から12月ころとアバウトになっているのか。

○佐藤世界遺産課長 先ほども御説明を一部申し上げましたけれども、この施設の中に重要文化財を展示する予定としております。重要文化財の内訳は土器ですとか、そのほか木製品ですとか、金属の製品がございます。特に木製品や金属の製品は館内の環境の影響を非常に強く受けやすいと言われておりまして、その館内環境の安定化の数値を展示工事完成後に観察していきたいということで、現在11月から12月に設定させていただいております。

○城内よしひこ委員 これは早めに日程を設定して、多くの人に見てもらおう施設だと思えますので、施設側の都合でというのもそれは大事ですけれども、やはり多くの人を呼び込むためには一定の日をちを決めて、ここを目指してみんな頑張るという、そういうタイムスケジュールで工程表をつくったほうがいいのではないかと。重要文化財であることは間違いなくそのとおりですけれども、これまでの保管をしている経験値、見地があると思うので、それを元にすれば、こんなに1カ月も幅があるような日程はとらなくてもいいのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○佐藤世界遺産課長 館内の環境に影響を与えるものとしまして内装工事も考えられております。内装工事が8月の末で完成する予定でございますので、完成後速やかに経過観察をしながら開館日を特定する方向で検討していきたいと思っております。

○城内よしひこ委員 なるべく早く、11月になって紅葉の時期に、多くの方々に来てもらって周遊してもらおうことを目指してほしいと思っております。

次に、この際ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年鹿児島国体が中止

になりました。その影響についてお伺いしたいと思います。選手の育成強化に対する状況、またその予算の執行状況についてお伺いしたいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により鹿児島国体が延期されたことに伴いまして、国体を目指してきた選手は、ことし開催されます三重国体に向けて、現在モチベーションの維持に努めているところでございます。また、各競技団体におきましては、本県出身の県外選手を地元へ呼んだ強化練習会ができない状況です。県外チームとの対外試合ができない状況、宿泊を伴う合宿ができない状況などの課題に直面しておりまして、選手の育成強化に係る事業につきましては、これまで行っていたような回数あるいは形態で実施することができないという状況でございます。

このため県では、強化練習会や合宿の経費などを支援しております岩手競技力向上事業について当初予算9億4,600万円余のうち、2,400万円余の減補正を今回行おうとするものでございます。各競技団体では、こうした状況のもと、県外から優秀な指導者による最新の指導技術あるいはトレーニングを学ぶ研修をオンラインで行うなどの工夫をしながら現在競技力向上に取り組んでいるところでございます。

○城内よしひこ委員 そのとおりであります。競技をする方々は選手生命というのがあって、ピークというのがあります。そういう選手の方々の状況を考えると、昨年の国体が中止になったというのはすごく残念でなりません。また、競技ごとのガイドラインというのもまちまちでありますし、それによって選手の皆さんは競技力の向上がなかなかできない、練習ができない状況であります。ぜひ、そういったことも含めて、ことしはもう既に9月24日、三重国体の開催が決定されています。新型コロナウイルス感染症予防対策もこの1年の中で大分我々も学習したと思っています。それも踏まえて、何とかスポーツを愛する方々、そして競技を愛する方々にいいチャンスを与えてほしいし、いいパフォーマンスを出してほしいと思います。それが、我々が新型コロナウイルス感染症に負けない、元気になるための大きな要因でもあると思うので、これから三重国体に向けた選手の強化状況というのをどう考えているかお伺いしたいと思います。

○山本スポーツ振興課総括課長 令和2年6月に鹿児島国体の延期が決まりましたことから、例年ですと国体終了後の11月から12月にかけて競技団体との個別ミーティングを実施しておりますけれども、ことしは8月から9月にかけて前倒しで実施したところでございます。競技団体に対しましては、令和3年に開催される三重国体に向けた活動計画の策定を求めておりました。競技団体では、来年度、少年種別に該当する中学生を加えた強化練習会を開催するなど、ことしの三重国体に向けた強化事業に早期に取り組んでいるところでございます。

県では、ことし1月に首都圏等に緊急事態宣言が発令されたことから、県外遠征あるいは強化練習会の機会が少なくなっておりますけれども、各競技団体は選手強化の取り組みを続けている状況でございます。

県では、引き続き競技団体に対しまして強化練習会や合宿等に要する経費を支援してい

くとともに、競技成績に直結します高性能な競技用具の整備、あるいは県内就職を希望するアスリートへの支援などを行っていきまして、三重国体において、いわて県民計画（2019～2028）で目標に掲げております天皇杯順位、東北1位を目指し選手強化を進めていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 ぜひ今の思いを実現できるように我々も応援したいと思います。これは、まさにホップ・ステップ・ジャンプ、冬季インターハイ、そして国体が岩手県で開催されるというつながりになっていくと思いますので、ぜひことし頑張っ、て、苦しい状況であることは皆さん間違いないし、一番苦しいのは競技をしているアスリートの方々だと思いますので、その辺もバックアップできるようにお願いをして終わります。

○千葉絢子委員 私からは、平泉の文化遺産ガイダンス施設についてお伺いしたいと思います。

御承知の方もいらっしゃると思いますが、私は平泉の生まれ育ちです。そして、小さいころには柳之御所に住んでおりました。なので、ここが本当に地元なのです。正直この地域というのは11月、12月、平泉町民にとってみれば最もお客さんが来ない時期と言ってもいいかもしれません。この時期に開館をしても、出だし絶不調なのです。士気をそぐことにならないかなと心配しているのですけれども、この点については何か考えがあって、あえてこの12月までの時期なのか。それとも、集客を目的とする施設は大体7月、夏休み前のオープンだったり、春の行楽期の3月、4月オープンを目指していくと思うのですけれども、一番中途半端な時期に開館を持ってこざるを得なかった、その理由についてどのように検討なさったのか、一考する余地はないのかというところをお伺いしたいと思います。

○佐藤世界遺産課長 開館時期についての御質問でございますけれども、準備を平成28年ぐらいから進めてまいりまして、開館時期をどうするかというところにつきましても並行して検討してまいりました。その中で、やはりこの施設は文化財をきちっと保管展示する施設であるということで建物設計について文化庁の指導というのを何度かいただいておまして、それに期間を要したということがございます。

もう一つは展示もやはり専門的な中身になりますので、有識者の委員会、具体的には平泉遺跡群調査整備指導委員会ということになりますけれども、そちらからも複数回、回数にしますと何と18回にわたりましていろいろ御指導いただいて、その都度御指導いただいた内容を設計等に反映しながら今に至っているところでございます。したがって、当初から11月、12月の開館を想定していたわけではございませんが、結果的にそのようなになってしまったところでございます。

委員御指摘のように、11月、12月というのは、やはりどうしても客足が落ちるというのは事実かと思えます。私の経験上、県立博物館もやはり12月が一番底になるということ承知しているところでございますが、一方で、昨年県立美術館でジブリの大博覧会という企画展を冬場にやりまして、非常に好評を博したとこともございますので、そこは今後の呼びかけ等にもよると思っております、開館後閑古鳥というようなことがないように進

めてまいりたいと思っています。

○千葉絢子委員 冬の時期のオープンということであれば、商工労働観光部とも少しタッグを組んで、例えば秋ぐらいにはもしかして新型コロナウイルス感染症のワクチンも普及をして、台湾からのお客さんが来る可能性もありますから、見劣りしないような感じでしたいただきたいですし、もしそれがかなわなかった場合、例えば11月、12月あたりにプレオープンをして、来年の春に大々的に開館のセレモニーをしたりとか、せつかくの世界遺産なので盛り上げてほしいと思っております。

展示物についてなのですが、どうしても世界遺産というふうに考えてしまうと、額縁に入れて飾るような、あがめてしまうような、そのような雰囲気になってしまうと思うのです。ただ、昔の柳之御所資料館のいいところというのは、例えばトイレトペーパー代わりにくそべらというのがありまして、今もうちょっといい言い方になってはいますが、それを使っていたり、あとは草履、下駄ですが、すり減ったような状態で転がっていたというものが展示してあったり、そこに住んでいる人たちの息吹を感じられる展示があったというところなのです。なので、あまりにも装飾というか、あがめ過ぎないで、もともとここにきちんと人が暮らしていて、そしてどういう景色を見ていたか、どう生活していたかというようなところにも配慮をして展示をしてほしいと思っておりますが、展示物などに関してはどのような考えでいらっしゃるのか、そこもお伺いしたいです。

○佐藤世界遺産課長 平泉の文化遺産ガイダンス施設の展示品についての御質問でございますけれども、先ほどごらんいただきましたように幾つかのコーナーがございます。その中で、大きくは平泉の世界遺産を紹介しているコーナーと、それから旧柳之御所資料館を引き継いで、柳之御所の資料を中心に紹介するコーナーとがございます。それで、世界遺産のコーナーではやはり映像とか、仏国土、浄土というのは、物としてはなかなか見えにくいというところもございますので、映像などを中心に、それを感覚的にも御理解いただけるような展示を現在進めているところでございます。

一方で柳之御所につきましては、やはり平泉の館、政庁というようなところでございまして、ここには当然、人がいて、人が使った物があって、当時の生活実感といえますか、それは旧柳之御所資料館でも留意してきたところでございますので、そうしたところは新たな施設においても引き続き留意しながら展示を製作してまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 ぜひその場に生きていた人たちの子孫が我々であるということを県民の皆さんも誇りに思えるような、身近な施設にしていきたいと思っております。

世界遺産の周辺の整備のあり方についても一言申し上げたいと思っております。文教委員会には県南地域といいますか一関地域の選挙区の委員がいらっしゃらないので、なかなか意見を申し上げる機会がないと思っております。私は盛岡選挙区なのですけれども、やっぱり地元出身なので、ちょっと注文をつけさせていただきたいと思っております。

私は観自在王院のすぐ向かいに住んでいまして、自分の実家の土地も国の史跡になっております。その史跡の上に家が建っている状況なのですけれども、平泉のいいところとい

無料の理由は、聞き取り等によるものでございますけれども、それぞれ施設によってさまざまですが、一つはそこがデスティネーションではなく、そこをゲートウェイにして資産に回っていただくという考え方が一つあるようでございます。

それから、できるだけ多くの人に来てもらうには無料がいいと。これは、まだ世界遺産になっていない事例でございますけれども、青森県の三内丸山の事例などを聞きますと、やはり無料だったものを有料にすると、多少の客足といたしますか、入り込みが落ちているというような状況も仄聞するところでございます。

無料にしている理由の一番大きいのは、やはり世界遺産というのは、全ての人を守り伝えていくものであって、それを適切に理解していただいて世界遺産を訪問していただくというようなところが共通項としてはあると理解しております。

○**齊藤信委員** 他県の例もそうことだということであれば一応了解をしますが、私は感覚的には、それだけの価値があるものを見るというのは、それだけの対価があって、ありがたみもあるということなのではないのかと思います。無料というのは、そういうありがたみあまり伝わらないところがあるのです。入館料を払ったら、それ以上のものをというのがある意味人情みたいなものですから、いずれ他県の例もそういうことですから了解しました。

次に、管理形態、組織形態です。これは今後運営する上で決定的に重要なことだと思います。令和3年度、4年度は県直営と業務委託。業務委託というのは、どういうところに業務委託をするのか。そして、組織体制で、館長はどういう方が館長になるのか。特に学芸員というのが私は重要だと思うのだけれども、この学芸員、ここの事務職員、解説員の方々は、県直営の部分に入るのか、業務委託になるのか。私は学芸職員というのは、しっかり長期的な研究も含めて県が責任を持って配置すべきだと思いますが、その体制はどうなのか。

それと、かなり多彩な内容なので、案内する人、紹介する人、そういう解説があって、初めて全体像がよくわかる。ただ見るだけでは簡単には理解できないと思うので、ここには解説員とあるのですけれども、ボランティアなども含めて考えているのか。あと博物館などでは耳につけて聞きながら回るというやり方もありますよね。そういう点の体制はどうなのかを示してください。

○**佐藤世界遺産課長** まず業務委託でございますけれども、業務委託につきましては、現在公募を行いまして、業者の選定の手続を進めているところでございます。やはり文化財あるいは世界遺産等に知見のあるような業者を想定しておりまして、現在その手続をして審査を進めているというところでございます。

二つ目でございますが、館長につきましては、やはり施設の顔でございますので、当然それにふさわしいような方が求められると考えておりますし、当然組織のマネジメント能力ということも求められるのではないかと考えまして、現在検討を進めているところでございます。

続きまして、学芸職員でございますが、斉藤信委員御指摘のように、この施設で学芸職員の果たす役割というのは非常に大きいと捉えておきまして、複数の学芸職員を配置する方向で、現在進めているところでございますけれども、柳之御所の調査を中心に行ってきた調査研究がこの施設の根幹をなすだろうと考えておきまして、その部分については直営で考えているところでございます。その調査と研究の成果を基盤とする展示等については、令和5年度以降、指定管理を想定しているというところでございます。

解説員でございますが、解説員につきましてはパネルを読むだけ、あるいはものを見るだけでは、やはりなかなか世界遺産の理解は行き届かないだろうと考えております。重点的に解説員の教育を行いまして、来訪者に的確に理解していただいて世界遺産の各寺院、あるいは遺跡等に御案内できればいいのではないかと考えているところでございます。

また、ボランティアでございますけれども、ボランティアにつきましては、まだ具体的にはそこまで検討が進んでないところでございますが、今後開館までの間にボランティアのあり方についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○斉藤信委員 今の答弁で学芸員、調査研究の担当は直営ということですが、展示等は指定管理というニュアンスでした。しかし、学芸員というのは専門職ですよね。調査研究は直営だけど、保存、展示は違うと。学芸員は学芸員としてきちっと県が責任を持って配置し、育成するということが必要なのではないかと思えます。学芸員というのは専門職ですから、格差があってはならないのではないかと思えます。そこはぜひ検討していただきたいと思えます。

それと展示も、これは専門業者に委託するということが前回の議論にありましたが、業務委託と指定管理というのは連動するのか。また、展示をする専門業者もあると思えますけれども、この関連はどうなるのか示してください。

○佐藤世界遺産課長 まず、現在展示の製作を進めている展示業者、専門的な業者でございますが、丹青社というところが受託してございまして、その展示の内装あるいはパネル等の表現、あるいは映像等の組み立てなどの仕上げに来年度8月末までに入るというようなところでございます。

それから、業務委託と指定管理でございますけれども、業務委託は令和3年度と令和4年度でございまして、令和5年度以降の指定管理とは切り分けて考えております。

○斉藤信委員 手続的には切り分けるということだとは思いますが、それなりのノウハウとございますか、知らない人が突然指定管理ということにならないでしょうか。先ほど私が言ったように、学芸員の待遇についてはぜひ慎重に、専門家を大事にしていきたい。

次に、別件でさらにお聞きしますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で聖火リレーも始まるのですけれども、2月27日の全国知事会議で、達増知事がこういう発言をしました、首都圏の感染をほぼゼロにできるかが開催の局面になる。オールジャパンで首都決戦に勝利して、五輪開催の流れをつくる目標設定が大事だ。いわば感染をほぼゼロにできるぐらいの感染対策をやらなければならないという、大変重要な提起をしたと思

回答が 58%です。感染拡大の恐れがあるので開催してほしくない。共同通信の調査では8割です。だから、国民は今感染拡大に不安を感じている。残念ながら多数が望んでない。やっぱり望まれる大会でなくてはならないと思うのです。そういう意味で、そういうことをしっかり早く、3月25日をタイムリミットにして、開催の条件、体制を示すように強く求めていただきたい。最後にまた改めて聞いて終わります。

○石川文化スポーツ部長 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の前提となるものは、やはり新型コロナウイルス感染症対策と考えております。一方で、先般県内を走る聖火リレーのボランティアの募集をしたところ、こちらで設定しました人数を超える方々から手を挙げていただくような形で、やはりオリンピックの開催について、県民についてはやはり期待する方も多いのかなと考えております。いずれ、しっかりとした条件のもと、観客あるいは選手が安心して開会に臨めるような形になるように、組織委員会にもお話をしていきたいと思っています。

○上原康樹委員 平泉のきらびやかな、そうしたテーマの後で、非常に地道な話なのですけども、文化芸術に関するお話でございます。

県立の美術館、それから博物館、大健闘していると思います。コロナ禍の中で人が集まりにくいけれども、そういう人々の気持ちを引き寄せる、素晴らしい企画展をやっていると思います。評価させていただいております。

一方で、それぞれの市町村で管理、運営している文化施設、美術館もありますし、博物館もあります。私はよく岩手町の石神の丘美術館に行きます。大きな美術館や博物館とは違う地域密着型、それからディレクターも、芸術監督というのでしょうか、そういう皆さんの個性が非常に発揮されていて、これは存在感があるものだと思います。

今は新型コロナウイルス感染症に対する対応ですとか、それから経済に対する支援ですとか、各自治体はそういう方面でもう頭がいっぱいだと思うのです。その中で、厳しい状況の中で、地域の文化施設は健気に活動を続けております。十分な人を集められない中でも企画展を公開しているところが多いと思います。しかし、さすがにここまですると、いつ新型コロナウイルス感染症が終息するのかわからない中で、絶えず新たな企画を提出して実現していくという活動というのは、息苦しくなっていると思うのです。そうした地域の文化施設から聞こえてくるものはありますか。SOSなどが発信されていませんか。そうした文化施設に対するアンテナを張っているはずの県として承知していること、現在の状況がもしあれば教えていただきたい。

○岡部文化振興課総括課長 市町村が運営する文化施設の状況把握についてでございますけれども、県といたしましては、市町村が運営する文化施設の利用状況等について毎月調査を行っているところでございます。市町村が運営する文化施設におけるイベント等の実施状況は、昨年2月から本年1月までに予定されていたイベント等の約40%が中止または延期となっている状況でございます。ですので、多くの施設で利用者の減少に伴う減収も生じている状況というところでございます。

さらに調査を進めまして市町村の文化施設、ホールの貸館等の施設が 27 施設ございまして、19 施設が指定管理者制度を導入しております。そのうち 8 施設につきましては、市町村による管理運営費の支援が行われておりますし、あとは文化芸術活動への支援ということで、五つの市におきまして施設の利用促進を図る補助ですとか、文化芸術団体向けの活動補助を実施しているというところで状況を把握しているところでございます。

○**上原康樹委員** ということは、全ての施設が十分な支援を受けられていないということにもなると思います。できる限り具体的な、例えばもちろん資金の面でも、人の配置の面でも、もっと情報を吸収していただいて、具体的な地域の文化芸術の振興のために動いていただきたいと思います。

最後に一言申し添えたいのですが、東日本大震災津波から 10 年、人々の心の復興というのが今大きなテーマです。そういう状況の中で、コロナ禍という非常に疲弊してくる心の問題もありますけれども、そうした苦しい時代の中でこそ、芸術というものが人を支えて癒すわけです。そうしてみますと、地域密着型の文化施設、美術館ですとか博物館というのはこれから求められる場所だと思うのです。

例えば沿岸にそうした美術館というのはあまりないのです。漁師の方の中にもとてつもない芸術、絵を描く方もいらっしゃる。そういうおらが町のあの漁師さんが描いた絵だというものも励みになりますし、勇気にもなると思うのです。そういう場所をどんなささやかでもいいから、何かつくり上げていただけるような活動、そのためのリサーチ、人々とのコミュニケーション、こうしたものも皆さんのお仕事の中の一環として考えていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○**伊藤勢至委員** 平泉三代に話を戻しますが、まさに平泉三代、100 年の栄華を誇ったわけですが、これがそのままいってくれば、東北地方の王者ということで君臨をしていたのかもしれませんが。そういう中で、源義経をかくまったあまりに源頼朝に滅ぼされたというわけですが、藤原秀衡の考えは、源義経という戦上手に自分が持っている 7 万騎を預ければ鎌倉幕府に負けないと思いがあったのだと思うのです。

そういう中で、作家の梅原猛が書いた本の中に、宮沢賢治という人は決して人をくさしたことがない人なのですが、源頼朝を大盗人と言ってくさしているという一節がありまして、これは縄文の心という単行本でありまして、この本をいままでに 30 冊ぐらい買って県庁内にお上げしたのですが、お読みになったことはありますか。人がかわっているからないでしょう。また、あれば後で買ってあげますけれどもね。

そういう中で、源頼朝がしかけた戦争で平泉の堂塔伽藍を全部焼き払ってしまった源頼朝でさえ、金色堂の荘厳さには打たれて、そこには火をかけられなかったと、礼をして去っていったと、こういうくだりがあります。

今、金色堂に向かって右側、参道の脇に小さな石碑がこのころできまして、そこにそのくだりが書いてあるのですけれども、もう一つ、先輩から聞いた話の中で、藤原三代の栄華の中に紺紙金字銀字一切経、つまり紺ベースの紙に金の色をした文字、銀の色をした文

字、これで書いた一切経というお経、これは中国から取り寄せたものらしいですが、1万巻あったと聞いています。それを頼朝は6,000巻盗んでいって、戦利品といえば戦利品なのでしょうが、今高野山に預けられているという話を聞いてましたから、これは返してくれと言える話だと思う。当時の寺のお坊さんたちは必死になって隠して、4,000巻しか隠せなかった。だから、この二つの点において大盗人だと思いますよ。そういった記述をどこかに残していかなければ忘れられてしまう、伝わっていかないと思います。

それから、宮古盛岡横断道路の工事中に、城内委員の地元であります花輪に田鎖車堂前遺跡が発掘されました、これは藤原政庁の沿岸の支庁であったという話であります。恐らく昆布でありますとか、サケでありますとか、そういったもの、縄文海進ということがあって、海が大分中まで入ってきていた時代のものでありますから、その支庁だと考えますと、藤原の時代というのは平泉だけではなくて、オール岩手にいろいろな影響を持っていたという視点も次の世代につなげていってほしい。紫波町の佐比内金山もありますし、義経は平泉では終わっていない、宮古市の方面から北海道に行つてという話も伝説と言われてはいますが、私は行ったような気がしています。それも車堂を経由して、岩泉の支庁を経由して宮古市に来た。途中には、鈴久名という地域がありまして、そこまで静御前が追いかけてきているという話も残っているのです。そういう中で、やはり夢を残す、次の世代に本当のものを伝えていくということ、伝承の意義を今の私たちが持っていると思うのです。

したがって、そういうことを伝えていかなければ、ここで終わってしまうかもしれない歴史というものを幅広く残していただきたいと思います。きょう、書店に行って、本があるかどうか見て、あったら買って差し上げますけれども、自腹で1冊持っていますけれどもね。そういうところから幅広く岩手県の歴史をアピールしていくことが必要だと思います。部長から聞いて終わります。

○石川文化スポーツ部長 今委員からお話があったことは非常に貴重なお話だと思いますし、平泉の文化遺産ガイド施設においては義経の北行伝説も大事なものだと考えておりまして、展示する予定にしております。そういったいろいろな形で平泉の価値を国内外の方々に御理解いただきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもって文化スポーツ部関係の審査を終わります。文化スポーツ部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。初めに、議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費及び第11款災害復旧費のうちそれぞれ教育委員会関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち教育委員会関係第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中22及び23を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤教育局長兼教育企画室長 議案第 55 号令和 2 年度岩手県一般会計補正予算(第 7 号)について御説明申し上げます。

議案(その 3)の 8 ページをお開き願います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは 10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までと、次のページ、9 ページの 11 款災害復旧費のうち 4 項教育施設災害復旧費であります。これらは主に事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などの補正であり、全体として 13 億 93 万円余を減額しようとするものであります。

補正の主な内容につきましては、別冊の予算に関する説明書により御説明申し上げますが、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

予算に関する説明書の 197 ページをお開き願います。10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち、上から五つ目の被災児童生徒就学援助事業費補助は、市町村事業の計画変更に伴い所要額を補正しようとするものであります。

198 ページに参りまして、3 目教職員人事費のうち、教職員人事管理費から退職手当までの 3 事業は、会計年度任用職員等の人数や児童手当受給者数、退職職員数の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであります。

4 目教育指導費のうち、199 ページをお開きいただきたいと思います。教育委員会の上から四つ目の児童生徒健全育成推進費は、震災対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫補助事業の確定等により所要額を補正しようとするものであり、中段より少し下の県立学校 ICT 機器整備事業費は、新型コロナウイルス感染症等に対応した学びの保障を図るため、県立高等学校に生徒用のタブレット端末 4,320 台を追加で整備しようとするものであります。

201 ページをお開き願います。2 項小学校費、1 目教職員費の教職員費、202 ページにまいりまして、3 項中学校費、1 目教職員費の教職員費、203 ページに参りまして、4 項高等学校費、1 目高等学校総務費の教職員費につきましては、教職員給与費の確定見込み等によりそれぞれ所要額を補正しようとするものであります。

204 ページ、4 目教育振興費のうち、上から二つ目の産業教育設備整備費はデジタル化等に対応した産業教育を推進するため、県立高等学校に実験、実習設備を整備しようとするものであり、205 ページに参りまして、上から六つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費は、対象生徒数の確定等に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次に、5 目学校建設費の一つ目、校舎建設事業費は久慈高等学校、福岡工業高等学校、伊保内高等学校の耐震改築工事等の契約額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであり、一つ飛びまして校舎大規模改造事業費は、県立高等学校の普通教室等のエアコン設備について整備済み及び整備することとしている学校を除く 34 校全てに追加で整備しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、207 ページをお開き願います。5 項特別支援学校費、1 目特別支

援学校費のうち管理運営費につきましては、教職員給与費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、209 ページをお開き願います。6 項社会教育費、1 目社会教育総務費のうち、八つ目の青少年の家施設整備費は、青少年の家における施設設備の整備に要する経費の確定見込み等により所要額を補正しようとするものであります。

次の2 目文化財保護費のうち、二つ目の文化財保護推進費は、指定文化財の修復や整備に要する経費などの確定見込みによる補正であり、次のページ、210 ページに参りまして、二つ目の柳之御所遺跡整備調査事業費は発掘調査、史跡公園整備に要する経費の確定見込みにより所要額を補正しようとするものであります。

次のページ、211 ページに参りまして、一番下の6 目美術館費の管理運営費は、新型コロナウイルス感染症の影響による企画展の中止等に伴い所要額を補正しようとするものであります。

1 ページ飛ばしまして、213 ページをお開き願います。7 項保健体育費、1 目保健体育総務費の三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みにより所要額を補正しようとするものであります。

次に、少しページを飛んでいただきまして、223 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、4 項教育施設災害復旧費の2 目体育施設災害復旧費であります。県立野外活動センターの災害復旧費工事について、契約額の確定に伴い所要額を補正しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その3）にお戻りいただきまして、議案（その3）の21 ページをお開き願います。第2 表繰越明許費補正追加の表中、教育委員会の所管分は10 款教育費のうち1 項教育総務費から、次のページの22 ページに参りまして、6 項社会教育費までの7 事業、46 億485 万5,000 円であります。これらの繰越事業は国の補正予算を活用した県立学校 I C T 機器整備事業及び産業教育設備整備のほか、校舎大規模改造事業等について計画調整に不測の日数を要したことなどにより令和3 年度に繰り越して執行しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。25 ページをお開き願います。第3 表債務負担行為補正、1 追加の表中、教育委員会の所管分は22、指定管理者による博物館管理運営業務及び23、指定管理者による美術館管理運営業務であります。これらは会計年度任用職員制度の導入に伴って令和3 年度から指定管理料を増額するため、令和2 年度中に指定管理者と基本協定を締結する必要があることから、それぞれ期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 教育指導費の I C T 機器整備事業ですが、このパソコンの単価は幾

らになるのですか。

○**渡辺教育企画推進監** パソコンの単価の御質問でございますが、全体で割り返しますとノートパソコン端末が大体1台5万600円程度になっております。充電保管庫が12万1,700円程度となっております。

○**城内よしひこ委員** 当初お伺いした際には4万5,000円程度ということでしたが、そのオーバー分は財源として確保できるのですか。

○**渡辺教育企画推進監** 今回の補正につきましては、国の補助単価が4万5,000円ということで、どうしても不足分が生じますので、その分は全額ではありませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して整備するという予定にしております。

○**城内よしひこ委員** 間に合ってよかったですと思います。これは全国一斉にこういう数が出てくると思うのですが、いつごろ整備される予定ですか。

○**渡辺教育企画推進監** 今城内よしひこ委員から御指摘があったとおり、全国の小中学校、高校、全てで整備を進めるということで、機器の整備あるいは購入した機器を設定するための人員が集まらない、確保できないという状況がございますが、この補正につきましては今回繰り越しになりますので、11月の納入完了を目標にしております。

○**城内よしひこ委員** 11月、結構かかるなというところですが、それは全国一斉なのでしようがないとは思いますが。

その間に、先生方の指導体制とか、カリキュラムも含めて整えていく予定なのか、また間に合うのか。ICT機器は揃ったけれども、先生方がそれに対応できないでは、まずいと思うのですが、その辺はどういうタイムスケジュールになっているのですか。

○**渡辺教育企画推進監** 今年度につきましても補正予算でお認めをいただきまして整備を進めていたところですが、残念ながら繰り越しをして、最初4,160台、今回は4,320台ということがございますが、機器が入ってこないということで、それまでの間も教員の研修とかを進めながら、入ってきたらすぐに対応できるような形で進めております。来年度も研修を充実させながら体制を整え、適宜実施に向けて進めていくということで考えております。

○**城内よしひこ委員** 学校、あるいは生徒、学年によって、差がつかないような導入方法を目指して、ぜひそういう体制を取ってほしいと思います。

産業教育設備整備費、これは今の説明のような単価でいいですか。

○**新田学校施設課長** 産業教育設備整備についてのお尋ねでございます。この設備というのは、基本的に専門高校においてデジタル化に対応した産業教育設備を整備するというふうになっておまして、具体的な設備については、例えば工業分野であれば金属等の加工部品の設計を行うようなシステム、NC加工システムであるとか、例えば商業であればプログラミングに使うもの、農業であれば、例えばミルクプラントみたいに電子制御で生乳の品質管理をする装置ということで、それぞれのデジタル化した備品についてということですので、一律で幾らという形ではないものでございます。

○城内よしひこ委員 これも多分日本全国中、機材の調達というのは大変だと思うのですが、導入時期はどのようなタイムスケジュールになっていますか。

○新田学校施設課長 おっしゃるとおりで、全国でいわゆる専門高校においてデジタル化を進めようというところがございます。先ほどお話ししたとおり、農業、工業、商業、水産とか、各分野ごとにそれぞれの備品という形になりますので、全てが競合するというわけではございません。繰越明許を取らせていただきまして、各学校ごとに備品の購入を進めて、来年度中に全部そろそろような形で整備を進めてまいりたいと考えております。

○城内よしひこ委員 校舎大規模改造事業における、エアコンの整備については、大変頑張ってください、ありがとうございます。

このエアコンも多分全国一律にニーズがあると思うのですが、夏に間に合うように導入はできるのでしょうか。

○新田学校施設課長 県立高校の普通教室等へのエアコンの整備についてでございます。9月臨時会におきまして、予算化を認めていただきました県南地区の14校と、いわゆる大規模校の13校につきましては、現在工事発注の手続きを行っており、順調にいきましたらことしの夏から稼働できる予定でございます。

また整備済み、そして整備することになっている学校を除く残り34校につきましては、今回の2月補正予算案で設計費と工事費を計上させていただいております、こちらは設計をしてから、その上で入札をし、工事をするという運びになりますので、設計でおおむね4カ月ぐらい、工事でも5カ月ぐらいかかるということですので、こちらは令和3年度内に工事を完了して、令和4年度の年度当初から使えるような形で整備を進めていきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 頑張ってください。冷房が本当はいいのだと思うのですがけれども、暖房にも使えるということなので、了とします。

○柳村一委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○千葉盛委員 先ほど城内よしひこ委員も質問しましたが、エアコンの整備については一日でも早く整備されるように期待していますので、よろしくお願いします。

県立学校ICT機器整備事業で、タブレット4,320台が県立高校全生徒の約4割ということで整備されるということです。それも11月ということでしたけれども、最近全国で1人1台端末の整備が進んでいる中で、岩手県として小中学校でも全生徒に整備されますので、県立高校で整備されていないというのもどうかと思いますが、全体の整備等、どういう目標設定をしているのかお伺いします。

○渡辺教育企画推進監 目標というお話でございましたが、今のところ、まだ目標は検討中でございまして、先ほど委員からお話のありましたとおり、今年度の予算、繰り越しに

もなりますが、おおむね1万台、高校生の全生徒の4割程度の整備がなされるということでございます。

ただ、今後どうするかというのは、今回県教育委員会で行ったアンケート調査によりますと、大体3割が個人所有でタブレット等を持っているという現状がございます。また、高校は義務教育ではございませんので、通常の教科書等につきましても個人負担で購入しているという状況がございます。そういった中で、今後他県の状況なども考慮しながら、参考にしながら検討していきたいと考えております。

○千葉盛委員 小中学校で整備されるということで、端末を使ってというのは当たり前になってくると思うのです。その中で目標設定がないということですが、まず1万台が整備される中で、どこに配置されて、どう活用されていくのかをお伺いします。

○渡辺教育企画推進監 まずは、今回令和2年度4号補正で整備するものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を全額活用して、緊急時の貸し出し用として整備したものです。今回7号補正で御提案申し上げておりますのが4,320台ということで、それに加えて、さらに充実させようということで整備をしているものがございます。これをタブレットに更新しながら、あわせてこれをふやして行って、最終的に3クラスに1クラスぐらいの割合で配置できます。とりあえずはそれで回しながらICT機器を活用しながら授業をして、状況を見ながら、また新たに1人1台端末をどうするか、個人負担を含めて検討をしていくことにしております。

○千葉盛委員 活用に関してはこれからでもいいですから、どう活用するかというのは具体的にしっかりと考えていってほしいと思います。貸し出す場合について、今は臨時休業になる可能性はどこの学校にでもあるわけですが、どこの学校に配置されていて、それをどう貸し出す状況になるのかを伺います。

○渡辺教育企画推進監 今回整備する端末につきましては、全ての県立学校に配置します。ただ学校規模によって、具体的には1学年3クラス未満の学校については40台、それ以上の学校については80台ということで配備します。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよりますので、その地域ごとで調整をしながら、仮に休校となった学校でも学びがしっかりできる体制を整えるということで考えております。

○千葉盛委員 結局1人1台にならないというのは、臨時休業になったときに対応できず、差が出てしまうということだと思いますし、機器を活用して何かをするにしても学校によって差が出るのではないかと思います。家庭用で3割持っている人もいるということですが、家庭用を使う人もいれば学校用を使う人もいるなど、よくわからない状態だと思います。具体的な活用方法が見えてこないのです。質問しづらいのですが、まず1人1台を進めていくことができる県が12県あって、岩手県で1人1台用意できないというのは、どこにそういう差があるのか、そこを教えてください。

○渡辺教育企画推進監 千葉盛委員から御紹介がありました12県は1人1台端末の配置を、

県の事業でを進める方向ということでございます。ほかの県につきましては、まだ決まっていなくて、あるいは保護者負担で整備する方針としているところ、さまざまございます。そういった状況も考慮しながら、繰り返しになりますが、先ほどお示しましたとおり、高校は義務教育ではないということで、小中学校とは違った環境でございますので、そういったことも含めながら早期に検討していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** それでは、補正予算の具体的な中身について聞きます。

197 ページ、被災児童生徒就学援助事業費補助が 7,542 万円余減額となっておりますが、これは被災児童生徒就学援助の生徒の数が減ったのでしょうか。前年、今年度の実績を示してください。

○**新田学校施設課長** 被災児童生徒就学援助事業費補助の児童生徒数についてのお尋ねでございます。この制度そのものは各市町村で実施しているものでございまして、令和 2 年度当初予算におきまして、各市町村からの年間の使用見込みに基づいて計上し、2 月補正予算案におきましてその実績見込みに基づいて県が計上しているものです。当初予算時点では 2,259 人であったものを、最終的には 1,771 人、488 人の減となっているものでございます。

○**斉藤信委員** 前年度と比べて減ったのかということも聞いたのだけれども、前年度は幾らでしたか。

○**新田学校施設課長** 前年度につきましては、最終の実績ベースで 2,029 人となっております。

○**斉藤信委員** 実績が出ている前の予算かもしれないけれども、細かいことを言えば、昨年の実績が 2,029 人であれば、ことしふえるはずはないのですが、いずれわかりました。

いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付事業が 2,040 万円余減額です。大幅な減額なので、これも昨年の実績、そしてことしの実績、何で大幅な減額になったのか示してください。

○**渡辺教育企画推進監** いわての学び希望基金大学等進学支援一時金の実績、現時点での実績見込みでございまして、135 人を見込んでおります。昨年の実績が 130 人でございました。約 2,000 万円減額になっているということですが、当初の予算では 170 人分を見込んで当初予算に計上しております。これは一時金、自宅含む通い、自宅から通う場合は 30 万円、自宅外からだとも 60 万円という差がございまして、予算のときには、前年度を参考にはしますが、なるべく支給ができなくならないようにということで、若干余裕を見て予算措置をしているということもございまして、約 2,000 万円の減額ということになっております。

○**斉藤信委員** わかりました。これは、前年度 130 人から 135 人ということで、実績はふえる見込みということですね。わかりました。

では、次に 198 ページ、部活動指導員配置事業費補助が 2,169 万円の減額になっております。この配置実績は中学校、高校だと思えますけれども、前年度からふえているのかど

うかを含めて示してください。

○清川保健体育課総括課長 部活動指導員配置事業でございます。当初の計画では各学校1名ずつ、中学校で言うと156名配置する計画でございました。それに対しまして、実績、配置見込みということで78名です。県立学校につきましては全校に1名ということで63名、それから県立中学校もございますので、合わせて64名を配置する計画のところ61名の実績ということに伴う減でございます。

○斉藤信委員 前年比は。

○清川保健体育課総括課長 前年度、令和元年度につきましては、同じく全校に1名配置する計画でございまして、実績が65名でございます。県立学校につきましては46名です。

○斉藤信委員 中学校は、前年よりは若干ふえているようではございますけれども、予定よりは半分ぐらいにとどまっているということですね。せっかくの制度ですから、しっかり活用できるようにしていただきたい。

199ページの児童生徒健全育成推進費ですが、これはスクールカウンセラーなどの配置ということですが、4,811万円余の減額です。来年度予算も減額しているもので、恐らく予定のスクールカウンセラーを配置できなかったのではないかとと思いますが、当初の予定、そして実際の配置、前年度比がどうなっているか示してください。あわせて来年度の見込みも示してください。

○木村学校調整課総括課長 スクールカウンセラーの配置についてですが、今年度、令和2年度の計画値といたしましては、スクールカウンセラー80名の配置で、内訳は、配置型が69名、巡回型が11名の計画になっています。実績といたしましては、配置型が計画より1名少なく68名、巡回は同じく11名ですので、実績が79名となっております。来年度は、現在のところ予定としまして配置型66名、巡回型11名、計77名の予定であります。

○斉藤信委員 この補正を見ると、配置の人員は1人減ったということなのだけでも、金額的には4,800万円の減額でかなりの額です。1人分とはちょっと思えないのだけでも、これはどういうことでしょうか。

それと、巡回型というのは基本的には被災地への配置だと思いますけれども、これは今年度も来年度も変わらない配置になるということによろしいですか。

○木村学校調整課総括課長 まず、減額の理由ですけれども、細かいところを見ますと5点ほどありまして、大きいところはスクールカウンセラーに加えまして、在学青少年指導員、それからスクールソーシャルワーカー等の配置の勤務の見込みを踏まえた報酬、期末手当、通勤に係る費用弁償などの経費が減額となったというところでは、同じくその方々の学校訪問時の旅費の経費が通勤に係る費用弁償で弁償されることによる減額補正というものもございます。心と体の健康観察調査委託経費の入札残の補正、スーパーバイザーの訪問実績による謝金等の減額の補正、巡回型カウンセラーの借り上げ公舎の賃料の実績、これらのトータルということで、それだけの減になったところです。

令和3年度の巡回型カウンセラーは、同様に11名で配置を考えています。

○**斉藤信委員** スクールカウンセラーというのは大学院を修了した専門職なのですよね。そういう専門職の割には、これは県の正規採用ではなく、請負契約みたいな形でしょう。大学院まで出て専門職として仕事をしていて、きちんと教育事務所に配置するなり、そういう待遇改善を図って、これらの方々の待遇と仕事を充実させるということが必要だと思います。全国的に、福岡県などではしっかり配置されています。そういう形で改善を図ることが必要なのではないのでしょうか。

○**木村学校調整課総括課長** スクールカウンセラーの待遇の改善につきましては、以前も斉藤信委員から御指摘をいただいているところでございます。我々といたしましても大きな課題だと捉えているところであります。

ただ一方では、本県における有資格者が限られていたり、スクールカウンセラーとほかの勤務との兼業というような実態等もありますので、どのようなスタイルが県にとってもスクールカウンセラーにとっても望ましいのか、その辺を考えていきたいと思えます。

○**斉藤信委員** どうも前向きにならない。大学院を卒業して、専門職として、これは本当に人生をかけて働こうとしている人たちについては、私はしっかり県の職員として採用して、活動を重視していただくということが筋道だと思うので、いろいろな条件の人がいるから一律とは言いませんが、せめてそういう方々については待遇の改善をしていただきたい。

追加してスクールソーシャルワーカーという話もありましたが、スクールソーシャルワーカーの配置は、昨年度、今年度、来年度どうなるのでしょうか。

○**木村学校調整課総括課長** スクールソーシャルワーカーにつきましては、今年度定員としては 18 名のところ、やはり兼業等の影響で実質人員 21 名という形で勤務していただいております。現在のところ、枠としては次年度も 18 名の枠を確保して、児童あるいは保護者等の相談業務に対応いただきたいと考えております。

○**斉藤信委員** 子供の貧困化、特に母子家庭ではコロナ禍で仕事がなくなったという大変状況がありますので、スクールソーシャルワーカーの役割、活動というのは大変重要になってきているのではないかと思います。

岩手県も子供の貧困対策の方針を決めたわけですが、所管は保健福祉部だけれども、第一に挙げられているのは教育支援なのです。そういう子供たちに対する教育支援というのが子供の貧困対策の第一なのです。県教育委員会がそういう点でしっかり体制をとって進めたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○**木村学校調整課総括課長** スクールソーシャルワーカーの学校現場において果たす役割というのは、このコロナ禍の中で、さらに重要度を増してきていると認識しております。今後も学校、それからそういった専門の職員の力を借りながら、生徒あるいは家庭の支援に努めてまいります。

○**斉藤信委員** 県立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費というのが 104 万円余の増額補正であります。今年度、結果的にどれだけの県立高校が修学旅行ができて、できなかった

た高校、キャンセル料が発生した学校はどれだけなのか、あわせて小中の状況も示してください。

○須川高校教育課長 県立高校の修学旅行についてですが、今年度は、現在のところ延べ8校が国内の修学旅行に行っております。実質県立高校自体は62校なのですけれども、分校とか、そういうのも含めて67校88団体のうち、ことしは8校8団体ということになっております。行き先については、県外が1校、県内が7校ということで、ほとんどが県内で、本来であれば4泊5日とかなわけですが、期間を短縮させて実施しております。

○小野寺義務教育課長 小中学校の修学旅行の実施状況についてであります。小学校については302校中、中止が4校であります。中学校については151校中、中止が44校となっております。

○斉藤信委員 県立学校の場合、キャンセル料が発生したという学校、最初から中止したというのもあるでしょう。中止したところと、キャンセル料が発生したということは、一致はしませんか、その数の関係を示してください。

○中川学校教育課総括課長 キャンセル料についてなのですけれども、中止したところだけではなくて、来年度に延期したところも含めての数になっておりますので、そこは一致しない形になっております。

○斉藤信委員 いやいや、数を言ってください。

○中川学校教育課総括課長 はい。一覧があるのですけれども、ちょっと数えるのに時間がかかるので、追ってお知らせします。

○斉藤信委員 わかりました。予算で出ているから、きちんと積み上げた数があるわけなのでね。

それで、小学校は中止したのはわずか4校ということで、かなり頑張ってやられたと。ことしの小学校の修学旅行の特徴、行き先、そして実施した教訓といいますか、そういうことを示してください。

○小野寺義務教育課長 小学校の修学旅行についてであります。県外に出て行こうとするところの数と、県内の数というものは捉えておりませんが、ほとんどの学校が県内の修学旅行と変更し、県内の各地の文化遺産であるとか、自然遺産であるとか、そういうところに行ってきたということを聞いております。

○須川高校教育課長 先ほどもちょっとお話ししましたけれども、県立高校に関しては県外が1校で、ほかは県内に、例えば平泉町とか、陸前高田市の伝承館とか、沿岸の学校は、安比とか八幡平でスキーをすとか、県内でなかなか行く機会がないようなところ、また復興教育とか、そういうものに結びつけて実施しているところです。

なお、先ほど御質問ありました実施済みとか、あとは変更、中止の校数ですけれども、県立高校では実施済みが先ほどお話しのように8校、次年度への変更が24校、中止が38校です。特別支援学校につきましては実施済みが小学部、中学部、高等部とありますので33学部、次年度への変更が8学部、中止が4学部となっております。なお、一関一高附属

中学校は中止となっております。

○中川学校教育課総括課長 加えまして、キャンセル料を実際に支払った実績につきましてお答えさせていただきます。

県立の高校につきましては51校、課程も含めてございます。附属中学校1校、特別支援が5学級という形で、宿泊料もしくは20%等のキャンセル料をお支払いしているという状況でございます。

○斉藤信委員 了解しました。

○柳村一委員長 この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○木村学校調整課総括課長 先ほどのスクールカウンセラーの答弁の中で、1点誤りがありましたので、訂正させていただきます。

巡回型スクールカウンセラーの来年度の人数ですが、11名と話したのですが、8名です。

○小西和子委員 先日の一般質問の答弁で教育長から学校への人的支援をしっかりとやっていきたいという答弁をいただいておりますので、人的支援について特化して、先ほどの予算とかかわって質問をいたします。

まず、産休代替が未配置だという話をしました。代替が未配置というのは、現在何校あって、どのような理由か、どう解決していくのか。それから、復興加配については今年度は60校、80人でしたが、次年度はどうなるのか。復興以外の加配はどうなるのか。それから、すこやかサポート推進事業についてですけれども、要件はどうなっているのか、人数もあわせてお伺いします。

○金野小中学校人事課長 まず、教員の未配置の状況であります。小中学校の教員の未配置につきましては3月1日現在、小学校1名となっております。また、産休代替は7名、そして育休代替は1名、病気休職代替は6名ということになっております。4月はなかった小学校の未配置1名につきましては、前任者が私事都合によって辞職したためでありまして、現在確保に努めているところでございます。

復興加配につきましては、国に復興加配を要望して正式な通知を待っているところであります。国への要望に当たりましては、家族や住居を失い、心のケアが必要な児童生徒が相当数就学している学校の状況を踏まえるとともに、沿岸部の市町村教育委員会を全部訪問しまして丁寧に聞き取った状況等も考慮して必要数を国に要望しているところでございます。

すこやかサポート推進事業にかかわる基準についてであります。今年度小学校のすこやかサポート推進事業につきましては児童の人数が多くて、サポートの必要性が高い学級のある学校、そして児童数が14人から16人で構成されている多人数複式といえますか、複式学級を有する学校のところに配置しているところでありますし、中学校の学校生活サポート推進事業につきましては、学習課題に積極的に取り組もうとしている学校や生徒指導面において課題のある学校へ配置しているところでございます。

○小西和子委員 何と8足す7、15人入っていないということです。今までで一番多いの

ではないかなと思っています。どのように解決していくのかということも質問いたしましたので、その答弁を待っていたところでした。時間もかかりますので、やはりどこの県よりも割合の高い指導主事を配置すべきだと思います。学校はもうぎりぎりの状態で回しております。1人欠けたならばドミノ倒しになってしまいます。そこは何度も言うておりますので、大体、産休代替、育休代替合わせて8人も未配置というのは、これはどういうことなのか。何とか知恵を出して解決をする、解決できなかつたら指導主事を配置する、そういうことをしていただきたい。要望であります。

すこやかサポート推進事業の要件、何名というのはまだ決まってないということですか。人数が明示されなかったのですけれども、そこはどうかということですか。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、先ほど斉藤信委員から話がありました。スクールサポートスタッフとか、学習指導員とかというものは、今後どうなるのか、継続だと思うのですけれども、そのあたりはどうなっているかお伺いします。

○**金野小中学校人事課長** 大変失礼しました。まず、教員の未配置にかかわる対応につきまして、年度途中の欠員につきましては、本当に対応が難しい状況にあります。当該教育事務所ではほかの教育事務所、または近隣の県への照会とか、あとはハローワークの求人登録等により人材確保に努めているところでございます。

そして、指導主事の要請というお話もいただきました。そういう場合もあるときには、速やかに指導主事を派遣するなど学校の支援をしてまいりたいと考えております。

そして、すこやかサポート推進事業の配置人数ということですが、今年度はすこやかサポート推進事業につきましては54人、そして学校生活サポート推進事業につきましては53人の107人を配置しているところでございます。

○**小西和子委員** 済みません、私の言い方が悪かったですね。すこやかサポート職員を配置する場合に、児童何人以上のところに入れるとかという要件があったはずなので、そのところを聞いたつもりでした。スクールサポートスタッフとか、学習指導員とかというのはどうなっているのかということをお伺いしたと思いましたが、

一番心配しているのは、教職員になりたいという方がどんどん減っているということに危機感を覚えていますので、初任者で教員として採用された中で大卒者、講師経験者、社会人の内訳について、できたら校種別にお知らせいただければと思います。

○**山村参事兼教職員課総括課長** スクールサポートスタッフの配置状況であります。今年度、新型コロナウイルス感染症対策ということで、全校への配置を予算計上させていただいております。予算上の配置予定数533人でしたが、現在511人配置しているところでございます。

○**高橋県立学校人事課長** 教員採用試験の採用者の内訳ということですが、県立学校の分をお伝えしたいと思います。県立学校で、いわゆる講師を経験している者が新採用になった数は、高校では39人のうち22人、特別支援学校につきましては25人中11人ということですが、大体50%を少し超すぐらいの方々が講師経験で新採用になっ

ているという状況でございます。

高校でいますと新卒 39 人中の 11 人、残りが他県の教員とか、あるいは民間の方とお考えいただければと思います。

特別支援学校につきましても分母 25 人に対して学生は 11 人、残りのところが他県の教員とか民間の方という状況でございます。

○**金野小中学校人事課長** 小中学校の採用候補者の県内講師、新卒者の人数についてでございます。まず、小学校の採用講師は 145 人中、県内講師は 46 名ということでございます。新卒者は 87 名ということでございます。中学校につきましては、75 名採用候補者の中で県内講師は 35 名、新卒者につきましては 33 名ということになっております。

先ほどサポート職員の配置基準について御質問がありました。大変失礼しました。小学校のすこやかサポート職員は、児童の人数が多いところとお話ししましたが、基準としては 1 学級 30 人を超える学級で、そういったサポートの必要性が高い学級に配置しているということでございます。

○**小西和子委員** 欠員が出たならすぐ配置すること、過重労働にならないように、小中学校も、県立学校もそうですけれども、働き方改革をしっかりとやって、教職員になりたいと思う方々がふえるような取り組みと、それから他県に学んで、採用の要件を、特に講師経験者の方々には配慮することを要望して終わります。

○**柳村一委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 89 号岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築ほか（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**新田学校施設課長** 議案第 89 号岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築ほか（建築）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

議案（その 4）の 13 ページをお開き願います。あわせてお手元に配付しております資料をごらん願います。岩手県立釜石祥雲支援学校につきましては狭隘化及び老朽化が著しいことから、旧県立釜石商業高等学校跡地に移転することとし、校舎とプールの新築工

事及び既存体育館の改修工事を行おうとするものであります。

次に、資料2ページをごらん願います。工事の請負契約の概要についてでございます。工事名は、岩手県立釜石祥雲支援学校校舎新築ほか（建築）工事。工事場所は、釜石市大字平田地内。設計金額は15億3,560万円。契約金額は14億3,000万円になり、請負率は93.2%となっております。請負者は株式会社平野組・株式会社八幡建設特定共同企業体であります。

工事概要について、新築する校舎は木造一部鉄筋コンクリート造2階建て、プールは鉄骨造平屋建て、改修する既存体育館は鉄骨造平屋建てであります。工期は510日間で、令和2年度から令和4年度までの3年間で行う予定であります。

また、参考までに資料3ページに入札を担当する出納局総務課の資料であります入札結果説明書を、4ページに入札調書を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 今まで本当に切望されていた県立釜石祥雲支援学校がいよいよ改築、建築になるということを心から歓迎をしたいと思います。

そこで、今釜石祥雲支援学校に通学している生徒の実態をお知らせください。そして、校舎が新築されることによって教育環境がどのように改善されるのか、そのことも含めて示してください。文部科学省において特別支援学校もやっと設置基準を決めるということになりました。この見通しや、考え方はどうなっているのかもあわせて示してください。

○高橋特別支援教育課長 釜石祥雲支援学校の現在の在籍の様子についてでございますが、令和2年度の児童生徒数、学級数でございますが、釜石祥雲支援学校は知的な障がいと、それから病弱障がい、それから重度重複障がい学級というものがございまして、小学部は21名、中学部は13名、高等部は35名となっております。

もう一つ、しゃくなげ分教室という隣接する県立釜石病院にある重度の子供たちもいるという状況でございます。

先ほど斉藤信委員から御指摘のございました設置基準についてでございますが、中央教育審議会からの取りまとめで設置基準ということがうたわれておりますが、まだ具体的な方針は示されておられませんので、国の動向を注視しながらという形で進めております。

○斉藤信委員 これで終わりますが、せっかく学級数が出たので、高等部の学級数を教えてください。

○高橋特別支援教育課長 高等部の学級数につきましては8学級となっております。

○斉藤信委員 了解しました。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第93号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○渡辺教育企画推進監 それでは、議案第93号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その4）の17ページをお開き願います。あわせてお手元に配付しております資料をごらん願います。

資料の1の趣旨でございますが、県立高等学校に整備するノートパソコン及び充電保管庫の取得に関しまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、2の取得する目的は、県立高等学校における学習の用に供するためであり、3の取得する財産は、県立高等学校に整備するノートパソコン3,800台、充電保管庫95台、そして取得予定価格は2億2,423万600円でございます。4の契約方法等につきましては、一般競争入札により納入期限を令和3年6月30日として、株式会社リードコナンから取得しようとするものでございます。5の取得方法は、買入れになります。6の取得する理由につきましては、新型コロナウイルス感染症等に対応した臨時休業等の緊急時における家庭学習の支援など学びの保障を図るため、県立高等学校生徒への貸出し用パソコン等を整備しようとするものでございます。

なお、資料2ページに取得する財産の仕様、3ページに入札結果説明書、4ページに入札経緯書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 2ページで、パソコンの種類、形式が4種類出ています。どれをどれだけ購入するというのは、どこで決めるのですか。

○渡辺教育企画推進監 申し訳ありません。この写真は四つございますが、1種類でございまして、ノートパソコンスタイルで使える、スタンドスタイルで使える、テントスタイルで使える、タブレットとしても使えるというものです。

○斉藤信委員 これは1種類なのですか。

○渡辺教育企画推進監 一つの機種でございますが、四つのパターンスタイルで使えることでここに掲載をさせていただいたものでございます。

ました。

以上をもって、教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、新たな県立高等学校再編計画後期計画（最終案）について、岩手県立特別支援学校整備計画（最終案）について、岩手県文化財保存活用大綱の策定について及び岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）の概要について、発言を求められております。なお、それぞれの報告の後、当該報告に対する質疑を行うこととし、その後委員からのこの際発言といたします。

最初に、新たな県立高等学校再編計画後期計画（最終案）について発言を許します。

○**森田高校改革課長** 令和3年度から令和7年度までの5年間を期間とする新たな県立高等学校再編計画後期計画の最終案について御説明させていただきます。昨年2月に後期計画案を公表後パブリックコメントを実施するとともに、昨年7月から9月にかけて地域検討会議や意見交換会等を開催しまして、後期計画案の内容について多くの意見を伺ってまいりました。また、各団体から要望等も多数いただいたところでございます。

これらを十分に考慮した上で、全県的な視点や生徒にとってよりよい教育環境を整備するという視点を重視しながら慎重に検討を重ねまして、当初案から一部見直しを行い、最終案としたものでございます。

まず、基本的な考え方としておりました生徒の希望する進路の実現と、地域や地域産業を担う人づくりについては、変更はございません。また、一定の入学者のいる1学級校、及び7学級校等の学校を維持することも当初案のとおりでございます。お手元にございます配付の資料の1番、新たな再編計画後期計画（最終案）、後期計画（案）からの見直しのポイントをごらんいただきたいと思います。当初案から見直した内容となっております。左側に原案、右側に最終案が記載されています。

まずこの資料の右側、最終案の箱書きにございます修正1の部分をごらんいただきたいと思います。盛岡ブロックにおける盛岡南高校と不来方高校の統合につきましては、原案のとおり両校を統合し、特色ある教育を実践する学校を設置したいと考えているところでございます。ただし、中学生への配慮の必要性に関する意見もございましたことから、統合の過程について見直しをいたしました。当初案においては、令和4年度から令和6年度まで盛岡南高校の学級数を1学級ずつ減ずるということにはしておりましたが、令和4年度の盛岡ブロックにおける中学校卒業者の数に合わせて、盛岡南高校、不来方高校、両校の定員を現行のまま維持した上で、令和5年度に両校ともに1学級減とし、その後、統合時に両校あわせて3学級減とすることとしたものでございます。これにより統合まで両校とも一定の学校規模を確保することとなり、活発な学校活動が統合前年まで維持できるようになるものと考えています。

資料の追加の部分をごらんいただきたいと思います。（3）の地域の産業教育の拠点となる専門高校等の整備の一番上、追加の部分でございます。産業教育の一層の充実や統合後の施設等の有効活用に係る意見を踏まえまして、今回の統合にあわせて校舎等の老朽化が

著しい盛岡工業高校を盛岡南高校の統合後の校舎に移転しまして、施設設備を一部更新することで工業教育のセンタースクールとしての機能強化を図ることも検討してまいりたいと考えております。

次に修正2の部分をごらんください。県南地域における水沢工業高校、一関工業高校及び千厩高校産業技術科の今後についてでございますが、千厩高校産業技術科を統合対象から除外し、水沢工業高校と一関工業高校との統合に見直しをいたしました。地域検討会議等におきましては、ブロックを越えた圏域の広い統合により通学の遠距離化を招くことを懸念する意見が多く、その中でも東磐井地区の生徒に与える影響に関するものが多数あったことなどを踏まえたものでございます。これにより東磐井地区に工業の学びを残し、県南地域の工業の基幹となる学校を設置したいと考えております。

続きまして、修正3の部分をごらんいただきたいと思います。宮古ブロックにおける宮古商工高校と宮古水産高校についてでございます。見直しの内容といたしましては、両校の統合は行わず、それぞれを単独で維持しつつ、両校から老朽化が進む宮古商工高校と宮古水産高校の校舎及び施設等を同一校地内に集約しまして、両校の施設の共有化を図るなど一体的な整備を図ってまいりたいと考えております。

地域検討会議等においては、水産関係者を中心に三陸沿岸地域の水産振興のため、県内唯一の水産高校である宮古水産高校の存続を求める意見を多数頂戴いたしました。また宮古市が中心となりまして、岩手県立宮古水産高等学校存続養殖科新設協議会を立ち上げております。同協議会から宮古水産高校の存続とともに、校舎について宮古商工高校との一体的な整備の提案を含めた要望がございました。これらについて検討したところ、両校を単独校として維持しつつ、両校の連携を通じた専門教育の充実や学校活動の活性化等を図ることが可能であると判断したものでございます。あわせて現在同協議会におきましては、宮古水産高校の存続に向け、学校の魅力づくりとその情報発信、遠隔地から進学する生徒のための受け入れ体制の整備、卒業後の就職先の確保の支援等について協議しているところであり、そのような地域の取り組みなども踏まえたものでございます。

二戸ブロックの統合について、参考の部分をごらんいただきたいと思います。二戸ブロックにおける福岡工業高校と一戸高校との統合につきましては、当初案でお示したとおり統合を図ることとし、校舎制の導入により福岡工業高校の校舎を有効活用しながら、地域に現行の機械と電気の学びを維持したいと考えており、また地域産業と連携した学びも取り入れながら、地域の将来を見据えた専門教育の拠点となる魅力ある学校として維持してまいりたいと考えております。

最後に、今回の後期計画にかかわる校舎等の整備の全てにおいて、学校施設の地域への積極的な開放に向けた検討を進めながら、学校と地域との連携、共同体制の一層の充実を図りたいと考えております。

最終案についての説明は以上でございます。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○**千葉絢子委員** まず、盛岡ブロックの話をしたと思います。盛岡ブロックは生徒の集中があって、そのために盛岡南高校と不来方高校の統合案が示されているわけですが、その論点が、最新の出願状況を見ますと、盛岡南高校と不来方高校の数字を見るよりも学区外、県外からの志願者数が多いのが盛岡第一高校、盛岡第三高校であるということを見ると、学区外から生徒が集中しているということを理由に盛岡南高校と不来方高校の統合をまず最初に進めるとするのは、無理があるのではないかと感じたところでありませう。

それで、民主主義における議論というのは、賛成と反対があって当たり前なのです。その反対をいかに減らしていくかというところに一番時間と労力を使わなければいけないと思っているのですが、私は、守る会と再編統合に賛成する方と、どちらの声も伺っております。それで、もう少し議論をする必要があるのではないかという立場で、きょうは質問させていただきます。

高校がなくなるということ、これは盛岡地域のみならず、教育長が昨日までの答弁でおっしゃっているとおり、この 20 年で 20 校が統合再編を受けて学校数が減っているというのは事実です。盛岡地域でもいよいよ着手をしなければいけないというのはおっしゃるとおりだと思うのです。ただ子供たちにとって学ぶ環境がどうあるべきかというような議論が見えてこない。大人の事情を優先して再編統合、それから盛岡工業高校の移設についての議論がなされているというところに、県教育委員会にしても、守る会にしても、一つ問題点があるのではないかと感じております。

どちらの話も聞いて、きちんとエビデンスを持って統合、再編をするというのが大事なことはないかと思いますが、このあたりについて、こういったエビデンスでこの盛岡南高校と不来方高校の再編、統合に持っていくことに結論づけようとしているのか、改めてその根拠についてお示しいただきたいと思います。

○**森田高校改革課長** ただいま学区内からの生徒の数ということで盛岡南高校、不来方高校の生徒が他地域からの集中が、言うなれば原因ではないのではないかなというようにお話をいただきました。私どもは、ほかのブロックから盛岡ブロックへの流入という観点で考えています。学区とブロックが多少見方が違うわけでございます。学区と盛岡ブロックが同一ではないというところがございまして、ほかのブロックから盛岡ブロックへの高校へ進学した生徒数、これを平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の平均で算出しますと、512.7 人ということになります。盛岡市、滝沢市、矢巾町に所在する一定規模のある県立高校 10 校、この平均値として、その中から算出しますと 25.5 人となっております。そのうち不来方高校には 67.7 人、それから盛岡南高校は 35.7 人ということで、平均値よりも高い数値となっております。参考までに申し上げますと、不来方高校が一番多く、その次が盛岡第一高校、その次が盛岡南高校という順になっております。

もう一つでございます。盛岡ブロック内においても盛岡市、滝沢市、矢巾町以外の市や町から、それ以外の八幡平市であるとか、雫石町であるとか、そういったところからの生

徒がかなり集まってきているというところも課題となっておりまして、同じ県立 10 校に進学する生徒の平均値 28 人ということでございます。そのうち不来方高校が 44 人、盛岡南高校が 36 人ということで、高い数値となっているところでございます。これも順位で見ますと不来方高校が 1 位、その次が盛岡商業高校が 2 位、さらにその次は盛岡南高校ということでございます。普通科系高校で見ますと盛岡南高校が 2 位ということになります。

このことから両校の統合によって大きく減少することによって、生徒の集中抑制には一定の効果があるのではないかと考えているところでございます。

○千葉絢子委員 エビデンスについては今お示しをいただきました。先日盛岡南高校と不来方高校の統合案について説明会をなさったと伺っております。私は都合で行けなかったのですけれども、そこには守る会の方を初め署名に参加した方々、OB、在校生、それから地域の方を含めておいでになったと思います。その説明会ではどのような反応があったか、またそれを受けて、計画に変更や反映の可能性がどれぐらいあるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○森田高校改革課長 令和 2 年 9 月 18 日に実施されました盛岡ブロックの説明会でございます。先ほど御答弁申し上げた盛岡一局集中是正への疑問であるとか、またさらなる議論の必要性、また盛岡地区では署名活動が行われまして、署名や盛岡市議会に撤回を求める意見書、これの受けとめに関する意見、また各地域の高校に魅力がない、むしろ各地域の高校に魅力がないことが問題なのではないかといったような御意見を頂戴しました。また、各地域の高校を存続させる方向に転換したことに対する評価、また小規模校に配慮したことは地方創生への力になるといった御意見、盛岡工業高校の移転整備については、生徒の通学環境の改善にメリットがあるといった御意見を頂戴したところでございます。

両校の統合につきましては、地域検討会議におきまして賛同の意見も多くいただいていることなどを踏まえて最終案として取りまとめているものでございます。子供たちにとってよりよい教育環境を整備するという観点を重視しながら慎重に検討させていただきたいと思います。

○千葉絢子委員 子供たちの減少に伴って、やはり議論の中心になるのはどうしても公立高校の定員の削減なのです。かねてから申し上げているように、私立高校の定員等の考えというのも非常に重要だと思います。先日ある高校の校長先生から直接お電話いただきました。その校長先生は私立高校の校長先生なのですけれども、昨今は私立に入学を希望する生徒が多いために、そちらの学校では定員増も検討しているというようなお話でした。盛岡地域の校長先生です。

一方で公立を希望する子供たちというのは早く合格の手形が欲しいがために、公立を受験せずに私立に推薦の合格を先に得ようとするということで、その学校は一般募集はしていない、併願は受け付けていませんというお話だったのです。なので、子供たちの傾向を見ると、やっぱり安心して安全な私立の専願というのを選ぶ傾向になっておりまして、そこをどのように公立高校とのバランスを取っていくかという兼ね合いが非常に大事になって

くると思います。

この間、ふるさと振興部長の答弁で、私立高校と公立高校でもそのような協議をしているということでしたが、その協議の結果がこの統合という話であるのであればやりきれないというOBや在校生の気持ちも非常によくわかるころなのです。やはり丁寧に説明をしていくことだと思います。今月の半ば、下旬にかけての教育委員会議でこの案が了承されれば本決まりになってしまうわけですが、何とかその前にもう一步、配慮というか考慮するような手段を取れないものか、そこを可能性として伺いたいと思います。

○森田高校改革課長 この高校再編計画後期計画の策定につきましては、平成30年12月から県内の各ブロックにおいて地域検討会議、意見交換会、地域等からの要請に応じた説明会、合計しますと既に68回、参加者数にしますと約2,200人の参加者で開催しております。このスケジュールについては、第1回目の地域検討会議でお示しして理解をいただいている中身でございます。第1回の意見交換でもその部分についてはお示しさせていただきました。先ほど申し上げた回数、人数にも含まれておりますが、加えて盛岡ブロックでも最終案に関する説明をさせていただいたところでございます。

さまざまいただいたそういった御意見等を踏まえて原案、それから最終案をまとめさせていただいたところでございまして、私どもとしましては子供たちにとってよりよい教育環境を整備するという視点を重視して慎重に検討した上で判断したものと捉えております。

○千葉絢子委員 OBの方の守る会の話聞いても、多くお話をされるのが部活動の話なのです。ただ、学校の設置目的というのは部活動だけではないと私は思っていて、盛岡南高校は例えば復興教育に力を入れているとか、消防、警察、自衛隊など公務員の人材も多く輩出してきている。そういった人材育成の観点からも、全くなくしてしまうということに対して弊害というの出てくるのではないかと懸念をしているところなのです。

ただ、主体は生徒なのです。なので、大人の事情だけではなく子供たちの学びの場をどうするかというところを一番に、県教育委員会も、そして守る会の皆さんにも考えていただきたいと思っておりますし、先ほど森田高校改革課長も答弁なさいましたが、どのような魅力のある学校をつくって、その地域全体を活性化させていくかという視点で全体を考える必要があります。とはいえ、子供の数が一番少ない、平成17年生まれの今度受験をする子供たちですが、最終倍率を見ても盛岡南高校も、不来方高校もやはり高いです。その定員どおりの志願者がいるわけで、人気の2校ということもきちんと考慮した上で、やはり丁寧な説明をこれからも続けてぜひ御理解を賜るという姿勢が必要ではないかと思っておりますので、そこをお願いしたいと思います。盛岡南高校と不来方高校については以上です。

もう一つ、県南地域の工業高校です。水沢工業高校と一関工業高校についての質疑もさせていただきたいと思います。昨日、高田一郎議員からデメリットしかないというようなお話もありましたが、私はもともと一関地域で成長しておりますので、このあたりの進学

事情は少し経験しているつもりです。その立場からお話をしたいのですが、私はこの2校の統合というのは非常に賛成です。

というのは、先日文教委員会で水沢工業高校を視察いたしました。校舎も築50年ということで、かなり寒いのです。そして、我々は議員という立場もあって、どうぞ上着をお召しの上ごらんくださいと言われたのですが、子供たちは着ていないわけです。その中で、上着を着て視察するというのはどうもできなくて、着ずに回らせていただきました。非常に寒かったです。子供に寒いねえと言ったら、本当に寒いのですと言っていて、気の毒で仕方ありませんでした。使っている機材もやはり昔のものでした。どなたか先生も御指摘なさっていましたが、石器で青銅器と戦っているというような、そういう感じかいたしました。私が一番残念に思ったのは、水沢工業高校の中で、この子はと思うような生徒が、キオクシア岩手の研究職で行けるだろうと思っていたところ、やはり普通の従業員として製造のほうに行くことになったという話を水沢工業高校の先生は嘆いていました。一般職で入ると、普通科を出た高校卒の子供たちと同じ条件で、専門的な知識があるにもかかわらず、それを生かし切れない。どんなに水沢工業高校で優秀だと言われた生徒であろうと、その技術を生かせないままになってしまうのかと思うと、非常に残念な思いがいたしました。

また一関工業高校ですが、私の同級生も多数行きましたけれども、駅から遠いのです。雪の日、雨の日、女の子たちも一ノ関駅から二、三十分かけて自転車で行きます。非常にかわいそうだと思います。これは盛岡工業高校の立地もそうなのですが、えてして実業高校は、交通の便の悪いところにあります。それが一つ、進学のお機会とか、学びたいという子供たちの願いに応え切れないような要因になっているのではないかと思うのです。なので、私は水沢工業高校と一関工業高校を統合して、新たに場所を変えるなり、一関と水沢の間、平泉といういいところがあるのですけれども、そういうところに持ってきていただくというのも一ついいのかなと思います。

なぜかと言うと、平泉は高校がないのです。いざ高校再編統合というので議論になりますけれども、平泉に生まれ育った子供というのは最初から一関か水沢か、どっちかに行くという前提で成長していくわけです。その学びの場もどうするか、電車で一関まで行く、または水沢まで行って、そこからまた二次交通で行く。その不便さというのを対比したところがありまして、一関に残したからいいのだではないです。一関に残しても二、三十分、自転車で行くか、それとも一関から電車で8分の平泉だったり、陸中折居だったり、そのあたりの新設校に駅からすぐの学校に通うか、そういう二次交通も含めた交通の便も考えて新設校の立地については検討していただきたいと思っています。

立地について、子供たちの学びの場の保障というのであればそこも十分考えていただきたいと思うのですが、これについての見解を伺って終わりたいと思います。

○森田高校改革課長 県南地区の大規模工業高校の整備に関してでございます。この考え方の基になりますのは、平成12年度から20年間にわたって、私ども高校再編の取り組み

をやってまいりました。当初は、お示した再編案につきまして、単なる生徒数の減少に合わせた数合わせ的な案であるといった御指摘も多数いただいていたところでございます。これまでもそういった数合わせ的な統合は行わないでほしいという御意見も多数頂戴してきたところでございます。両ブロックにおきましても将来的には中学生の卒業生が減ってしまう。そのまま残していくと学科の削減であるとか、場合によっては近隣の産業的な高校との統合というようなこともあり得るかもしれない。そういった中、数合わせ的ではなくて、ちゃんと県南地域にしっかりとした工業高校を残していきたい、そういう考えのもとでお示した案ということでございます。

地域検討会議におきましても、やはり通学に関する御意見というものはかなり頂戴したところでございます。ブロックを越えた統合ということでございますので、そういった意味で、今回は千厩地区も工業科は残すという形にさせていただきましたけれども、一関市と奥州市、両方にまたがるという形の高校になりますので、現時点におきましてはその設置場所につきましては未定ということでございます。ただ、その教育内容であるとか、生徒の通学にとってやはり利便性を第一にしっかりと県教育委員会で検討した上で立地場所を決めていきたいと考えているものでございます。

盛南地区におきましては地理的条件であるとか、生徒の通学状況であるとか、また統合検討委員会の中で、教育内容についてはしっかりと皆さんの御意見を聞いて、どういった高校の形をつくっていくかというものも県教育委員会だけではなく、御意見を聞きながら詰めてまいりますので、その上で最も適切な立地場所というものをお示していければと考えているところでございます。

○齊藤信委員 本会議で関連質問をして、五つの問題の提起をいたしました。教育長も誠意を持って答えたと思うのだけれども、答弁は全部起こして検証しましたが、真正面から答えられていなかった。昨日の論戦の続きですから、基本的には教育長にお聞きします。

一つは、今回の後期計画、最終案を含めて、今後の高等学校教育の基本的方向から大幅に逸脱をしたというか、基本的方向を大幅に変更した中身だったのではないかと提起をしました。基本的方向では、こういう提起をしているのです。今後の生徒数の減少を踏まえて、各ブロックに配置できる学校数を考えると、将来にわたり7学級規模の学校を全て維持することは難しいと考えられます。このことから、今後の県立高校全体としての望ましい学校規模を原則として1学年4ないし6学級程度としますと、これが基本的方向です。もう一つは、高校教育においては、一定のブロックの中で中学生が多様な学校、学科を選択でき、どのブロックにおいても進路希望を実現できることが望ましいと考えられますと。

いわば今回は4ないし6どころではない、7学級を残す、8学級の大規模校をつくるという計画なのです。盛岡ブロックにおいては、20年来初めての統合計画なのです。また、工業高校にしてみれば一関工業高校と水沢工業高校はブロックを越えた統合、この点でも基本的方向と大幅にかけ離れた劇的ものだったのではないかと思います。この点について教育長、柔軟な対応ではないでしょう。

○佐藤教育長 平成 27 年に 10 年間の今後の高等学校教育の基本的方向等を定めまして、そして再編計画をつくってきたところでございます。斉藤信委員から御指摘のあったとおり、その中では望ましい学級規模を原則として 1 学年 4 から 6 学級程度になっています。基本的には、原則としてという考え方でございまして、そのときの検討は、中山間地域の小規模校等を維持していく、通学の不便な子供たちが地域にいて、しっかり教育の機会の保障、教育の質の保障をとということがありまして、これは原則としてということを加えておりました。

その上で、今回の後期計画を策定するに当たりましていわて県民計画（2019～2028）、それから岩手県ふるさと振興総合戦略、この岩手県ふるさと振興総合戦略の第 1 期の総合戦略には、基本的に地域の人材育成ということが盛り込まれていなくて、国の地方創生のところに今回人材育成が入ってきたわけです。それに私どもも呼応して、地域や地域の産業を育む、担う人材育成という観点を入れまして、そして地域に学びの場を維持していく。そこから 1 学年、1 学級校の小規模校も地域に残しつつ、それぞれのブロック、地域に多様な学びができるようなことを入れていく。その際には、これまで盛岡地区につきましては学級減で対応してきたところでありまして、もう限界にきているということもございまして。

それから、33 市町村長の懇談会からも、地域の学びを維持していくために、その均衡を図ってほしいという提言もいただいております。そういった観点から全県的な視野で、それをどのような形で実現していくかということで、柔軟なという言葉を使いましたけれど、全県的な学びの場を確保するためにこのような提案、最終案とさせていただいたところでございます。

○斉藤信委員 昨日の答弁のオウム返しはしないでください。今限界に達したから新たな大規模校もつくり、1 学級規模の学校を残すと。限界に達したと、基本的方向を乗り越えたということです。劇的な計画なのです。私が言いたいのは、そういう大転換を目指すのであったら、本当に丁寧な説明なしに合意はできませんということです。

第 2 点に提起した問題は、この計画案に対して当該の自治体、地域住民から反対の声が上がっていることです。賛成が多数だと言うけれども、関係ない自治体が賛成しているのです。生徒減少があっても、学級減は一つもない。私はこれを昨日指摘しました。今度の再編計画後期計画は統合計画しかないです。だから、一部のところに犠牲を集中してつくられたのが後期計画なのです。その点で、私はこの地域検討会議の議事録を改めて丁寧に昨日全部読みました。

当該自治体の首長、教育長はみんな疑問を呈しています。この声にしっかりと応えるべきだと思います。例えば盛岡市の教育長は、特に盛岡南高校の近隣の中学校に在籍する生徒にとって進路選択の幅が狭くなるなどの影響が大きいものと捉えており、子供たちの思いや不安を受けとめながら、よりきめ細かな進路指導を行う必要が生じると指摘をしております。

それと、矢巾町の中学校PTAは深刻な問題として受けとめている。両校の統合はスポーツの学びに特徴のある盛岡南高校と、芸術の学びに特徴がある不来方高校を一つの学校にすることであり、工業学科高校、農業学科高校を統合することと同様に、特色がぼやける統合になると考える。矢巾町における中学校卒業者の今後の推移も横ばいの状況であり、高校進学の実績を確保するという観点から、統合計画には反対である。そして、矢巾町の教育長が、進路指導からいっても都南、矢巾地区の進路選択が難しくなると率直に言っています。そういう意味で出された疑問にまだ答えていないと思います。

一関市の市長は、昨日の議論でも紹介されたように、市議会で明確に反対で、対案を出したいと。一関市商工会議所、県建設業協会一関支部も、人材の確保どころか、人材が確保できなくなると言っているのです。

2月6日の岩手日報の論説ですが、県立高校再編、丁寧に理解を得る姿勢をとということ、校名や設置場所をどうするか、ともに地域に根差してきた工業高校だけに調整は難航が予想され、拙速は避けた。これは一関工業高校と水沢工業高校のことです。それと、盛岡南高校の問題については、両校の立地する地域は住宅開発が進み、転入者も多いエリア。保護者らから競争の激化や高校の選択肢が狭まることへの不安が聞かれるのは当然だろうと、拙速は避けたという内容です。

こうした動きが実際に盛岡市でも、一関市でも、二戸市でも出ているときに、丁寧に自治体、地域住民に説明を尽くすべきだと思います。そこで、昨日最後の答弁で、教育長は微妙な答弁をいたしました。本日、教育委員会臨時会がございまして、そこでも地域での意見あるいは県議会の審議状況について、きょうは口頭で説明させていただいております。そうした県議会等の御意向も踏まえまして、丁寧に慎重に進めてまいりたいと。これは、3月に決めるというのではなくて、時間をとって、今声を上げている自治体の首長や地域、業界の方々に説明を尽くすと、こういう理解をしていいですか。

○佐藤教育長 まず一つ訂正がございまして、教育委員会臨時会の後の協議の場での状況の説明をさせていただいたところでもございました。丁寧にということ、これは先ほど千葉絢子委員からも3月の教育委員会定例会にお諮りすることを、今回やはり県議会でもこういった質疑が交わされていまして、それを踏まえまして、県議会開会中の教育委員会定例会にはお諮りをしないということをお知らせさせていただいて、そのことを協議もさせていただきました。これは、実は前回の前期計画が前年の12月に公表して、3カ月後の3月29日ということ、これも教育委員会定例会の後、県議会の後の教育委員会臨時会でお諮りしましたので、そこは反省してございまして、そういった意味で、県議会に対して丁寧に説明を尽くして、その上でということ、昨日の答弁の話をさせていただきました。

まさに、これはしっかり私どもも説明を尽くして、そして議論をして、そしての判断ということをお知らせも念頭に置いて進めていきたいと考えております。

○齊藤信委員 昨日の答弁はごまかしたということですね。議会中の決定は見送ったけれども、早晩中に決めるのですか。

いいですか、一関市長はこれから県に申し入れたい。本市として再編計画に反対で、再考を求めていくことに変わりはなく、対案も提案したいと言っているのです。そして3月9日には、一関市商工会議所や県建設業協会一関支部、同窓会の方々を含めて、この統合に反対する、一関工業高校の存続を求める会をつくり、県教育委員会にも申し入れたいという動きが現在進行形なのです。あなた方が自信を持った計画だったら、何で説明を尽くさないのかと思います。県議会が終わって、そういう各界の方々、自治体の首長の声も聞かないで決めたとなったら、これは県の教育行政に禍根を残します。この場で教育長がそういう声にはしっかり時間を取って説明を尽くしますと言うべきではないですか、3月中にやるのですか、ここをはっきり答えてください。

○佐藤教育長 前期の計画がそういう日程であったということは答弁でも申し上げましたし、今も申し上げました。そして、教育委員の方々にも今の質疑等の状況についてお伝えをし、その上でこの状況も踏まえて、改めてその会議の諮り方についても御相談を申し上げていきたいと思います。現段階についてはそのように答弁をさせていただきます。

○斉藤信委員 今度の高校再編の基本方針は、生徒一人一人の進路を保障するということでしょうか。もう一つは、地域の産業の人材を確保する。実はこの二つの点で疑義が出ています。例えば盛岡南高校と不来方高校について昨日指摘をしました。都南、矢巾地区に3万3,000世帯を超える方々が生活していて、これから宅地開発が進んで、もっと人口はふえると指摘しているのです。そういうところで、なぜ盛岡南高校と不来方高校を統合して5学級を減らすのか。進路の選択が難しくなると、現場の教員も矢巾町教育長も言っているのです。だから、私は盛岡南高校と不来方高校の統合、その必然性、合理性が問われているのだと思うのです。人口がふえている中で、そして高校の改革と言われて、特色のある高校と言っている中で、盛岡南高校と不来方高校という特色ある学校を一つにしてしまうのですか。今の高校改革の方向とも違うと思います。端的に答えてください。必然性、合理性がどこにあるのかも簡潔に答えてください。

○森田高校改革課長 都南、矢巾地区の人口増の対応ということでございます。高校入学者選抜は、義務教育と異なりまして生徒が自分の将来の希望に応じて高校を選択して受験するというところでございます。必ずしも自分の住んでいる地域の近隣の高校に進むわけではない、自分の希望に応じて進路を選択するものだと考えているところでございまして、都南、紫波、矢巾、この3地区の生徒のうち、盛岡南高校に進学している生徒は、生徒全体の約1割、それから不来方高校も同様に約1割という状況でございます。残り8割の生徒はさまざまな進路に進んでいるという状況の中で、ブロック内全体の生徒数の状況を見て、なおかつあとは学校のそれぞれの配置状況でございます。盛岡の北部には盛岡第三高校、盛岡北高校、それから中心部に盛岡第一高校、盛岡第二高校、それから南には3校あるという状況も踏まえまして検討させていただいたというところもございます。

それから特色ある学校同士なぜ統合するのというお話がでございます。先ほど千葉絢子委

員の質問でもお話ししたとおり、数合わせ的な統合、学級減等は、今回は控えたということもございます。学級減を行いますと、学校活動が停滞してしまう可能性があるということもでございます。このまま盛岡南高校、不来方高校も学級減を行うと、今までの実績や特色ある学び自体を引き継げない可能性もあることも考えて、両校の特色ある部分をしっかりと引き継ぐために統合して、これまでどおり子供たちが生き生きと学びにいそしめるような環境を残していきたい。そして、先ほど千葉絢子委員から私学教育というお話もありました。私学でもさまざまな特色を出した教育を行っております。私学教育とも健全な教育環境を維持していきたいと考えているところです。

○**斉藤信委員** 結局特色ある学校が二つあって、それを一つにしてしまい、一つなくすということなのです。いろいろ言っているけれども、本当に現場の切実な疑問や声にあなたの答弁は応えていない。一関工業高校と水沢工業高校の関係については、この地域検討会議で一関市長は繰り返し、結論としては反対だと言っています。そして、さきの市議会でのああいう答弁、発言になっているのです。これに応えるつもりはありますか。簡潔に言ってください。

○**佐藤教育長** 一関工業高校、それから水沢工業高校の統合ということについては、それぞれの地域に残した場合、それぞれの専門校との統合になって、工業の学びが縮小される懸念がある、縮小されるということがあるので、県南地域に工業の学びをしっかりと残していく必要性は、これまでも再三申し上げてきました。一関市長がどのような形で対案を出されるかはまだ何も伺ってございません。また、意見交換という話も出ましたが、その内容について、私は……（斉藤信委員「私はその点には触れてない。触れてないことはいいから。」と呼ぶ）それについては、何も申し上げることはないのですが、やはり地域の子供たちが減っていく中で、特に工業に関しても、多様な学びを維持していくと。

それから、現在産業集積が進んでいる中で、先ほど千葉絢子委員がキオクシア岩手の話もされましたけれども、そこに地域に求められる人材が拡大してきております。また、こういった産業教育がしっかりできていけば企業誘致にもつながっていくということも、考えられるところもでございます。そのように、地域の商工業の人材も育成しつつ、北上川バレープロジェクトで産業集積が進んでいる多様な最先端の学びを生かした就職も可能とし、ひいては日本国内からも注目されるような産業の集積と、そこに人材育成の場がしっかりと確保されているということが望まれ、そこに私どもも貢献していくという考えで今回の案をつくっております。

○**斉藤信委員** 常任委員会は本当は徹底審議の場なのです。残念ながらこれで最後にしますけれども、一関工業高校と水沢工業高校の統合について、一関市商工会議所、県建設業協会一関支部などの人材を求めているところが人材確保ができなくなる、地域と結びついた工業高校がなくなると懸念しており、それを解消すべきです。一般的に6学級の工業高校をつくるという話はだめなのです。どう地域と結びついた、地域の産業人材確保ができる高校をつくるのか、そのことがなかったら、設置場所によっても全然条件が違ってくる。

そして、福岡工業高校と一戸高校というのは統合する理由が全くありません。ことしの入試の状況を見てください。一戸高校を学級減して、福岡工業高校2学科を守るべきです。現状に絶対合わない、校舎制と言って二つの学校を行き来するなんて、そんな不合理な学校はかえって魅力がなくなってどちらもだめになります。福岡工業高校は、2学科でしっかり専門高校として守っていくと。

最後にこれだけ聞いて終わりますが、ほかのブロックは生徒減少があるのに、これからさらに生徒が減少するのに、学級減の計画が一つもないということに整合性がないのではないかと指摘をしました。これでは5年たったらとんでもないことになります。5年たったら統合しかなくなります。そんなことを考えているのだったら地域のためにもならない、この疑問にもしっかり答えていただきたい。

○佐藤教育長 まず、一関工業高校と水沢工業高校の関係でございますが、先ほども述べましたけれども、地元の商工業にも求められる人材の育成をすることは当然考えておりますし、多様な人材を育てていくということです。地域との結びつきも非常に深いということも重々承知しております。それをしっかり多様な学びの中で、その統合校にも引き継いでいっていただきたいということです。

一戸高校と福岡工業高校の統合につきましても、電気と機械のコースをしっかりと維持していくと。さらに地域産業と結びついた学びもここに入れていくことができないかということも検討していきたいと考えております。

最後に今回の統合校以外の地域の生徒の減少についての御指摘がありました。ほかの地域に流出する生徒が地元の高校に残って、地域とともに、地域に残って貢献できるよう、昨年度には魅力化促進事業の予算措置をしたり、さまざま学校を支援していくという取り組みも始めております。

また、遠隔教育の導入も進めながら、地域にあってもその教育機会の保障と質の保障を確保していくために、私が就任してから2年間、さまざまな教育環境の整備にも努めてまいりました。エアコンの整備も何とか全県立学校に導入することができましたし、それから無線LAN環境の整備も全県立学校に措置をしました。そして、今回の2月補正予算でも産業振興設備について国の財源を活用しながら、これまで更新ができなかった施設設備の更新を9億3,000万円という予算をつけていただいで対応することとしました。ICT機器の導入も進めております。私の念頭にあるのは、生徒がこの時代の流れに対応した学びがしっかり岩手県でもできるように、そして広大な県土を有する本県のそれぞれの地域でさまざまな学びをしっかりとできるようにしていくということで、このような考えのもとで策定しているものでございます。

○千葉秀幸委員 連日この県立高等学校の再編計画案について議論されているところにおいて、この後期計画案をただいまお示しをいただきました。県南地域の工業高校の統合について、これまでパブリックコメント、あるいはPTAや同窓会長等さまざまな意見を伺ってきました。もちろんブロックをまたぐのは初の試みであり、単純に不安や自分の学校

がなくなるのが寂しいというのは当然な考えであるという認識でおります。しかし、これは県は答えがわからないという未来に向けて、さまざまな角度から岩手県や子供のために必死で検討して動いてきたもらったことに心から敬意を表したいと思っております。

私の地元は奥州市であります、それぞれの高校が残ってもらうことが一番いいと思うところではあります、生徒減あるいは老朽化が進む中、これに対して一定の理解をいたしております。

先ほど教育長からもそういった答弁がございましたが、まず目まぐるしく進化する機械、あるいは技術の習得ができる人材こそ、産業界は必要としているのではないかと思っております。私もブロックを越えて学校に通った一人ではあります。目標があったり魅力があれば、そこに人は行くと思うし、信じております。そのような魅力のある学校、多様な学びができる学校をぜひ実現してもらいたいと思っております。もちろん計画する中でさまざまな意見、あるいはよりよい方法があれば、それを取り入れる柔軟性も持っていただきたいと思っておりますが、県職員の皆様と一緒に頑張っていききたいという思いがあります、御所見があれば伺いいたします。

○森田高校改革課長 この県南地域の工業高校の統合案を検討するに当たっては、事前にしっかりと商工労働観光部との意見交換、また現状把握に努めてまいりました。県南地域においては自動車であるとか、半導体であるとか、そういった産業集積が著しく伸びているという状況を踏まえまして、企業としましても岩手県の人材を高く評価していると。その中において、今までは、現地の組み立て的な、請負的な工場の立地だったものが、現地での企画開発であるとか、あとは地場産業とか地域産業、地場の企業にも企画開発を任せたいというような流れがあるというお話を商工労働観光部からも聞いているところです。

その中であって、やはり工業の学びを縮小させるということは、私どももしてはいけないと考えて提案させていただいたのがこの案でありますし、今回の統合案の中にはITであるとか、IoTであるとか、これからの新しい技術に対応した学科の検討もしたい。これは地域検討会議でも産業界、またPTAの代表者の方からも御意見をいただいているところでございます。

そういった新しい学びも考えて、これからの県南地域の地域産業、集積産業に求められる人材ニーズに応えていきたいという考え方でございますし、それから一関工業高校には土木、それから水沢工業高校には設備システムというほかの工業高校にはない学科もございます。こういった学科については、本県のインフラを支える人材を育成するという役目を負っておりますので、こういった学科もしっかり残して、本県の生活インフラをしっかり維持管理していくような人材も輩出してまいりたいと考えているところでございます。

○千葉秀幸委員 よろしくお願ひします。以上です。

○上原康樹委員 今回の計画に関して、県教育委員会の皆様方がどれほど御苦勞されているか存じ上げております。本当に御苦勞さまです。ただ、この計画に反対か賛成かという

ことになりますと、そのまま皆様方の計画に賛成というわけにはいきません。

この間、もう暗くなってからですが、県民会館で説明会が行われました。反対する皆さんがどういう思いであそこにお集まりになったのか、どんな気持ちを爆発させてくるのか、それをしっかり見ておきたいと思出席しました。驚いたことが一つ、反対派の皆さんは非常に冷静でした。何が何でもなどという気持ちは、みじんも感じませんでした。お一人お一人冷静でした。

何を求めているのかというと、結局全てがいきなりだったと受けとめているわけです。説明が全くないではないか。いや、そのようなはずはない。私は随分説明を受けてきました。県教育委員会は、非常に冷静に数字の上からもエビデンスを示しながら、この計画を進めようとしていたことはきちんと目撃してまいりました。

けれども、あの夜の説明会では、両者が噛み合っていないと感じました。反対派の皆さんは、盛岡南高校の気持ちというものをわかっているかと言っているのです。俺たちの気持ちを全く無視するかのよう、次から次へと話を進めていくと。その場で説明をされている県教育委員会の皆さんは、盛岡南高校の皆さんの気持ちの高まりとか、それからふるさとを思うようにして盛岡南高校に寄り添って、何とか存続できないものかというその気持ちを表しているのに、そこに歩み寄りも何もないのだな。だから、どこまで行っても平行線だろうと思いました。

反対と言っている盛岡南高校の存続を願う会の皆さんの論調は、未来永劫盛岡南高校を残さなくてはだめだと言っているわけではないのです。母校に対する気持ち、それから地域の高校、そういうものに対する思いというものをもっとわかってほしい、私たちの言い分を聞いてほしい、そういう時間と場をもっともっと与えてくれ、用意してくれと言っているのです。何も理不尽な要求をしているわけではないのだなということをご理解しました。

考えてみれば、いきなり不来方高校と盛岡南高校の統合の話は出てきたという印象は否めない。けれども、そういうイメージを越えたところでの統合計画だからこそ、県教育委員会の説得力あるお話が生まれてきていいはずなのに、人口の問題だとか、生徒数の問題だとか、学級数の問題だとか、データのところで話を進めようとされている。残念だと思いました。

それで、話の角度が変わるのですけれども、去年はコロナ禍でみんなが閉塞状況にあり、閉じこもっていました。そういう中で、自分自身のアイデンティティというものの中の一つに、盛岡南高校という存在があったと思うのです。この計画もすんなり行くのかなと思っていたら、秋になって一気に火がついた。みんなが自分自身の存在証明のところで、自分の足場に気づいたのだと思うのです、それがあの1万5,000筆の書名につながったのだと思うのです。気がつけば、各自治体のトップの方々も反対を言い出している。もうこの状況は、一気に世の中が変わったのです。それを感じ取ってもらいたい。説明会の様子では、世の中の変化に全く気づいていないのではないかなと思いました。これはもう理屈では

ない。世の中の閉塞的な出口を求めて、自分自身の学校、自分自身の母校あるいは地域の学校を大切にしないで自分自身が失われていくということを強く意識された皆さんだったと思います。

賛成の方もいらっしゃったという説明がありましたが、賛成と言っている方の御住所を伺いますと、八幡平市が結構多かった。実際にあの盛岡南高校の周辺に暮らしている人たちからは、大賛成などという話は一言も出なかった。だから、県教育委員会が受けとめている賛成とか反対というものは、やっぱり県教育委員会に都合のいい理解の仕方だったのではないかなと思っています。

○柳村一委員長 上原委員に申し上げます。質疑をお願いします。

○上原康樹委員 どうしてこう噛み合わないのか教えてください。

○森田高校改革課長 ここまでさまざまな形で意見交換をさせていただいたところでありまして、私どもとしましても先日の説明会も同様でございます。これまでも基本的には高校再編の出発点は子供の数が将来的に減っていくということが原点になります。盛岡ブロックの子供の数を見ますと、平成元年の第二次ベビーブームと言われる世代がピークであったときには7,312人の中学校卒業生数がありました。これが令和2年には4,176人、将来的には令和12年には3,462人、平成元年の半分を切ります。盛岡市内でも同様でございます。盛岡市内であるともっと減って45.9%、55%減っているというような形になるものでございます。

また、これまでは学級減を行ってきており、入試倍率もどこも減少してきているという現状をお示しした上で御説明をさせていただいているところですが、学校に関係する方々にとってみれば、そういう現実とは別に学校を残して、何とか今までの伝統を引き継げないのかというお話も頂戴しているところでございます。

先日の説明会では、盛岡南高校と不来方高校の統合校の姿をお示しさせていただきました。これは、今まで出していなかったものでございます。今回盛岡南高校と不来方高校が統合することによって、それぞれの今やっている特色ある学びをしっかりと引き継ぐこと、盛岡南高校であれば盛南スポーツ学と言われるスポーツ総合演習をベースにしっかりと体育の学びを引き継いでいく。そのほか芸術であるとか、外国語であるとか、そういった学びを連携のもと、学究的な学びをしっかりとこれからの時代に合わせてやっていくというお話をさせていただきましたが、そこまでの議論に達しなかったというのが正直な感想でございます。入り口の議論のところから進められていない部分はあるのかもしれませんが、私どもとしてはこれからの子供たちの学ぶ環境でございます。令和7年度までの計画でございます。これは今の小学校5年生が高校生になるときの子供の数、それから学校の内容というものを踏まえて考えているものです。小学校5年生以下の今の小学生、それから就学前の子供たち、あとはこれから生まれてくる子供たちがいかに充実した環境で教育を受けることができるか、そして今の子供たちと同じようにこの学校に行ってよかった、この学校で学んで自分の自己実現ができたと思えるような学校づくりをしてまいりた

いと思っております。そのための計画でございます。

ぜひ大人がしっかりと子供たちのことを考えていく、今の子供たちはまだ幼くて、自分の意見は言えないものです。大人たちがしっかりと子供たちを考えて、そのことを考えて議論をしていただければと思っております。

○**上原康樹委員** 森田高校改革課長、最後の段は非常に気持ちがこもっていた。少し気持ちが動きました。それなのです。県民会館で県教育委員会の皆さんが説明されるのだけれども、今のような気持ちの高まりがなかった。だから、みんないらついたのだと思います。

盛岡南高校のよさ、盛岡南高校の魂がこうやって必ず受け継がれていきますから、だから統合していいのではないかと、とことん膝詰めで話し合うということがあの人々の心の氷みたいなものを解かすことになると思うのです。

だから、今回の統合の案を県教育委員会が出されたということは、一ついいことがあったのです。地域の人が盛岡南高校を愛しているということを再確認したのです。そこが発点なのです。だから、これからは県教育委員会の御説明に当たられる皆さんも、すごく生意気な言い方で申しわけないのですが、生まれ変わってほしいと思います。

○**小西和子委員** 本当に母校がなくなってしまうことになると、必死になってさまざまな活動をするということはわからなくはないのですけれども、私たちが今考えなければならぬのは少子化が急激に進む中で、この再編計画の策定自体、避けられないのだということです。再編をするに当たっては、小規模校を機械的に統廃合するのではなくて、可能な限り地域に通学可能な高校を残すということとされました。

再編によって地域産業と関連する学科や新しい学科、例えば産業の変化に対応する先進的な学科とか、防災について東日本大震災津波の経験も踏まえて学べるような学科とか、そういう新たな学科、子供たちが興味、関心を持って進路選択できるようにすることはすごく重要だと思っております。

学びの充実や小規模校存続のためにも大規模校も対象とした全県的な視野で学科の拡充、教職員配置の工夫を行っていかねばなりません。豊かな学びを体験した子供たちが将来地域で働いて生活していく選択ができるような全県的な応援の形をつくることも非常に大事だと思います。

私は黒沢尻北高校の出身なのですが、北上市さえとかというのではなくて、全県的な視野に立って検討して、将来の岩手県の子供たちがより幸福になるための前向きな再編計画にしていかねばならないと思います。確かに冒頭から皆さんがおっしゃっているように、地域の方たちがそれぞれ全県的な立場に立って考えられるような説得をされて、私ども県民も知恵を出していかねば、将来の子供たちに学びの保障をしてやることができなくなるということでもありますので、教育長、何か所感がありましたらお願いします。

○**佐藤教育長** これまで各委員からさまざまな御指摘をいただきました。まず、スタートとして、本当に少子化で子供の数が減っていくということは、これは皆さん御存じのこと

でございます。そこから今後どのような形で高校を維持していくか、ゴールは子供たちのためにどのような学びの環境を残していくかという、恐らくスタートとゴールは共通の認識、理解であると思います。その途中のプロセスの中で、どのような手法でそれを実現していくかは、さまざまな意見の対立や議論がなされていくと思います。そこには丁寧な説明と、しっかりした議論が求められる。そして、お互いの立場、あるいはいろいろな考え方も双方持ち寄って、あるべき姿にどう向かっていくかであり、全てが丸く収まるということはなかなか難しいと思います。

そこに至るときに、まさに上原康樹委員がおっしゃったように、どう寄り添っていくかです。最後は、小西和子委員からも出ましたように、全県的な視点に立って子供たちのための岩手県の高次教育の学びの環境を残していく、そして将来の生徒がしっかり岩手県を支える人材になれるような環境をつくっていくかが求められていくのだと思います。今回のさまざまな議論による大きな議論の盛り上がりによりよい子供たちのための方向性を導く形になっていけばよろしいのではないかと考えます。そうした意味でも丁寧な説明と、検討を尽くしていくということをしっかり受けとめたところでございます。このことをしっかりと教育委員と共有しながら慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、午後3時間30分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩手県立特別支援学校整備計画（最終案）について発言を許します。

○高橋特別支援教育課長 岩手県立特別支援学校整備計画（最終案）について御説明申し上げます。

文教委員会資料1をごらんください。岩手県立特別支援学校整備計画（最終案）について、岩手県立特別支援学校整備計画（案）からの見直しのポイントに沿って御説明申し上げます。昨年10月に岩手県立特別支援学校整備計画（案）について公表するとともに、11月16日までパブリックコメントを実施いたしまして、県民の皆様から多数の御意見を頂戴いたしました。パブリックコメントなどにおきまして本計画について見直しを求める意見がないことから、基本的な方針である1、各地域の実情に応じた学びの場の整備、2、関係機関と連携した個別のニーズへの対応、3、特別支援学校のセンター的機能の充実及び県立特別支援学校整備計画の全体像と主な整備内容の大きな方向性について変更はございません。

パブリックコメントいただいた御意見の主な内容といたしましては、宮古恵風支援学校移転関連、特別支援学校未設置地区、二戸関連、分教室関連、寄宿舍関連などがあり、そ

これらの意見を受け、一部修正を行ったところでございます。左側には修正前、右側には修正後となり、この修正部分を御説明いたします。

まず一つ目です。Ⅵ、全体像と主な整備計画の(1)、各地域の実情に応じた学びの場の整備の工、学校立地における自然災害への対応、宮古についてです。さまざまな対応や解決策を含めた形で検討していくものとして、抜本的な環境整備と優先的に検討という文言の追加修正をしております。

二つ目です。同じく(1)、各地域の実情に応じた学びの場の整備のオ、特別支援学校未設置地区における小中高等部一貫の特別支援学校の設置、二戸についてです。二戸分教室狭隘化等の状況を勘案し、二戸地区の新設校について可能な限り早期の開校を目指す追加修正し、これにあわせて下のスケジュールも修正しております。なお、設置場所については、福岡工業高校の校地内を検討しております。また、同じくスケジュールに関しては、下ですが、盛岡峰南高等支援学校の教育内容等の見直しについて、めまぐるしい社会情勢の変化を勘案し、教育内容等の見直しをした後、新たな教育内容の実施について速やかに実施していくものとの考えから、取り組み可能な学科から先行実施の文言を追加しております。

そのほか本文中の数カ所につきまして、文言の追加や修正を行ったところでございます。今後成案策定後におきましてもこれまでの取り組みの成果を引き継ぎながら、引き続き学校施設等の環境整備を含めた特別な支援を必要とする児童生徒等の教育環境の整備を含め、本県の特別支援教育体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 特別支援教育に対しては、県教育委員会の皆様方には前向きな施策をしていただいていることに感謝申し上げます。パブリックコメントによりまして、宮古恵風支援学校の部分でございますけれども、抜本的な環境整備、それから全県に優先的に検討しますという部分を具体的に言うとどのようなことになるのでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 宮古恵風支援学校におきましては、これまで昨年10月の台風第19号の被害による休校、それから今年度も4月に道路の崩落等もありまして、やむなく自然災害等によって休校したということがあり、自然災害に見舞われることが予想されます。宮古恵風支援学校そのものの校舎については、耐震化という部分では大丈夫なのですけれども、大雨などの場合の国道から学校までの市道について、いろいろな難しさがあるものと承知しております。そういった部分から、関係する、例えば宮古市への働きかけをしていくとか、やむなく休校になったとしても学びの場を保障していくということで関係する学校、施設等との調整も行いまして、学びの場を保障していくという部分で具体的に考えているところでございます。

○小西和子委員 商工文教委員会のとくに、私たちも行きました。この先に本当に学校があるのだろうかと思うようなところですし、道路も非常に危険でありました。災害によっ

て、とても危険な状況。宮古市では、ここは通れますと言ったらしいですけれども、保護者の方たちがとてもここは危険で車を通すことはできないということで、休校になったということも承知しております。順番があるかもしれませんが、ぜひもっと近いところに建てかえを望みます。

次に入ります。二戸地区への小中高等学校一貫の特別支援学校の設置というのは、本当に長年の念願であったことでありますので、大変うれしく思っております。福岡工業高校にはまだ入っていないときでしたので、小学校、中学校を調査をしたときに、中学校に入っている生徒さんたちが何となく隅っこに追いやられているのではないかという個人的な感想を持ったりしたものでございます。本当によかったなと思っていたので、なぜ可能な限り早期の、それから盛岡峰南高等支援学校も取り組み可能な学科から先行実施と、このような文言が付加されたのかお伺いします。

○高橋特別支援教育課長 まず、二戸市についてですけれども、当初左側の矢印のとおり、釜石祥雲支援学校ができてから始めてもいいのではないかという部分もありまして、令和6年度まで検討してから、設計等に移っていったらいいのではないかと計画していたのですが、令和10年までの長い間、着工できないままで学校が建たないということになりますとニーズが大分変わってくるのではないかということもありましたので、それよりはとにかく可能な限り早くという思いを込めまして、この文言をつけ加えさせていただきました。

それから盛岡峰南高等支援学校ですけれども、こちらは高等部のあり方、職業教育のあり方について、じっくり話し合いを重ねながらということを考えていたわけですけれども、その議論を長々とやるのではなく、可能な限り実施できるところから見直して進めていこうという思いも込めまして、取り組み可能な学科から先行実施という記載としました。学科が4学科あるのですけれども、学科をそのまま全部変えるのではなく、そのままでもいいのではないか、内容を変えるだけでやっていけるのではないか、そういった議論も含めまして、できるところから進んでいこうという形でのこの文言の修正でございます。

○小西和子委員 パブリックコメントをしっかりと受けとめて、前向きな変更ということに敬意を表します。ありがとうございます。

○高橋穩至委員 私からは1点だけ、地元のことなのですが、全体の計画については特に問題はないのですけれども、毎回地域と広域振興局の懇談とかさまざまなお願ひしているのですが、花巻清風支援学校は、多くの生徒が北上市から来ているのです。この資料にもありますけれども、平成29年に分教室ができて、皆さん非常にうれしく思っていたのですが、たくさん行っている割にはなかなか分教室には来ない。よくよく考えると高等部がないので、結局、先のことを考えると遠くてもやはり花巻市の特別支援学校に行かなければならない。

そういったことから、当初から高等部も分教室化できないかというお願いをずっとしてきてるわけで、それに関して17ページでも課題ということで載せてはありますが、その

検討の方向性の数字を見ますと、若干人数は減少傾向にあるのではないかと思いますのですが、環境的に、同じ地域で小中学部まで生活して近くで学びたいということの検討状況はどうかお聞きしたいです。

○高橋特別支援教育課長 北上市からいろいろ要望が来ていることは承知しております。我々といたしましても、特別支援学校の高等部については、将来のニーズや就労を見据えた教育というものを重視しております。ただ単に小中学部、そのまま高等部という部分だけではなく自立を目指した際に、ある程度大きな集団での学びが必要ではないか。それから、作業棟とか作業実習にかかわる設備のそろったところがいいのではないかという議論もございますし、人数の推移を見ながら、今後子供たちがどのぐらいふえていくのかという状況も踏まえて、人数の推移、ニーズ等も踏まえて丁寧に検討していくことが必要と考えております。

○高橋穩至委員 その説明は毎回伺っております。その中で、全部が全部、高等部の分教室ということではなく、やはり将来に向けた職業につながるようなコースとして考えられる中でも、生徒さんにもさまざまな障がいの程度もございますし、発達状況によってとか、この人だったらずっと一緒のところできながら高等部に進んで大丈夫かなという生徒さんもいるのではないかと考えておまして、全体をではなくて、そういった部分を検討してみてもどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 高橋穩至委員御指摘のとおり、個に応じた学びの場という部分では非常に大事な視点だと考えております。一概に全員がこっちという振り分けではなく、子供たちの実態に合った学びの場という部分は慎重に丁寧に考えていきたいと思っております。

○高橋穩至委員 ぜひそのようにしていただきたい。要望されている具体的な内容としては、分教室があるところの近くに県立北上翔南高等学校があるわけですが、総合学科の中で、例えば職業に関連する部分とかが出てきて、ノーマライゼーション的な学びに対応できるよさはどっちにもありますよというようなのも検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○斉藤信委員 今までの一体型の特別支援学校の整備ということで可能な限り早く、本会議の答弁でも福岡工業高校の用地ということでした。福岡工業高校はそのまま存続すべきだとは思っているのだけれども、このことは福岡工業高校の障害にはなりません。福岡工業高校の体育、部活動等、新たに整備する特別支援学校のグラウンドの利用ということで、特に障害はないでしょうか。

○高橋特別支援教育課長 特別支援学校の具体的な設計図はまだ立てておりませんが、今分教室が福岡工業高校の中にあって、改築をしている実績もあります。それから、小学部は石切所小学校、中学部は福岡中学校という、そういったこれまでの実績も踏まえますと、県の用地である福岡工業高校の用地内をまず検討するのが、よろしいのではないかと考えております。

そして、高校生のグラウンド云々につきましては、そのグラウンドをどこにするかというところまで、まだ検討に至っていない部分もありますので、そこにつきましては今後考えていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 高校の統合計画に関連するので、ある意味ちょっと慎重にわかりやすくやっていただきたい。なぜかという、3月中に完成する福岡工業高校は、管理棟の1階は高等部なのです。ただ、施設一体型の学校ということになれば、別の校舎をつくるということになるのではないのですか。

○**新田学校施設課長** 斉藤信委員がおっしゃったとおり、今福岡工業高校を改築しております。管理教室棟の中の1階部分に高等部、そして2階の部分には福岡工業高校のいわゆる教室という形。そしてさらに併設するといいますか、つながっているような形で福岡工業高校の実習棟という形になっています。工業高校ですので、いわゆる校舎一つではなくて、実習棟があり、あと管理、教室棟がありますので、高橋特別支援教育課長が話したとおり、今後具体的にどのような形で対応していくかというのは幅広く、そしてしっかりと丁寧に検討することになると思います。それも含めた形で高校再編後期計画と特別支援学校整備計画をきちっとリンクさせた上で、総合的に検討することになると考えております。

○**斉藤信委員** だからわかりにくいのです。せっかく小中高一体型の特別支援学校をつくるのですから、そういう校舎をつくるという計画なのか、そうではないのか、そこだけはっきりさせてください。

○**高橋特別支援教育課長** 斉藤信委員がおっしゃるのは、同じ建物内なのかどうかという御指摘でしょうか。

○**斉藤信委員** 一体型の校舎なのかということです。

○**高橋特別支援教育課長** 一体型という意味合いが、その場所で一体という意味も含めてございますので、全部同じ校舎ということだけではなく、小中校舎と高等部校舎が近い形で存続することも視野に入れております。まだ検討中ではございますという意味の一体型でございます。

○**斉藤信委員** わかりました。新しい校舎の中に既に高等部が整備をされているというのは事実ですから、それと小中学校が一体型になるというイメージですね。

高校再編絡みで工業高校が縮小することが既成事実になってはならないと思うので、そこは慎重に、今の現状から言っても、福岡工業高校の学科減をする必要性和合理性はないと思うので、誤解されないようにやっていただきたい。

先ほども質問がありましたけれども、宮古恵風支援学校の抜本的な環境整備というのは、改築ということ視野に入れた表現ということですか。

○**高橋特別支援教育課長** 抜本的の部分ですけれども、今安全安心な状況ではないところは見直さなければならぬというところですが、イコール改築までは、ちょっと道のりがあるのではないかと考えております。

○齊藤信委員　そうですか。

○高橋特別支援教育課長　関係する施設の動きも踏まえまして、それから道路の様子も踏まえてのことでございます。ほかをやって宮古恵風支援学校はほっておくというものではなく、宮古恵風支援学校のことはすごく考えている、後回しにしないということでございます。そこはぜひ御理解いただきたいと思います。

○齊藤信委員　抜本的、優先的ということで立派な表現になっているので、私らから見たら、これはもう移転新築だと受けとめますよ。国語的にはそう受けとめますので、少しフアジーなところはあるけれども、ぜひそういう方向で検討していただきたい。

盛岡峰南高等支援学校の教育内容、学科の見直しの検討ということで、本文の7ページのところにもあって、4学科設置してから既に10年が経過して、あり方が問われていると。盛岡峰南高等支援学校について、具体的に現状、課題というのはどのように整理されていますか。そして、もう一つあわせて聞きますと、一般就労が5割から7割前後ということなので、ここも改善の目標を持って取り組まれるのか、この2点を示してください。

○高橋特別支援教育課長　齊藤信委員御指摘のとおり、盛岡峰南高等支援学校は県内唯一の職業科を目指した高等支援学校です。一般就労はやはり企業ですとか、あとは商店などに就職して、主にサービス業とか製造業に就労している子供が多くおりました。ところが、ここ最近ですけれども、6割、7割という形で一般就労の数字が落ちてきております。そこには何が問題なのか、教育内容なのか、それとも今までの学科が悪いのか、そこを根本的に検討して、もしかして実習のあり方なのか、授業のあり方がよくないのか、そこをきちんと見極めていくことが必要ではないかということで、そこを見極めた上での一般就労の割合を高めていきたい、それが盛岡峰南高等支援学校が職業科として県内に一つある学校としての役割だと思っております。

○齊藤信委員　受け入れる側の企業の改革というのがあると思うのです。だから、そういうところの視野も含めて、これは所管は商工労働観光部になるかもしれないけれども、受け入れる側の改革というか、ノーマライゼーションというか、そういう点もあわせて検討していただければと思います。

最後ですけれども、5ページのところで、この間の支援学校ごとの在籍者の推移があります。例えば平成22年を起点にしてふえているところというのは盛岡となん、盛岡みだけ、一関清明、久慈拓陽。あとは減少ということになっているのですが、ふえているところの要因というのはどういうことなのか。

2点目、7ページのところに指摘しているのですけれども、高等部の在籍者数が令和2年度に前年度から80人以上の減少があった。今まで横ばいに来て、令和2年度は80人減った要因というのがどのように分析されているのか、今後はどう影響するのか、この2点をお知らせください。

○高橋特別支援教育課長　まず、盛岡となん支援学校がふえているという部分ですけれども、これにつきましては、平成29年に盛岡市手代森から矢巾町の、隣に県立療育センター、

岩手医科大学があるところに移り新しい学校になりました。また、これまで岩手医科大学に病弱といますか、入院している子供たちの教室があったのですが、以前は盛岡青松支援学校が担ってきたのですけれども、昨年度から隣にある盛岡となん支援学校が役割を持ったということもあります。そうしますと、新しい学校、岩手医科大学が近い、県立療育センターも近い、そして病弱もやっているということで機能がふえておりますので、盛岡となん支援学校はかなり増加傾向にあります。それが盛岡となん支援学校の要因でございます。

○齊藤信委員 あと幾つか聞いたのだけれども。

○高橋特別支援教育課長 盛岡みたけ支援学校につきましては、平成30年までは増加傾向ですけれども、令和元年に盛岡ひがし支援学校ができたことによりまして、一部の子供たちは盛岡ひがし支援学校に学区を分けながら通学するようになりました。また、盛岡みたけ支援学校の隣にありましたみたけの園が、盛岡ひがし支援学校のほうのてしろりの丘に行きましたので、そちらの子供たちもまた減ったり、移動する部分もございます。そういった部分で、みたけ支援学校は実は一回ふえておりますが、ひがし支援学校ができたということで、断定はできませんが、今後減っていく状況、そちらに人数が動いているという状況でございます。

一関清明支援学校につきましては、平成30年度までにピークを迎えており、その後は微減となっておりますので、児童生徒の様子を見ると、このまま急激な増加はまだないのではないかと考えております。

高等部の人数が急に減った部分ですけれども、実は高等部に入ってくる子供たちは、もちろん全体的な人数も減っているのですが、主に中学校の特別支援学級の子供たちだったのですが、特別支援学級の子供たちが普通高校に入っているという事実もございます。そういった部分では、特別支援学校の高等部の人数も減ったりふえたり状況を見ながらという部分がございますけれども、こういった要因があると思います。

○齊藤信委員 今回の関連で、高校再編の議論の中でも支援が必要な生徒がふえているというのが指摘をされています。ですから、例えば前沢高校とか、紫波高校は恐らくそのモデル校に位置づけてやられているのだと思うのだけれども、特別支援学校との連携というのがどうあるのか。

あと最後ですけれども、12ページの教室不足数の推移で、令和2年度で34教室が不足と。恐らく釜石祥雲支援学校は新築整備で解決をされると思うのだけれども、そのほかのところの教室不足数の解消の見込みはどうなのか。

○高橋特別支援教育課長 高校における特別な支援を要する生徒につきましては、例えば今やっているものとしては、かがやきプランという支援員を配置したりですとか、それから高校における通級による指導という部分も行っておりますし、あと高校にも必ず特別支援教育コーディネーターという者が配置されておまして、そちらの研修等も行っております。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で行えなかった部分もございますが、

高校における特別支援の認知度も非常に高まっております。小中学校、高校でも特別な支援を要する児童生徒がふえているという部分で特別支援学校がやはり整備されてセンター的機能として助言とか指導をしたり、相談に応じたりする機能が高まれば県全体の特別支援教育の認知度といえますか、そういった理解、啓発も進むものと考えております。

○齊藤信委員 教室不足数の解消の見込み。

○高橋特別支援教育課長 教室不足数につきまして、今年度 34 教室ですけれども、釜石祥雲支援学校は、先ほど齊藤信委員が御指摘のとおり、新しい校舎になれば解消するものと思われまし、盛岡みたけ支援学校は 7 教室ですけれども、先ほど申し上げたとおり、盛岡ひがし支援学校ができたことにより、ある程度そちらに生徒が移る部分もございますので、見通しとしては減っていくのではないかと考えております。

○齊藤信委員 宮古恵風支援学校も七つある。

○高橋特別支援教育課長 宮古恵風支援学校がちょっと多いのは、これは多分医療的ケアの子供たちが今高校 3 年生のあたりにいて、その子供たちが卒業したためかと思えます。ケアが必要だとそれなりの手配が必要になりますので、その子供たちが卒業すると 1 人 1 教室だったり、支援の必要な子供たちについては手厚く教室を確保しなければならない部分がありますので、そういった事情等もあるように思っております。

以上です。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

次に、岩手県文化財保存活用大綱の策定について発言を許します。

○岩淵文化財課長 それでは、岩手県文化財保存活用大綱の策定について御説明いたします。資料 1 ごらんください。

1 の計画策定の趣旨と、これまでの検討状況についてですが、平成 31 年 4 月に改正施行された文化財保護法の規定により、都道府県は文化財保存活用大綱を、市町村は文化財保存活用地域計画を策定できるとされ、県教育委員会では昨年度から検討会議を設置、市町村及び専門家等への意見照会などを行い、文化庁とも協議をしながら作業を進め、昨年 11 月に素案を策定し、12 月には本委員会で御報告をさせていただきました。その後、総合教育会議での協議、パブリックコメントを実施し、いただいた意見を踏まえ、今回最終案として取りまとめましたので御報告するものです。

次に、2 のパブリック・コメント等の状況についてでございますが、パブリックコメントは令和 2 年 12 月 23 日から令和 3 年 1 月 23 日までの 1 カ月間、県ホームページへの資料等の掲載、報道機関等への発表、各市町村、文化財関係団体等への通知を行い、実施いたしました。その結果、7 名の方から延べ 68 件の意見が寄せられたところです。主な意見への対応については次の 2 ページに記載しております。

その中の 1 の文化財保護の担い手の確保などについて、文化財の各専門分野のバランス

を図りながら専門職員の配置等を進めていく必要があるのではないかという意見に対して、文化財保護行政の専門職員はその取り扱い分野が多岐にわたることから、円滑な業務遂行のためにも各専門分野のバランスも考慮することが必要と考え、本文の該当項目にかかわる部分について追加記載いたしました。

また、2の東日本大震災津波の教訓から、文化財レスキューに当たった職員等に聞き取り調査を実施するのがよいのではないかという意見に対しても、御意見を踏まえ、災害時対応の具体的方策に追加記載したところです。

これらの意見等を踏まえた最終案につきましては、令和3年2月5日に開催された文化財の専門家で構成される大綱策定検討会議で最終検討を行い、岩手県文化財保護審議会において報告したところです。この最終案でございますが、資料2として概要版を、資料3として、最終案本文を添付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で文化財保存活用大綱の御報告を終わりにいたします。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○伊藤勢至委員 これは最終案ということですが、もしいろいろな欠落等、指摘があればそれを載せることも可能だということなののでしょうか、まずそこから伺います。

○岩淵文化財課長 まだ修正する余地がございますので、御指摘をいただければ直せる部分はあるかと考えております。

○伊藤勢至委員 では、二つだけ指摘をしておきましょう。20ページの頭に、宮古市の獅子頭、権現さま16頭は県内最古例であり、本県域の祖型となったものと考えられるとあります。これはこのとおりだと思うのです。ですけれども、権現さまということはこれを使っての黒森神楽の舞ということまで、なぜ思いがかなかったのかと思うところがあります。早池峰神楽あるいは岳神楽の方々からお伺いしますと、我々のルーツは黒森さまだ、黒森神楽だとおっしゃるのです。早池峰神楽、岳神楽は400年、黒森神楽は700年と言われているのです。こういうところをもうちょっと掘り下げるべきだと思います。

それからもう一つ、岩手県の名勝というところで、46ページに名勝というのがありますが、実は三陸海岸の田野畑村の鶺ノ巣断崖というのは200メートルの断崖であります。200メートルの断崖というのは、オールジャパンの中でここしかないのです。こういうものをぜひ入れていただきたい。そういう意味では、我が三陸沿岸はオールジャパンの中でまだ秘境の中に入っているのです。それから、鶺ノ巣断崖、あるいは北山崎の膨大な景色というのは、これからの岩手県の売りになるのです。したがって、そういうものをこういうものに入れ込んでこそ、岩手県の売りというもの、あるいは岩手県として残すべきものになっていくと思います。

それからサービスの一つ、県立博物館に入ってまいりますと、アイキャッチャーとしての、兜跋毘沙門天、これは成島毘沙門天のレプリカだそうではありますが、この東和町に位置をしたというのが問題です。京都から見ると、東北東、我々のほうが表鬼門なのですよ。

そういうことで平安時代の自分たちの勢力圏の範囲はここまでだということで東和町に兜
蹴毘沙門天を置いた。そして、そのレプリカを県立博物館のアイキャッチャーとして置
いている。けども、この兜蹴毘沙門天は地天というものを踏んまえて立っているのです。
したがって、あの地天というのが平安朝から見たときの岩手県の位置だということを何
で気がつかないのでしょうか。つまり、我々の御先祖を踏んづけて立っている戦いの神様
ということですよ。そう考えると、我々が次の世代に残していくべきものに踏み込んで
いただきたいと思いますが、きょうはこの3点でとどめておきます。何か感想があればおっ
しゃってください。

○岩渕文化財課長 ただいま伊藤勢至委員から御指摘されたことを検討しながら大綱に反
映させることができるかどうかということについて……

○伊藤勢至委員 できると言っただけでしょう。何言っているの。

○岩渕文化財課長 考えていきたいと思います。文化財についていろいろな考え方もござ
いますので、そういうことを総合的には検討しつつ進めていきたいと考えているところ
です。

○伊藤勢至委員 そのような答弁でしょうね、検討ということだからな。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わら
す。

次に、岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）の概要について発言を許します。

○山村参事兼教職員課総括課長 岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）につ
いて御説明申し上げます。A3判の資料1をごらんください。岩手県教職員働き方改革
プラン（2021～2023）の概要に沿って御説明申し上げます。なお、A4判のホチキスとめした資
料2につきましてはプランの本体でございます。

初めに、I、策定の趣旨でございます。教職員がワーク・ライフ・バランスを確保しな
がら、授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいを持って子供たち一人一
人に向き合うことができる時間を確保できることを目指し、子供たちへの質の高い教育の提
供につなげるものでございます。

II、前プランに基づく取組は、今回のプランの策定に当たり、これまでの取り組みを総
括したものでございます。平成30年度から今年度までの3カ年、前プランに基づき、1、
取組状況にあるとおり、(1)、教職員の負担軽減と、(2)、教職員の健康確保等を柱とし、
取り組みを進めてきたところです。

2、目標の達成状況は、前プランでは二つの目標を掲げており、(1)、業務への充実感
や健康面での安心感の向上については、教職員へのアンケート調査により把握しているも
のであり、授業への集中度、健康の実感等の項目で肯定的実感が令和2年度は平成30年度
よりも向上しています。(2)、県立学校における長時間勤務者の割合の削減については、

時間外在校等時間が月 80 時間以上、100 時間以上、ともに令和 2 年度の第 3 四半期までの実績では目標に近い水準にまで減少してきております。

3、これまでの取組の成果は、教職員の肯定的実感の向上や時間外在校等時間の縮減に一定の成果をもたらしたほか、勤務時間を意識した働き方への変化にもつながっていると捉えています。

4、次期プラン、この次期プランが今回策定したプランであります。次期プランに向けた課題は、時間外在校等時間の縮減には新型コロナウイルス感染症対策として行ったさまざまな見直しも要因となっており、働き方改革の取り組みは今後も一層推進していく必要があると考えております。また、これまで時間外在校等時間の縮減に焦点が当たり、学校現場において教育の質の確保と長時間勤務の縮減との間での難しさを感じるとの声も伺っております。

以上が前プランに基づく取り組みの総括でございます。

次に、Ⅲ、学校を取り巻く環境変化として、1、新型コロナウイルス感染症への対応は学校においても新しい生活様式の実践が求められていること、2、GIGAスクール構想の実現に向けた対応が進められており、このような環境変化も踏まえていく必要があります。

また、Ⅳのとおり、県教育委員会では令和 2 年 8 月に規則を制定し、教員の時間外在校等時間を月 45 時間、年 360 時間の範囲内とするため業務量の適切な管理を行うものとしたところです。

次に、新しいプランの内容を説明します。右側でございます。Ⅴ、プランの期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間です。

Ⅵ、プランの目標は、1、県立学校の教員の時間外在校等時間の縮減については、時間外在校等時間を規則に定める上限内とすることを段階的に実現するための目標として定めるものです。

(1)の時間外在校等時間が月 100 時間以上の者を令和 3 年度からゼロにするは、この 100 時間が業務と労働災害との関係性が強いとされる水準であることを考慮したものです。

(2)の時間外在校等時間（週休日の部活動指導従事時間を除く。）が月 45 時間超、年 360 時間超の者を段階的に縮減し、令和 5 年度にゼロにするは、大会引率などの週休日の部活動指導が時間外在校等時間が長時間となる要因の一つであることを考慮したものです。

2、業務への充実感や、健康面での安心感の向上については、前プランに引き続き目標として設定するものです。

次に、Ⅶ、具体的取組の体系は、このⅦのところのイメージ図の左側、真ん中の部分でございますけれども、県立学校の取組と県教育委員会の取り組みを両輪として進め、プラン目標の達成を目指すこととしております。

県教育委員会の取り組みは三つの柱により推進していくこととし、1、学校の取り組み支援では、先進事例の普及や地域、保護者の理解醸成など学校の取り組みをバックアップ

する取り組みを行います。

2、環境整備では(1)、チームとしての学校の推進として、学校への専門スタッフの配置など。(2)、制度等改善として、学習状況調査の改善や初任者研修の見直しなど。(3)、部活動の適正な運営として、部活動指導員の配置、部活動に関する方針の徹底、地域部活動推進のための研究など。(4)、勤務時間の適正管理に関する取り組みを行います。

3、健康確保では、教職員の心と体の健康を確保するための取り組みを行います。さらに、右側の部分の市町村立学校関係については、学校設置者である市町村教育委員会が小中学校の働き方改革の取り組みを進めることを基本としながら、県教育委員会と市町村教育委員会が連携し、県内の学校全体の働き方改革の実現を目指すこととしております。

最後に、Ⅷ、プランの推進では、取り組みの進捗状況や時間外在校等時間を把握し、目標の達成状況を分析などしながらプランを着実に推進していきたいと考えております。説明は以上となります。

○柳村一委員長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○小西和子委員 文部科学省の目的は何だったのですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 働き方改革の目的であります。これは今回の策定の趣旨で私どもが書いたものと同じことを目指していると思っておりますけれども、教職員がワーク・ライフ・バランスを確保しながら、授業などに集中して、やりがいを持って働ける。その結果、子供たち一人一人に向き合い、それが子供たちの教育の質の向上につながると、いうことを目指していると考えております。

○小西和子委員 文部科学省は、教職員の命と健康を守るということをやっていたのではなかったでしょうか。今回は向き合うことのできる時間を確保する。質の高い教育の持続的提供につなげる。教職員の命と健康はどこに行ってしまったのですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 健康管理につきましても、今回の新しいプランでも右側のプランの目標のところ、Ⅵ、2として業務の充実感や健康面での安心感の向上を目標として掲げておりますし、取り組みの大きな柱としてもⅦの図が小さくて申しわけございませんが、県教育委員会の取り組みの中の3、健康確保という大きな柱を立てて取り組むこととしております。

○小西和子委員 文部科学省は持続可能な学校教育をということで、大胆に大きく業務を削減してということは何度も、何度も、何度も通知しているわけです。たしか今行われている岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)を策定するときも、県教育委員会は文部科学省と同じで、本気で取り組むと言ったはずですが。これが本気で取り組んだ成果なのでしょうか。

私の質疑をきっかけに岩手日報で取材をして、教職員の労働改善ということで載せてくださいました。そのときに驚いたのは部活動は除くということです。週休日の部活動指導従事時間は除くことにしました。なぜですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 今回の岩手県教職員働き方改革プラン(2021～2023)の

目標でございますけれども、先ほど御説明したVIの2が教職員の充実感や健康面での安心感の向上というもの。1が時間外在校等時間の縮減という大きな2ポイントでございます。時間外在校等時間の縮減の目標は二つの柱でございます、まず(1)として、先ほども申し上げましたが、月100時間以上の教員をゼロにしたい。これは先ほども申し上げましたが、100時間という数字が公務災害、労働災害との関連性が強いとされている水準でありますので、これについては何としてもなくしていきたいということで考えて、今の岩手県教職員働き方改革プラン(2021~2023)でも同じ目標を掲げておりますけれども、実現に至っていませんので、何としてもこれは実現していきたいということで、(1)として設定しております。

その上で、(2)として、先ほども御説明しましたが、週休日の部活動につきましては、それが長時間勤務の大きな要因の一つになっております。特に大会とか練習試合で遠征、引率をする場合に、本県の場合、県土も広くて大会会場に行くのに移動時間も相当かかると。試合なり大会をやって、また戻ってくるのに引率をすると、そういうことで非常に移動時間を取られてしまって、結果として時間外、在校等時間が長くなってしまうという状況も伺っており、私どもとしてもそのように認識したところで。

一方で、週休日の部活動については、全国的にというか、国の働き方改革の視点に加えて、生徒の活動機会の確保という観点からも議論する必要があるということで、部活動改革の議論も進めているところでございます。このような状況も踏まえて、やはり今後も継続して検討をしなければならない状況にあると思います。このような状況の中で、学校の実態と乖離するような形ではなくて、働き方改革に学校や教職員が積極的に取り組んでいけるような、そして県教育委員会としても目指していけるような目標として、このような形で設定したものでございます。

○小西和子委員 まず、数値をクリアすることが目的であるということですね。左側の中ほどの県立学校における長時間勤務者の割合の削減のところの100時間以上の0.3のところは、10人だというふうに聞いています。ですから、この10人の方々に業務の縮減とかで、人間らしい働き方に変えるというようなことをやっていけばいいと思います。

週休日の部活動指導の従事時間を除いたとして、一人の人間ですから、土日になって元気な、健康な人間に変わるわけではないのですから、かなり厳しいことになりますけれども、そちらの健康管理はどのようにしていくのですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 説明しました目標の(2)では、除いた形で集計はいたしますけれども、部活動も含めた在校等時間を私どもはタイムカードで把握して、それに基づいてマネジメント、健康管理等もしていきます。含めた形でその100時間以上はなくしていきたいと考えておりますし、100時間に至らなくても部活動も含めた時間が短くなるように、業務負担の軽減を図っていきたいと考えております。このプランの目標とすれば、除いた形で時間設定にしておりますけれども、在校等時間の把握は今までと同様に部活動も含めて把握し、そこについて適切に管理し、できるだけ減らしていく取り組みをして

いきたいと考えております。

○**小西和子委員** 二重に調査をしていくということと、業務を縮減していくということですね。スクラップ・アンド・ビルドというようなことで、この間、議論をしてきたのですけれども、ビルド、ビルド、ビルドだけで、スクラップしたものというのは幾つありますか。新しいものを入れるのだったら、その分今までのことで精選をして、ではこれは取り除きましょうというようなことをやっていくのが改革なのではないかと思うのですが、そこはどのように考えているのですか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 業務削減は、非常に大きなテーマであります。いろいろな取り組みをしながら働き方改革を進めていくことが必要だと思います。

それで、今回の計画にも働き方改革の観点で、学校の仕事について検討しまして、例えば県学習定着度状況調査の実施、評価を見直し、精選したり、あるいは初任者研修の実施日数を短くしたりなど、教育の質の確保を図りながらも、教職員の負担軽減に配慮するように業務の見直しも実施しておりますし、これからも業務を行う際には負担軽減、働き方改革という観点も当然入れながらやっていくことが重要だと思っております。

あわせて、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、県教育委員会が行う研修とか会議などもかなり見直しを行っておりますし、学校でもいろいろな行事の簡素化の方向で見直しも行っております。そういったものが今後においても見直しをきっかけに、より効率的な業務であったり、必要性の高い業務に重点的にやれるように取り組んでいきたいと考えております。

○**小西和子委員** 大胆な削減というようなことで、一般質問のときにも例を挙げましたけれども、県立学校では7時間目をなくして、その分、部活を行うとかというようなことで削減しているところがありますし、国の全国学力・学習状況調査、それから岩手県小中学校の学習定着度状況調査といったものを一切なくして、先生方の健康と命を守るためにというようなことで進めている県もあります。そういう大きなことをやっていかないと、一生懸命やったださってはいるのですけれども、果たして、この3年間で大きく改革ができるのかという思いでおります。

部活動の週休日の分を合算しないとして、1年間やってみて、その後、見直しをかけるとか、そういうことは考えているのですか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 資料の一番最後、VIII、プランの推進のところにも記載いたしましたが、年度ごとに取り組み状況であったり、実績の推移なども把握して、目標の達成状況の分析なども実施しながら、岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）を着実に推進していきたいと考えておりますので、実施状況はきちっと把握し、よりよい取り組みにしていきながら進めていきたいと考えております。

○**小西和子委員** 一般質問でも申し上げましたけれども、山形県では2021年度、2022年度に中学校2校で休日の部活動を地域に移行する実践研究を行うということで、利点や課題を洗い出し、2023年度以降は高校も含め、地域移行を全県に広めたい考えだということだ

す。こういうことは、岩手県でも行っていくのでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 国が示しております学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の取り組みの一つでございまして、本県でもその取り組みとして、来年度から学校の部活動、休日の部活動を地域移行するという取り組みを、令和5年度から全国で進めるという取り組みの前段階として、来年度からそのための事前の実践研究をとり進めるということにしております。そのための予算計上をさせていただいております。

○小西和子委員 岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）ということで示されましたけれども、教職員が健康でなければ子供たちと向き合ったときに、思ったような教育というのはできないわけです。ある県立学校の教職員から話を聞きましたけれども、100時間にならないようにしてくださいと職員会議のときに校長先生とか事務長さんから言われるのだそうです。自分たちで調整もしているのです。企業だと罰則があるのですけれども、公務員はありませんけれども、そういうような状態の調査であるということです。

そして、教職員には自分の健康を害してでも、どうしても頑張ってしまうというところがあります。でも、それを見ている、例えば教育実習とかに来た大学生の方とかは、とてもやっつけられない、教育実習でがらっと変わるのです。今まで教員になりたいと思って頑張っていた人たちが、教育実習によって、教職員の仕事というのはこんなにあって、こういうことまでやって、とてもやっつけられないと。前にも言いましたけれども、何年か前に教育次長さんの席に座っていた方が、娘に教員になりたいと言われたけれども、体を壊すからやめたほうがいいと言ってやめさせたという話を聞いて、やめさせる前に岩手県の教育現場の大変な多忙化というものを直してほしいと私は思って、そのことを言ったことがあるのです。そのような実態を、本気になって改革をするという決意を教育長にお伺いして終わります。

○佐藤教育長 今回働き方改革プランの2期目となりますが、令和3年度からの3年間の取り組みということで、これまでの前プランの取り組みの成果や、またそこで改めて明らかになった課題等を踏まえながら、また想定されていなかった新型コロナウイルス感染症の影響もあって、その中であっても教職員は児童生徒の健康と安全を守るために多くの御労苦をかけて守ってきていただいています。そして、まさに教職員が健康を守りつつ、児童生徒のふだんの授業等にしっかりと時間がとれて、さまざまな準備であるとか、子供たちとの触れ合いの時間がしっかりと取れるようにする。また児童生徒の不登校の増加も言われています。それから、貧困家庭等子供を取り巻くさまざまな課題が出てきております。そうした課題にしっかりと向き合えるような体制、そういうような仕事との向き合いができるように、私ども県教育委員会として、また市町村教育委員会と連携を図りながらしっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 それでは、私も何点か質問させていただきたいと思います。GIGAスクール構想とワーク・ライフ・バランスについてなのですが、学校を取り巻く環境変化というところで新型コロナウイルス感染症関連とGIGAスクール構想の実現に向け

たというような文言が含まれております。通常の働き方改革、通常のワーカーですと、例えばですが、テレワークとか遠隔授業の導入というのもこのG I G Aスクール構想、あるいは新型コロナウイルス感染症の流行というところでは必ず考えられることなのですから、その対応が含まれていないというのは何でなのでしょう。

○山村参事兼教職員課総括課長 学校を取り巻く環境の変化とすると新型コロナウイルス感染症での対応であったり、G I G Aスクール構想の進展等によって進むと思います。新型コロナウイルス感染症対応としては、先ほど御説明したような会議、行事等の簡素化という流れも出てくると思います。G I G Aスクール構想で私どもの働き方改革的な面からいうと、遠隔授業もそうだと思いますけれども、いろいろな電子的な教材を使うことができるようになるになれば、先生方の授業の準備であるとか、授業にかかわる、教育にかかわるものも効率化されていくような動きになっていくと考えられますので、環境の変化としては重要なものだろうということで挙げました。

その中で、特に小中学校、高校ぐらいでは、テレワークなどが学校あるいは先生という仕事でどのように行われるかはまだ議論なり、検討がこれからという状況かと思えます。環境の中ではそのようなのも踏まえながら、今後取り組みの中で反映していくことも想定しながら、計画の中で挙げたということでございます。

○千葉絢子委員 今のお答えですと、潮流として取り入れなければいけないから入れたというような答弁に聞こえるのですが、実際に去年休校になったときに、では授業をどのように展開するか、その期間が延びた場合に、どう学びの機会を保障するかというところで議論になったはずなのです。どのように授業を配信していくのか、東京都では夏ぐらいまでずっと先生と学校で顔を合わせられなかったという状況が、岩手県でも起こるかもしれない。それもきちんと考えていかないと、本当の働き方改革にはならないのではないかと思うのです。必ず学校で一堂に会して子供と先生が対面で授業をする、それは基本ですけれども、それがもしできない状況になったときの、いわゆるBCP的なところとして、このG I G Aスクール構想、それから5Gの整備というのが全部関連してくるのではないかと思います。

例えば、このG I G Aスクール構想、1人1台端末、タブレット端末とかと仮定しますと、単元テストなどは、その教室で展開している会議システムみたいなものを使って、子供たちがペンで記入をして、そこで正解か、不正解かというのも一発でできるわけです。そうすると、誰がわかっていない、誰が間違ったかが一目瞭然です。それをデータとして積み重ねていけば、その子供たちの丸つけをする手間も先生は省けるわけです。データとしてきちんと残し入力する必要もないし、それを例えば、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、今の時期にそういうシステム開発にお金を向けることというのはできないのでしょうか。

○中川学校教育課総括課長 まさにコロナ禍において、オンラインを使った学習というのが学びの保障に非常に有効であるという形で証明されておりますので、県教育委員会と

いたしましては、来年度につきまして学校から生徒に、例えばプリントですとか、さっき言ったようなアンケート機能を使って簡単な小テスト、それも自動採点できるような形ですとか、遠隔ビデオシステムを使って通話しながら授業できるような形で整えるよ今動いておりますので、そういった体制はしっかり整備をしてまいりたいと考えております。

こういったシステムにつきましては、学習グループウェアということで、例えばグーグルのGスイートですとか、マイクロソフトのチームズというものがございまして、基本的に予算等が不要となっておりますので、予算措置とは別にそういったことについては今検討を進めているところでございます。

○千葉絢子委員 Gスイート・フォー・エデュケーションの活動なども含めてぜひ御検討いただきたいと思います。ICT技術というのは現場の先生の御苦勞を軽減することにごく役に立つと思うので、ぜひ恐れずに現場に導入をどんどんしていただきたいと思っています。

余談ですけれども、今選挙の出口調査もタブレット端末なのです。誰に投票しましたかと、前は出口調査に人が出向いて、全部紙と鉛筆で集計して電話でやりとりしていました。でも今タブレット端末を持って、誰に投票しましたか、ポンッと押してもらえばリアルタイムに局の選挙対策本部に行って、データが積み上がってきて、8時の開票と同時に当確を出せるような状態になっています。なので、民間の企業が進んでいる。教員になっていく確率よりも民間企業に行ったり、皆さん方のような公務員になっていたりする子供も多いので、早いところ、そういうシステムに慣れていったほうが、きっとその子供たちの未来は開けると思うのです。ぜひ積極的な活用をお願いしたいと思います。

あとは、策定の趣旨の最初の言葉にワーク・ライフ・バランスを確保とあります。これは非常に重要なことだと思っています。どうしても学校での仕事をいかに減らすかというところにクローズアップされて議論がされるのですけれども、実は教職員の皆さんはもとより、その家族もいまして、皆さん大体仕事をしています。去年、私の地域のパパ友会に呼んでいただきまして、お父さんたちと一緒に御飯を食べながらざっくばらんにお話をする機会がありました。奥さんが教員なのだというお父さんが結構多かったです。しかも、産休、育休明けで復帰をするというようなときに、盛岡地域に住んでいて、なるべく近くの学校がいいと希望を出していたのだけれども、葛巻町とか、あとは遠野市とか、ちょっと盛岡市から離れたところに乳飲み子を抱えたママ教員が赴任をしなければいけない。

そうすると、お父さんにもものすごく負担がかかったりとか、お母さんも小さい子を抱えて朝送って行くのはいいのですけれども、例えば葛巻町まで冬は時間が読めないですね。そのときに小さい子供、産休明けでいきなり葛巻町に行かなければいけないとなったときの家族のシステムが回らなくなってしまうのです。どうかそこは配慮してもらえないかと複数のお父さんから私は言われて、これだけ女性活躍とか少子化が問題になっているにもかかわらず、教員のワーク・ライフ・バランス、家庭の中での役割とか、家族にとっての幸せというのを考慮しない人事というのはどうなのだろうと思ったのです。こういう状況

では、私が教員だとしても心が折れます。毎朝2時間行き帰り、往復4時間というのは厳しいと思うので、小さい子を抱えているママ教員には、もうちょっと優しくしていただきたいと思うのですけれども、この点人事の観点からいかなもののでしょうか。

○**金野小中学校人事課長** 大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。やはり女性活躍推進ということで、人事にかかわってはさまざまな部分で男性とは違う実情がありますので、そういったところは丁寧に今後も聞き取って配慮していかなければならないと思います。特に人事の面談時期、10月後半から11月にかけては、各校長が職員一人一人と面談をして、さまざまな家庭状況とか、そういった思い、願い等も聞きながら、その人事異動に反映させておりますので、そこに今の貴重な意見をもう一度県教育委員会や教育事務所としっかり共有を図って、そして校長の面談に反映する。そして、それが人事異動上の配慮につながるように努めてまいりたいと思います。

○**千葉秀幸委員** 私もこの岩手県教職員働き方改革プランを見させていただきました。前プランに基づく県教育委員会の取り組みを平成30年から令和2年まで3カ年にわたり実施してきたということですが、まず岩手県における部活動のあり方に関する方針の策定においては、令和元年8月に方針を改訂されました。適切な部活動体制の推進についてのこれまでの県の取り組みを教えてください。

○**清川保健体育課総括課長** 適切な部活動体制の推進についての取り組み内容、それから現状ということですが、岩手県における部活動のあり方に関する方針を令和元年8月に改訂いたしまして、それ以来、それに基づいた適切な部活動の推進に取り組んでいるところでございます。特に改訂の中で盛り込んだ内容は、部活動は自主的、自発的な参加により行われるものということについて、さまざまな機会を捉えて各学校に周知をしてきたところでございます。現状でございますが、今年度、県教育委員会が実施した調査におきましては、休養日ですとか活動時間については良好に推移をしております。各学校の方針を守られての活動となっておりますが、これは引き続き徹底してまいりたいと思っております。

また、自主的、自発的な参加ということにつきましては、県立学校においては全ての学校、学年で任意加入であると回答がございました。それから、市町村立の中学校は部活動に所属しないことを認めているという学校が全150校中60校、それから残りの90校が所属はさせるが、学校外の活動を認めているという現状を把握しております。これについても改善計画がございますので、引き続き徹底してまいりたいと思います。

○**千葉秀幸委員** 新たな改訂の中身は、令和元年度ということで、参加を義務づけない、活動を強制しない、罰則等の根絶があります。今年度、新たに入学する学校生徒に対して、保護者説明会では、うちの学校は原則的に部活動に加入してもらうことにしておりますなどというふうに述べている学校もあると伺っております。周知したことを伝えたという一方通行でなく、実際に改正に沿って行っているのかも把握されておりますでしょうか。されているのであれば、どのような方法でされているのか。令和2年度には周知を徹底する

とうたっておりますが、成果を上げられたのか、改めてお聞かせください。

○清川保健体育課総括課長 各学校の取り組みにつきましては、昨年度までは1月と2月に集約して実施しておりましたけれども、少し早めまして、年度の取り組み状況を12月に調査をいたしまして、1月に集計したということで、先ほど申し上げた数字は、今年度の取り組みの結果でございます。年度初めは、千葉秀幸委員御指摘のとおり、新入生に対しての指示が徹底していない部分もございましたが、年度途中にその改善をしたという回答もございますので、そういった取り組みは改善されていると認識しております。

○千葉秀幸委員 わかりました。改訂されているのに対して、現場はそういった指示になっていないのであれば、部活に入らないことが評点に影響するなどということがあったら、進路を大きく左右するので、それがあれば非常に問題だと思っておりました。いずれ、さまざまな決まりを伝えていっても、現場で徹底されていなければ、それは非常に問題であると思っておりますので、子供の将来を左右することにつながりかねないということで、確認と徹底を引き続きよろしくお願いをしたいと思っております。

次に、同じく県では岩手県における部活動のあり方に関する方針の決定後、実施をしていきました。まず大きく変わったことは、土日のどちらかは休養日を設ける、1日の活動時間は2時間程度とするということです。これが学校側へ実際に周知徹底されているかについてお伺いをいたします。

○清川保健体育課総括課長 先ほどお答えさせていただいた繰り返しになりますが、休養日の学校の設定についての取り組み状況は、ほとんどの学校で守られております。活動時間についても、おおむね良好に推移しているということでございます。

○千葉秀幸委員 わかりました。実はその時間が制限されていることで新たな問題が生じてきているということが私の耳に入っております。それは、部活動の範囲内の活動で満足する子供、それからもっとやりたいという子供もいるということで、例えば父母会練習などと称して、もっとやりたい子と格差が生じているということを伺っております。それは父母にまで及んでいるということを伺っておりますが、その辺の実態は把握されていますでしょうか。

○清川保健体育課総括課長 岩手県における部活動のあり方に関する方針の中でも練習時間を補完する活動ということで、部活動に引き続いて同じメンバーで行う活動、いわゆる父母会練習等が相当するかと思いますが、実施する場合は、部活動と合わせて休養日、それから活動時間の基準を超えないこと、合わせた活動とするということを明記しております。このあたりは方針の周知徹底は図っている途中でございます。また、校長はそういった活動を父母会練習も含めて顧問と連携をし、適切な計画のもと、生徒の健康、安全に配慮したものになっているかどうか。また、教職員の負担という面でも過度の負担にならないかどうかというあたりで、運営体制が整えられているかどうかというところを適宜指導し、必要に応じて是正を行うということとされてございます。そういった方針を踏まえて、各学校の校長が適格に管理監督をして進められるものと捉えております。

○千葉秀幸委員 例えば父母会練習ですと、原則教員が関与しないこととなっているのですが、実際にはその活動場所の確保というのは、基本的に親がやることになると思うのです。そうすると、時間に余裕がある親、そうでない親、さまざまな父兄がいるというところで、今の時代LINEでグループをつくって連絡をとっているということも伺っております。例えば仕事で施設の鍵を借りに行けないなどさまざまな事情が出てくると思うのですが、そのことで協力してもらえないという発想になって、父兄同士のトラブルにも発展しているということも伺っておりますので、ぜひその辺は注視していただきたいと思っております。

そこで、先ほども小西和子委員がおっしゃいましたけれども、今年度からこの改善につながるであろう地域部活動推進のための実践研究が始まると伺っております。国の推進する部活動改革に対して、研究する国に対する県のかかわり方についてお伺いをいたします。

○清川保健体育課総括課長 先ほど来お話をさせていただいております学校の働き方改革を踏まえた部活動の改革ということの中で、令和5年度以降、休日の学校の部活動を地域に移行するというふうに決めております。本県でも来年度からその実践研究をすることとしております。中身は地域団体の責任のもとで行われる活動のさまざまな成果、それから課題といったものを整理をして、そして研究成果を普及することで地域における合理的で効率的な活動の展開が期待されますので、そういったところを取り組んでまいりたいと考えております。

○千葉秀幸委員 ちなみに、この研究プランは何カ年に及んで研究する予定でしょうか。

○清川保健体育課総括課長 段階的な地域移行が令和5年度から取り込まれるので、それまで令和3年から令和4年にかけて実践研究を行うということで予定されております。

○千葉秀幸委員 この研究により、ようやく新たに求められる部活動のあり方が構築されるのではないかと非常に期待をしております。ぜひこの研究で県なりの分析をしていただいて、よりよい部活動のあり方について支援をよろしくお願いしたいと思います。

また、これらが実施をされると、今後例えば部活動とクラブ化とかというふうに2分化がはっきりとしてくるのではないかと考えております。教員の働き方改革の改善につながるということからも、今度はそういったクラブ化、クラブチームにも今度しわ寄せというか、多少の負担が来ると思います。子供がクラブに行ったときの休暇の対応、例えば欠席ではなく公休扱いにするとか、あるいはそのクラブ化にさまざまな支援をすることも考えられると思います。こうなってくると、地域型スポーツクラブになると思うので、文化スポーツ部の所管になると思うのですが、その辺も含めて研究をよろしくお願いいたします。

最後に、スクールカウンセラーについて御質問いたしますが、これは先ほど斉藤信委員と小西和子委員がお話をしたので割愛はいたしますが、近年メンタルケアが必要になっている子供がふえているということにあわせて、コロナ禍でより急増していると把握しております。学校の大きい、小さいということもありますし、生徒が多い、少ないというの

もあるので、学校によってはスクールカウンセラーの頻度が少なくていいところ、あるいは逆にメンタルケアを必要としている子供が多い学校、さまざまだと思いますから、訪問や配置を固定せず、柔軟な対応をあわせてお願いをしたいと思っております。

○**斉藤信委員** 岩手県教職員働き方改革プラン(2021~2023)のはじめにのところです、私はその位置づけが大事だと思うのです。3行目のところに全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況にありますと。そして、三つ目のパラグラフでありますけれども、学校における働き方改革を推進していくことは、引き続き県教育行政の最重要課題と捉えているということです。この立場で真剣に改善をしていただきたい。

A3の資料でも、この本文で言った8ページでも、この間の実績が出ていますけれども、令和2年度の実績というのは、私は特殊事情と見たほうが正確なのではないかと思えます。コロナ禍のもとで、部活動を含めてさまざまな行事も制限されたということですから、皆さんの努力でこの結果になったのではないのではないかと。ただ、もう削減する、縮小する事業というのをこじやって、思い切って削減、縮小を継続するものは継続すると、こういうふうにはかすべきではないかと思えますが、まず最初にこの点からお聞きをいたします。

○**山村参事兼教職員課総括課長** まさにそのように考えておまして、その考えを3の環境変化のところにも明記したところがございます。

あわせて本体で言いますと14ページで、3、学校における業務改善の推進ということで一つの例示ですけれども、学校行事の見直しということで、学校でも今年度かなり見直し等が行われたということで、これを踏まえて、今後も継続可能なものについてはやっていき、この新型コロナウイルス感染症での経験をつなげていくことが非常に大事だと考えています。

○**斉藤信委員** 働き方改革に対する教職員アンケート調査結果で、職場で最も改善してほしいものは何かでは、第1位が、業務の全体量を減らしてほしい。第2位は、非効率な業務の多さ。もうこれで約60%です。だから圧倒的に業務量が多いと、非効率な業務が多いということです。だから、今回新型コロナウイルス感染症という特殊事情の中でやれなかった、縮小した、それを安易に戻さないで、やっぱり思い切って、これを契機に業務量の縮小、改善につなげていただきたい。

第2点目に、しかし深刻な実態の把握というのがちょっと正確ではないのではないかと、いうふうに思うのです。時間外在校時間が100時間以上の教員、80時間を超えた教員、パーセンテージが出ていますが、実数を示してください。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 人数で言いますと昨年度の令和元年度……

○**斉藤信委員** 令和元年度、今年度、どちらも言ってください。

○**山村参事兼教職員課総括課長** はい。100時間以上の職員は、令和元年度は月平均154人、今年度は10人でございます。

斉藤信委員のお話の80時間、100時間の間の人数につきましては、令和元年度は179人、

今年度は120人となっております。

○**斉藤信委員** 実は人事委員会が毎年超過勤務の実態調査、事業場調査をやっているのです。驚くの前にも、教職員の場合は月100時間以上の調査なのです。その他の職場は30時間以上の調査なのです。わかりますか、この落差。教職員だけは100時間以上の調査になっているのです。

それで、ことしの調査は令和元年度の実績調査です。昨日もらった調査結果ですけれども、100時間を超えた実数は668人、19%。これはひと月でも100時間を超えた実績です。19%というのは5人に1人です。この月平均という評価があいまいなのではないかと思えます。

それで、この本体の資料の6ページなのですけれども、いいこともやっているのです。令和2年4月より、時間外在校等時間、月100時間以上の者が保健指導、医師の面接を受けることを必須としました。やっと令和2年度から実施をされて、令和2年度は60人受けています。恐らく月100時間を超えたのは60人以上なのです。把握できているのです。平均などというあいまいなことではなくて、月100時間を超えた教職員の数を見て、100時間を超えたら医師の面接指導をしっかりと受けることになってきたのです。今まで100時間を超えてもほとんど面接指導を受けてこなかったのが学校の実態です。やっと必須化、義務化されましたので、これは一歩前進ですけれども、正確にそういう深刻な実態を把握することが必要なのではないかと思いますがいかがですか。

○**山村参事兼教職員課総括課長** 正確な状況の把握が取り組みの基本だと思います。人事委員会の数字を実人員で、まさに1回でもやったことがある人が昨年度は668人いたということです。私が説明したのは、ひと月で平均すると、去年は154人ぐらいやっているということです。これが平均で減っていけば、そういう人が減っているということです。働き方改革を進める観点では、そのひと月でもやった人を1と数えるよりは、全体の中でどのぐらいの人が長い時間働いているのか、その割合を減らしていくというほうが適しているのではないかと思います。

○**斉藤信委員** 私はそう思いません。一人一人の数で把握すべきです。1人でも100時間を超えたらなくすのが目標なのではないですか。平均ではないのだと思います。100時間というのはそれ自体異常で、過労死ラインを超えているのです。それは平均という問題ではなくて、ひと月でもそういうことがあったら異常だと感じて、なくしていく。平均の話ではないです。生身の一人一人の人間の100時間をなくすという、そういうふうにはリアルに正確に、そして人事委員会の調査とも合うような実態を明らかにしていくことが必要なのではないかと思います。

3番目に、今後の改善の方針なのですけれども、全体の業務量を減らすということの中で、繰り返し言ってきた岩手県版学力テストである、岩手県小・中学校学習定着度状況調査について、いろいろ市町村教育委員会と意見交換をしてきた。てっきりこれは来年度からなくなると思って、確信を持っていたの前にも、科目を減らすだけにとどまりまし

た。極めて残念。全国的には17県ぐらいがやっていないのです。やらなくても弊害はないと思うのです。テスト漬けの教育が日本の教育をゆがめているのだと思います。不登校の議論も本会議でありましたけれども、子供たちのアンケートをやったら、何が不登校の原因かという、テストを受けるのがつらい、授業がわからないと。そして、テストでランクづけされるのがつらいというのです。これが不登校の子供たちの生の声です。だから、何でも点数で評価されて、生きづらくなってきている。

そして、全国学力・学習状況調査もそうですけれども、やってから何カ月もたってから結果が出て、それが本当に生かせるかといったら、それほど生かせないというのが現場の声です。岩手県小・中学校学習定着度状況調査も、建前は活用しているといっても、現場の先生は活用できるようなものではないと言っている。少なくとも傾向をつかむような試験を何年かに1回やれば、あとは教員が責任を持って一人一人に行き届いた教育をする。到達度、理解度が違うのだから、それが一番わかっているのは学校の先生です。それが教師の力量なのでしょう。だから、直接子供たちに接している、教えている、そういう教師が一人一人の理解度、到達度に合った指導、教育をする余裕こそ教育改革にとっては一番大事なのではないかと思います。

何で岩手県小・中学校学習定着度状況調査は科目を減らすだけにとどまったのですか。何でなくせなかったのですか。

○菊池学力向上課長 市町村教育委員会等との意見交換で、採点業務が調査結果の処理にかかる負担の中で大きいという御意見は頂戴しました。あわせて、その一方で児童生徒一人一人のつまずきの把握であったり、授業改善に活用しているという意見もありました。そのような意見を踏まえて、その両立を図りまして、精選というところで御提案申し上げたものであります。斉藤信委員がおっしゃるとおり、各学校、市町村でもさまざま学力向上の取り組み、実態把握をしております。その学力向上の取り組みを県教育委員会としても何とか後押しをしたい、支援をしたいということで、県としても一つの手段として調査をしながら、学力向上の取り組みをしているのですが、苦勞している学校、市町村もごさいますので、一緒に歩んでいきたいということで、2教科ということで進めていきたいと考えていたところです。

○斉藤信委員 全国学力・学習状況調査も、岩手県小・中学校学習定着度状況調査も一番の弊害は何かというと事前学習なのです。結果、成績が出ると学校ごとにランクづけされるのです。だから、平均何点にしましょうということが学校の目標になるのです。例えば全国学力・学習状況調査は今まで4月にやってきましたから、3月、4月は特別期間で過去問題をやるのです。そういう形でゆがめているのが今の教育の実態です。

そして、そのことは異常な教育的競争制度になっている、子供たちの正常な発達を阻害しているとまで国連子どもの権利委員会で何度も繰り返し指摘されていたのが日本の教育の実態なのです。そういう点で、このテスト漬け、競争教育というのが子供たちを苦しめ、教育をゆがめています。児童の権利に関する条約、国連の勧告、何度も出されている勧告

この部分を、岩手県の教育の実態とあわせて教育委員会議でしっかり受けとめていただきたい。このことは提起をしておきます。これはグローバルスタンダードから見てそうだとすることなのですから。テストがない国がPISAの試験で世界のトップクラスだということもあるのです。だから、テスト神話に陥らないでやる必要があるのではないかと思います。

あと最後ですけれども、先ほど小西和子委員も取り上げたけれども、この超過勤務のところで、週休日の部活動の時間は超過勤務の時間に入れないと。では、これは何の時間なのですか。これだったら、1週間本当に労働者が働いて、教員が働いた時間の把握はできないのではないのでしょうか。このような例外をつくるようなことではだめなのではないかと思えます。ボランティアでやっているわけではなく、教師として、週休日にやむなくやっているのでしょうか。部活動が弊害だというなら、何でこれが除外されるのか、除外すべきではないのではないのか、除外する根拠はどこにあるのかを示していただきたい。

○山村参事兼教職員課総括課長 時間外在校等時間には、当然週休日の部活動も含まれますし、これの把握も行います。ただ、今回の岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）、今後3年間のプランの中での取り組み長期目標としては除いた形で集計して、その部分を45時間以内に抑えましょう。含んだ形では100時間はいかないように、それはゼロにしましょう、という形で設定をしたものです。これについては、先ほど御説明したように実際の状況として遠征や練習の引率などをすれば、それだけでもう時間がカウントされてしまうという本県の実情等もあり、そういった声も伺った中で、この働き方改革を実際にどのように進めていくかと考えて、岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）の3年間の目標としてはこのように設定したものでございます。

○斉藤信委員 最後です。そうすると、ダブルスタンダードということですね。これは岩手県だけの取り組みなのか、文部科学省がそう指導をしているのか。こんなダブルスタンダードだったらだめです、実態がゆがめられます。それを入れれば多くなるから入れませんなどという、このような労働時間の把握は絶対はないと思うので、岩手県だけの取り組みであったらそれは見直して、正確な事実に基づいて改善を図っていくということが必要だと思いますけれども、いかがですか。

○山村参事兼教職員課総括課長 在校等時間については、今までどおり部活動も含めて正確に把握いたします。ただ、岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）で指標とするときには除いた形で、まず45時間の実現を図っていこうということで、こういうプランのやり方については岩手県独自、我々が工夫して考えて、そのようにしようというものであって、在校等時間の把握を部活動を除くとかということではございませんし、プランの取り組みを進めるための目標の設定として、説明したとおり二つの時間を設定しながら取り組んでいくということでございます。

○斉藤信委員 おかしいと指摘して、終わります。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってただいまの報告に対する質疑を終わります。

この際、5時35分まで休憩といたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、何かありませんか。

○小西和子委員 次年度の岩手県中学校新入生学習状況調査についてお伺いいたします。

毎年4月に実施しておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症で中止でありました。この調査については、来年度は学校の実情に応じて5月31日までに実施と、実施要綱では明記しております。実施時期を変更した理由をお伺いします。

○菊池学力向上課長 実施時期を変更した理由についてであります。今般の新型コロナウイルス感染症対策等によりまして、学校の教育環境が変わってきております。そういう学校現場の状況を踏まえまして、各学校における新年度体制の学校運営及び教育活動への影響等に配慮いたしまして、学校の実情に合わせて実施日を設定できるように例年定めていた標準実施日を廃止し、実施可能期間を拡大したものであります。

県教育委員会としましては、小学校修了段階における学習定着度状況を把握することで各学校に対して定着不十分な内容等に対する具体的な学習指導のあり方や、中1ギャップ等からの不安に対する支援などをすることによって、3年間の指導の方向性を明らかにしながら、小中学校の円滑な接続として児童生徒一人一人の学力向上が図られるよう努めていきたいと考えております。

○小西和子委員 新型コロナウイルス感染症のこともありますし、4月は入学したばかりで、まだ慣れないということもあって、それで学校の実情に合わせてということでした。それであれば、もしも調査を実施するのであれば、来年度以降も今年度と同じように学校の実情に合わせることになるのでしょうか。

○菊池学力向上課長 令和4年度以降につきましては、今後慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

○小西和子委員 この岩手県中学校新入生学習状況調査につきましてそのように配慮するということは、ほかの検査についても例えば岩手県小・中学校学習定着度状況調査等についても配慮すると捉えてよろしいですね。

○菊池学力向上課長 毎年10月に実施しておりました、岩手県小・中学校学習定着度状況調査につきましては、こちらは先ほどの議論にありますように2教科に精選ということ、ただ実施日につきましては例年どおり実施日を設定し、実施していく方向で検討を進めているところであります。

○小西和子委員 岩手県中学校新入生学習状況調査は東京書籍株式会社から学校に直接送付されるということですがけれども、東京書籍株式会社の民間テストを採用した理由を伺い

ます。教育委員の方にも説明をしてあるのですか。

○菊池学力向上課長 業者に問題作成の協力を依頼している件についてであります。これにつきましては、調査問題につきましては県内の指導主事が中心となって作成をしております。ただ、専門業者が持ち合わせている豊富な題材、そして工夫された出題形式等のアイデアを参考にすることで、よりよい問題づくりが可能になります。また、趣旨に合った調査を実施することが可能になるということ、あわせて問題作成の際、使用する文書や図、イラスト等の著作権への配慮もできることから、指導主事が中心となって作りつつも企画競争により選定した業者と共同作成し、そこに配送もお願いしているということになっております。

教育委員に対してであります。学習指導要領改訂の趣旨、あるいは県の課題を踏まえた問題を作成していること、そして定着状況を図る調査である趣旨等につきましては教育委員会定例会等で報告しているところであります。

○小西和子委員 東京書籍株式会社から直接送付されるということも教育委員に説明をするべきだと思います。なぜならば、教科書採択にこれは影響するのではないかということに危惧しております。

時間をできるだけ節約したいので進みますけれども、それから岩手県中学校新入生学習状況調査というのは小学校にちゃんと勉強させてよこしてくださいねという、脅かしのようようなものです。小学校の学校行動を記入する欄があると聞きました。そういうことではないですか。

○菊池学力向上課長 岩手県中学校新入生学習状況調査を4月に実施する趣旨でありますけれども、ここにつきましては、委員御指摘のとおり、小学校の学習範囲でございます。これはやりなさいということではなくて、円滑に中学校の学習に接続するために入学時の子供たちの状況を把握するという趣旨で実施しているものでございます。

○小西和子委員 それであれば、小学校の出身校の学校行動を記入する必要はないと思います。

次にいきます。岩手県小・中学校学習定着度状況調査についてです。先ほど、斉藤信委員からもありましたけれど、岩手県小・中学校学習定着度状況調査にかかる市町村教育委員会との意見交換会ではどのような意見があったのですか。

○菊池学力向上課長 市町村教育委員会から頂戴した御意見についてでありますけれども、繰り返しになって大変恐縮であります。採点業務、そして調査結果処理にかかる負担が大きいであるとか、調査結果のフィードバック、県として結果を返すまでに時間がかかる等の課題についての意見がありました。

その一方で、児童生徒一人一人のつまずきの把握、授業に活用しているという声も頂戴したところであります。

○小西和子委員 これは現場の教職員から聞いたのでしょうか。それとも指導主事とか教育長など一部の意見にとどめているのでしょうか。

○菊池学力向上課長 今回の市町村教育委員会訪問において御出席いただいたのは、全てではないのですけれども、教育長、そしてあとは課長、必ずそこにいたのが指導主事でございます。直接学校の先生方がその場に居あわせたものではございませんが、指導主事につきましては、その職務の一つに学校訪問、自分が勤めている教育委員会の所管する学校の学校訪問というものがございまして、日ごろから学校の声に耳を傾けて聞くということもありますので、市町村訪問の際に指導主事の話の中にそういうものが反映されていると認識をしております。

○小西和子委員 教育長とか、課長とか、指導主事とかいう方々は、一緒になって何日か、1週間ぐらい同じような行動をすればわかるかもしれませんが、教職員がいかに厳しい働き方をしているかというのはわかっていないのです。ですから、はっきり言って無責任です。フィードバックされるまでの時間が長いのにまたやると。それから把握に活用していると言いますが、別にこのテストをしなくたって把握はできます。そういうことの話をしているということは、私は現場の声はきちんと反映していないのではないかと考えております。

次、10月に実施予定の次年度、岩手県小・中学校学習定着度状況調査についてですけれども、小学5年生と中学2年生の国語、算数・数学の2教科となっております。その理由は、負担を削減するためだということをお話しておりますけれども、それはまたお聞きしたいと思います。あわせて理科、社会の調査は実施しなくてもよいのですか。

○菊池学力向上課長 対象を2教科にした話も若干触れる形になってしまうのですが、今全ての学習の基盤となる資質、能力である、例えば言語能力、そして情報活用能力、問題発見解決能力等の力が重要視されております。今回精選し、国語、小学校で算数、中学校で数学という本県が特に注力すべき2教科としたところでありますが、理科、社会の調査を廃止したことに伴いまして、国語、算数・数学の2教科の調査を通して、先ほど申し上げた資質、能力をはかり、これをほかの教科にも波及させていくという取り組みにつなげていきたいと考えております。教科横断的な視点を持った学校全体の組織的な授業力向上の取り組みにつなげていきたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 岩手県小・中学校学習定着度状況調査の問題というのは、どなたが作成することになっているのですか。

○菊池学力向上課長 調査問題の作成者についてであります。これも繰り返しになって大変恐縮でございます。県内の指導主事から選定し、問題作成委員会を組織しております。先ほどお話ししましたとおり、企画競争の末、選定し契約を結んだ業者と共同で学習指導要領の趣旨あるいは県の課題を踏まえた問題を指導主事が作成している状況でございます。

○小西和子委員 その業者はどこですか。

○菊池学力向上課長 今年度契約を結んだのは東京書籍株式会社でございます。

○小西和子委員 岩手県中学校新入学生学習状況調査も岩手県小・中学校学習定着度状況調査も東京書籍株式会社ということですね。これはまた問題です。県教育委員会は、この

学力というのはどのように捉えているのでしょうか。あわせて岩手県の子供たちの学力をどう捉え、分析しているのか伺います。

○**菊池学力向上課長** 学力の捉えについてであります。学習指導要領で整理されておりますように、生きる力の知の側面である知識、技能、そして思考力、判断力、表現力等、そして学びに向かう力、人間性という資質、能力であると捉えており、その捉えのもと、学力向上にかかわる施策を講じているところであります。また、学習の基盤となる資質、能力であります言語能力、情報活用能力、問題発見、問題解決能力等を育成していくことも重要であると捉えております。

岩手県の子供たちの状況についてでございますが、これまでの教科調査結果において育成すべき資質、能力の視点で分析してみますと、特に思考力、判断力、表現力等に課題があると捉えております。

一方で、質問紙調査においては、授業がわかるという割合は、微増のときもありますが、増加の傾向にあるということで捉えております。身につけるべき資質、能力をバランスよく育成していくために、切れ目のない不断の授業改善が求められております。今後も諸調査を効果的に活用しながら、今後も市町村教育委員会とも連携を図りながら組織的に取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○**小西和子委員** 丁寧な答弁ありがとうございます。学力の捉えというのがいっぱいあるというお話でしたけれども、その岩手県小・中学校学習定着度状況調査というのは、ほんのちょっとした部分だけなのです。それをやるとか、やらないとかということではなくて、今子供たちが、いじめ、不登校、自殺といったことですごく追い込まれています。心と体の健康観察からもわかるように今まで見たことがないような数値が、特に沿岸部に出ております。もっと子供たちと先生が向き合う時間をしっかりと保障することと、先生方をふやすということです。このコロナ禍にあって、業務を縮減するということが今一番求められていることなのです。教育長、どう思いますか。

○**佐藤教育長** 先ほどの岩手県教職員働き方改革プラン（2021～2023）の議論の際にも申し上げましたけれども、ここで私も一番最初のはじめにというところに、しっかり目指す姿というものを明記したところでありまして、いわゆる教職員がワーク・ライフ・バランスを確保しながら、健康で、そしてやりがいを持って教職員としての業務に向き合う。そしてさらに、その児童生徒の健康、安全面に対してもしっかりと向き合う時間が確保できるように、健康にいきいきとやりがいを持ってということをごここに明記をさせていただきました。

また、岩手県小・中学校学習定着度状況調査でございますけれども、これはまた一方で求められる資質、能力というところには土台となる教科、国語とそれから算数・数学というところをしっかりと身につけていただいて、そこから思考力、判断力、表現力といったところを教科横断的に身につけていただきたいという思いもでございます。これは市町村教育委員会と1年間かけて、いろいろと意見を聴取しながら、また去年の暮れには市町村教育

委員会の教育長と意見交換をして、県全体でこのような形で取り組んでいきたいということで確認をした上で、このような形での精選ということをしたところでございます。

○小西和子委員 これですべてにします。どんどん子供たちの状況が悪化しているわけです。そして序列化することでさらに悪化することを懸念しております。本気になって岩手県の子供たちの教育について、その生活も基盤です。その上に立った教育です。子供たちは苦しんでおります。そういうところをわかってもらいたいと思っております。岩手県小・中学校学習定着度状況調査については、再来年度については再考を求めます。

○城内よしひこ委員 教員の採用状況についてお伺いしたいと思います。

小学校、中学校、高校、そして特別支援学校の状況はことし、令和3年、何人でどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○高橋県立学校人事課長 教員採用試験の状況についての御質問でございます。

まず令和3年度、採用候補者の数から確認させていただきますけれども、最終確定の数字で小学校は141名、中学校73名、高校39名、特別支援学校25名、このほかに養護教諭として38名、合計316名ということでございます。若干採用辞退の方も出ておりますけれども、現在の確定値でこのようになっております。

○城内よしひこ委員 ことしはこういう状況で、採用の辞退もあるという話ですが、過去3年以内に新採用で入って退職される職員というのはどれぐらいいたかお伺いします。

○高橋県立学校人事課長 過去、正採用3年以内の退職者の数でございますけれども、小学校では11名、中学校は6名、高校2名、特別支援学校ゼロとなっております、合計で19名となっております。

○城内よしひこ委員 次に伺いますが、病気で休んでいる人はどれぐらいいらっしゃるのか。

○高橋県立学校人事課長 今年度、病気休職者の数でございます。1月現在で把握したものでございますが、小学校は38名、中学校26名、高校17名、特別支援学校12名、合計で93名でございます。

○城内よしひこ委員 今非常勤講師で頑張っている先生方も多くいらっしゃいます。先ほど小西和子委員の質問の中にもあったようですけれども、非常勤講師で普通に指導ができている先生方を本採用にしていくべきではないかと思っております。これまでいろいろ改善がなされてきたと聞いていますが、働き方改革であったり、仕事が大変だということもあるかもしれませんが、これだけ途中で辞めたり、病気になったりする方がいるということは、基本は向いているか、向いていないかということもあると思うのです。大半の先生方は普通に頑張っている。この文教委員会の中で議論をする上で、常に子供たちが中心にあるべきだと思うのですが、先生方の働き方改革をすれば子供がよくなるかもしれないという議論でなく、中心に子供たちを置くような議論をするべきではないかと、とても違和感を感じていました。

子供たちは岩手県の宝なのだから、その子供たちをどうやって伸ばすかという議論をし

ていかなければならないのではないかと思います。高校再編もそうです。不易流行という言葉があります。常に変わっていくものと変えてはいけないもの、子供に新しい文化や教育を伝えていく、指導力のある先生方を採用してほしいと思っています。日本中同じ教育基本法の中で、それが実現できていない状況があります。そういう先生方を選んでいきますし、そういう地域もありながらも学力をどんどん伸ばしているところもあるところを考えると、岩手県も子供たちを真ん中に置いた議論をすべきではないかと思うのですが、教育長いかがでしょう。

○佐藤教育長 まさに城内よしひこ委員がおっしゃるとおりだと思います。私もこの世の中がどんどんICT、ソサエティ5.0とか進む中で、この変革にも対応していかなければならない。ただ、一方では不易流行というお言葉をいただきましたが、岩手県が培ってきたこれまでの不易の教育基盤を、しっかり守り引き継ぎ、そして一方では、変革にもしっかり対応していかなければならない。昨年来、組織の中で話しているのは、単なる変革ではなく創造的変革ということで、不易の基盤を守りつつ、この時代に即した創造的変革に努めていきましょう。そこには子供たち、児童生徒が中心にあってということで、これは今回の高校再編に当たりましてどのような方法を用いればそれが実現できるかと、それからさまざまな教育環境の整備につきましても、子供たちのためにという思いで取り組んできたところがございます。引き続きそのように取り組んでいきたいと考えております。

○城内よしひこ委員 質問の最初に戻りますけれども、採用方法についてもこれだけ病体であったり、途中退職する先生方があるというのは、まさに時代とともに変わっているその過渡期かもしれません。だからこそそういう数字が出てきているのかもしれない。そういう分析は皆さんでちゃんとしてもらわなければならないのだけれども、それとともに頑張っている非常勤の先生方を本採用にして光を当てていくというのも、皆さんの大きな役割だと思うのですが、そういう考え方の転換点はないのかお伺いしたいと思います。

○高橋県立学校人事課長 教員の仕事というのは、基本的に現場で鍛えられると私は考えております。ですので、数年前に現任者特別選考という形をとりまして、学校現場で働いている講師の先生方が受験する科目をぐっと絞って受験できるような形の制度も導入しました。ただ、教員として採用する以上、公正さとか、あるいは能力実証という側面も重要でございますので、その部分と、それから現場で鍛えられるというか、そのあたりのバランスを取る特別選考の方式として数年前から導入しているところでございます。

また校長先生方、学校の先生方も、講師の先生方をバックアップしようとして、さまざまな取り組みをしていただいている学校もございます。面接の練習ですとか、論文の添削指導ですとか、そういったところもやっていただいている学校もございます。その成果もありまして、先ほど申し上げましたけれども、ここ数年は50%を上回るような比率で、現場の講師の先生方が本採用になっているという状況になってきています。

また、先ほど辞退者がいるという話をしましたけれども、実は講師の先生方の辞退者はゼロです。ですので、やはりその辺も大事にしながら、今後も採用試験をさまざま工夫し

ながら実施してまいりたいと考えているところでございます。

○城内よしひこ委員 私の恩師には昔代用教員だったという方がいらっしやいました。その先生は知らないうちに本採用になったのだそうです。それは時代が、人口がふえていって、学校がふえていくからそういう状況だったと思います。でも、これからは人口も減って、学校も減らすというダウンサイジングの中で、人選をしていかなければならないというのは大変な仕事だと思います。辞退者がゼロというのは、本当に自分にとって天職だと思っている非常勤講師の方々がたくさんいらっしやるということです。そういったことを適切に評価をしていけば、先ほど来議論にある働き方改革であったり、高校再編であったり、まさに子供たちが真ん中にある状況というのは整ってくるのではないかなと思いますので、ぜひその辺も前向きに検討しながら、子供たちを真ん中に置きながら県教育委員会として議論ができるような環境整備もしていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○千葉絢子委員 先ほどからの議論をお聞きしていて一言、申し上げたいと思います。

私は、子供たちにとって学力は必要だと思っています。先ほどの御答弁の中で、教育長は第1に、知識、技能の定着というか、それを子供たちが学校において、一番身につけるべきだとお話をしたように私は感じたわけですが、まさに学校がやるべきことというのは子供たちがこれから長い人生 100 年時代を生きていく上で欠かせない四則計算と読み書き、このような場で議論ができ、最適解を導いていくような力をつけること、他者を思いやる心を身につけること、これが一番だと思っています。学校での集団生活の中で、そういう基礎を学び、社会に出ていくための準備をする場所だと思っています。

先ほど城内よしひこ委員からも御指摘がありました。子供たちを中心に据えた議論ということで、テストについても学力偏重だとか、先ほどからそういった御指摘があり、3月のテスト、4月のテストが先ほど問題になったようです。3月になぜテストをするかという、企業でも決算をやりますよね。1年間子供たちがどれぐらい学力をつけたか、知識、技能を身につけたかをはかるのはテストしかないのです。そして、4月に何でテストをやるかという、新しい環境になって、進学をした子供たちがどの程度の学力、それから知識、技能を身につけているかというようなところをはかって、そこから新たなスタートを切るために必ず必要なものなのです。それは時期が悪いとか、そういうものではなくて、決算と新年度のスタートというところで、それはどこでも日本の企業でさえそういうような形を取っているのです、やらなければいけないと思っています。

一番の矛盾は、子供の学力について、そこまで偏重する必要がないのではないかとやっている私たちの多くも県内の進学校を卒業し、国立あるいは私立の大学を卒業してこの場にいるということです。そこを私は見誤ってはいけないと思うのです。

最近の高校入試の問題を皆さんお解きになったことがありますか。数学の問題、今、娘は受験生ですから四苦八苦しています。委員の方がおっしゃるような岩手県の学力偏重でなくていいというような今の教え方では解けない問題が出ているのです。大学を出ている

私できえ解けないのです。この問題を岩手県の子供たちの一体何割が解けるのかということをごらんになっていただきたいと思います。ほかの県の過去問題も塾によってはやっています。その問題を岩手県の子供たちは解けません。果たして、岩手県内だけで生きていくわけではない子供たちが、全国の子供たちと肩を並べて、これからの日本をしょっていく人材になれるのかどうか、そこをしっかりと私たちは見るべきだと思っています。

なので、全国学力・学習状況調査というのは、私は非常に有効だと思っているのです。子供たちは先生にテストをされます。けれども、その教員の教え方が本当にいいかどうかというのは、テストによるフィードバックで教員自身に返っていくのではないかと思っています。子供から聞きますが、教員もいろいろです。授業の内容を教えないで身の上話ばかりをする教員もいます。受験によって自分たちの学力の低さを知り、何とかこの状況から抜け出したい、もっと勉強したいと思っている子供たちもいるのです。そこに応えていく義務と責任が私たち大人にあると思いませんか。その立場に立って、私は質問させていただきたいと思います。

一斉休校の影響を検証へということで、これは2月2日の時事通信の官庁速報が手元にあるのですが、文部科学省は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う去年春の一斉休校について、子供たちにとって、学力や心理面においてどのような影響があったかというのを、ことし2月、全国の小中学校 4,000 校を対象にアンケート調査を実施をしています。この 4,000 校の小中学校の対象の中に、岩手県内からは何校ぐらい対象になったかというのはおわかりになりますか。

○中川学校教育課総括課長 本年1月に文部科学省より新型コロナウイルス感染症による影響に関する総合的な調査研究の依頼がございました。この調査は抽出調査でございまして、あらかじめ指定されていた県内の小中学校がございまして、そちらに対して文部科学省の依頼文書を送付したところでございます。数について申し上げますと、小学校が43校、中学校は41校ということで、約80校程度の小中学校に調査の依頼をしているところでございます。

○千葉絢子委員 県内の学校にも調査が入っているということです。調査の対象は、抽出校の小学5年生と中学2年生ですね。中身は休校中や再開後の学習状況、心理面や体調、家族構成や保護者の就労などについてということになっています。この調査、令和3年度も同じ学校を対象に秋に追跡調査が行われるとなっております。この全国学力・学習状況調査の結果も活用して、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、文部科学省が政策をどのように展開していったらいいかという政策研究に使うことになっています。システム上、全国学力・学習状況調査というようなものがベースになって、こういった調査が政策研究のために行われるというのは、私は全国学力・学習状況調査の大変有意義な使い方だと思っています。こういうシステムがあるからこそ政策の研究、政策展開に結びつけていけるのではないかと思います。私はこの全国学力・学習状況調査は継続すべきだと思っています。

負担を減らすという中では、やり方を考えればいいのであって、今の子供たちがどこにいるか、どういうポジションにあるか、そして何を解決しなければいけないか、これは岩手県の教育界全体がしっかりと捉えていかなければいけないと思っています。

中高連携の英語教育、数学の教育も、なかなか功を奏していないように思っていますが、今年度1年間の新型コロナウイルス感染症の影響が、受験期にも大きく出ているように感じます。子供たちの学習意欲の低下、また学力のさらなる低下を招いているのではないかと危惧をしているわけですが、この点と児童生徒の動向について、何か県教育委員会で異変を感じていないかというところをお伺いしたいと思います。

○中川学校教育課総括課長 県教育委員会といたしましては、今後公表されるであろう文部科学省の調査結果、これは千葉絢子委員御指摘のとおり、令和3年度までの2年間の調査ということで、来年度中に調査結果の公表、分析になろうかと思っておりますので、注視していくとともに、県が独自に実施している小中学生を対象とした児童生徒質問紙調査ですとか、心と体の健康観察などの結果などもしっかりと踏まえ、この1年間の新型コロナウイルス感染症の影響を注意深く見ながら、学校及び県教育委員会の活動を支援してまいりたいと考えております。

具体的などころで申し上げますと、例えば県がこの10月に行いました児童生徒の質問紙調査で申し上げますと、これは同学年の調査ではないですので、一概には言えませんが、例えば授業のわかる生徒の割合ですとか、学校に行くのが楽しいといった割合について、大きく下がっているということではなくて、むしろ少し上がっているような形ですので、そういった点を見ながら丁寧に対応してまいりたいと考えております。

○千葉絢子委員 去年6月の一般質問で、休校などが児童生徒に与えた影響というのも、県教育委員会としても把握をしてほしいというふうにお願いをした経緯がありまして、国でこうやって動いてくださるというのは非常にありがたいと思っています。新型コロナウイルス感染症を理由に勉強しない子供たちも出てきておりますし、この受験期、平均点だったりとか、どの程度その影響が出るかというのは注視していかなければいけないと思っています。一番ひどいのは意欲の低下です。修学旅行にも行けなかった、各種大会もなかった、予定していた大会に出場できなかったことによって、推薦を狙っていたけどできなかったというような子供たちが多く、自暴自棄になってしまわないかと心配をしています。思春期の子供たちがこれからの人生でつまづかないように、何とかフォローしていただきたいと思います。と申し上げて、終わります。

○高橋穩至委員 私からは主に来年度の予算に関連して、方向性について3項目通告しておりましたが、先ほど来、働き方とか、補正予算の部分でも質疑がありましたので、簡単に質問したいと思います。

最初に、先ほど話題になりました部活動のあり方に関して通告しておりましたが、令和3年度は令和2年度に比べて2,000万円弱少ない5,200万円の指導員の事業というふうになっております。この事業評価に関しては、活動指数はAなのだけでも、成果はCとい

うふうになっております。その一方で、新しく土日、祝日のための事業を試験的にやってみるといことになっているのですが、この減っている部分についてどう捉えているのかお伺いしたいと思います。

○清川保健体育課総括課長 まず、部活動指導員の配置についてですが、平成30年度に事業開始されて以降、県立学校、市町村の中学校への配置の実績は年々伸ばしているということをごさいます、来年度の予算については、これまでの配置の実績を踏まえて、予算の積算方法を変えたため減額となったものでございます。これまでの過去3年の実績を上回る配置を予定して、それを見込んだ予算措置としております。

新規事業である地域部活動推進実践研究事業費は国の委託事業を活用して実践研究を行って、地域活動に向けて取り組もうということをごさいます。

○高橋穩至委員 この件に関しては一昨年に一般質問で、部活動の顧問のあり方についての研究をどう進めるか一般質問させていただきました。実践研究をされるということですが、要は地域の力を借りて、部活動を地域との共同で子供の学校教育以外の部分を担ってもらおうと考えていくと、やはり地域と連携しないといけない。実際私も中学校の部活動とにかかわることがありまして、実際部活動では、先生方はお願いしたいコーチを探しています。なかなかいいと思う人が見つからない。だから、結局予定していた予算は使われていないというのが実情ではないかと思ひます。要は、地域の受け皿をつくらないと、いくらこういう事業を組んでも成り立たない。そうすると地域の受け皿として、所管は文化スポーツ部になるわけですが、地域スポーツクラブというのがクローズアップされるわけだ。その受け皿をどうつくっていくかというのを一緒にやらないと成果は出ないのだからと思ひ、一昨年も質問させていただきました。この部活動のあり方、これはスポーツだけではなく文化もそうですけれども、全体の検討を進めていくということを一昨年も話ししていたのですが、その県教育委員会だけではない全体像をどういうふうに進めていこうとしているのかをお伺いしたいと思います。

○清川保健体育課総括課長 今後の部活動、それから中学生を含めた児童生徒の活動の地域におけるあり方ということをごさいます、生徒の興味関心や希望する活動を保障してあげるために、地域というところで、その活動の環境づくりというのが非常に大事だと考えております。そのために、今年度から研究会を立ち上げまして、望ましい環境、体制づくりをするために、中学生の活動を支える競技団体、関係機関、地域のクラブといった各主体がなすべき役割というのを明らかにして、どういった協力をいただけるかを今まさに議論し構築しているところをごさいます、今年度中にその方向性をまとめることとしております。実際には、来年度からその取り組みがなされるもので、すぐに取り組めるもの、中長期的な視野に立って取り組むべきものを分けまして、取り組む予定でございます。

あわせて、来年度から始まる国の地域の実践研究とあわせて地域での活動、人材活用の構築ですとか体制づくりの課題、業務、さまざまな成果といったものを整理していくスケジュールでございます。

○高橋穩至委員 今年度中に方向性をまとめるという話がありましたけれども、今年度中では、逆に難しいのではないかと考えていまして、本格的にやろうと思えばかなり難しい問題がいっぱいあります。特に大会の構造上、中体連との関係や、スポーツクラブの大会との兼ね合いですとか、受け皿となる指導員をどうやって育成するかとか、県教育委員会から離れて文化スポーツ部全体としてのしっかりとしたバックアップ体制が必要です。予算をつけて、指導費を確保しないと進まない問題でもありますので、ぜひしっかりと協議していただいて、画期的なものを岩手県から発信してもらえればと思っております。今後ともまた動向を注視したいと思います。

続いて、小中学校が中心ですけれども、昨年も質問させていただいたのですが、来年度の教員の配置状況、定数の状況について、先ほど第7号補正予算案でも出ましたけれども、すこやかサポート推進事業の減などについてです。今回の予算でも、小学校のすこやかサポート推進事業の減、中学校の学校生活サポート推進事業が大幅に予算的には減らされております。わかりづらくしているのが、新型コロナウイルス感染症の関係で学習指導員がどうなるかとか、全体像がよくわからなくなっているのですが、教員の配置予定、小学校、中学校、トータルに通常分が減っているのか、ふえているのか、そして加配はどうなっているのか、その辺をお伺いいたします。

○金野小中学校人事課長 小中学校の教員配置につきましては、児童生徒数に基づく学級数により定まる基礎定数と、学習指導や生徒指導等の課題に対応するための加配定数に加えて、国庫補助金を活用した小学校のすこやかサポート推進事業、中学校の学校生活サポート推進事業により非常勤講師を配置しております。サポート事業につきましては、補助金の交付額が年々減少していることもありまして、令和3年度におきましては、小学校ではこれまで配置していた複式学級のある学校には加配定数を活用することとして、児童の人数が多く、サポートの必要性が高い学級のある学校等への配置としたものでございます。また中学校では、学習課題がある学校には加配定数を活用し、生徒指導に課題がある学校への配置としたものでございます。

○高橋穩至委員 定数はいくらなのか、後で資料をいただければと思います。一つ心配したのは、文部科学省で35人ということで、40人から35人に減らしたことによって、今まで加配のほかにすこやかサポート推進事業等あったものが結局その分に回されてなくなったのではないかとこのことを非常に心配していたのです。その辺の状況というのはどうなのでしょう。

○金野小中学校人事課長 これまで国の加配定数を活用して少人数学級を進めてきたわけですけれども、今回小学校2年生で35人学級となります。その分は基礎定数で配置されていくことでありますので、その加配がなくなった分、基礎定数がふえるのでプラス・マイナス・ゼロといふように捉えております。

○高橋穩至委員 全体像として、教員の働き方にも関係するわけですがけれども、人員を学校に配置するときそれぞれの教育事務所管内ではできなくて、市町村への割り振りが来

てという中で、この加配というのは学校にとってはありがたくて、きめ細やかな指導する上でどうしてもなくてはならない状況に今なっております。特に困難な状況をいろいろ抱える子供がふえておりますので、ぜひそういったところについては、国からの割り当ての中でという話でしたが、確保に努めていただきたいと思います。

最後に、学校・家庭・地域の連携協力推進事業ですが、令和2年度に比べて今回は倍以上の1億3,600万円という予算がついているのです。これは市町村への補助だと思っておりますが、市町村でどのような取り組みをして、どう評価しているかお伺いしたいと思います。

○藤原生涯学習文化財課総括課長 学校・家庭・地域の連携協力推進事業についてでございますが、本事業は主に地域学校協働活動、放課後子ども教室、家庭教育支援事業を実施しているところでございます。令和元年度の実績となりますが、被災者支援総合交付金を活用した同様の事業とも合わせまして、地域学校協働活動が19市町村、142校、放課後子ども教室が23市町村、108教室、そして家庭教育支援が14市町村、216講座実施されているところでございます。

また、本事業の評価についてでございますが、関係機関、団体の委員で組織しております評価委員会におきまして、地域ぐるみで子供たちを育てている大事な事業であるという御意見を頂戴しているところでございます。県教育委員会といたしましても、本事業が地域全体による子供たちの育成や地域コミュニティの活性化、そして放課後の子供たちの安心安全な居場所づくりなどにつながっていることを踏まえまして、今後とも事業を継続してまいりたいと考えているところでございます。

○高橋穩至委員 さまざまな事業に取り組みされていて、その総体ということであるようですけれども、私も地元でこの事業にかかわったことがあるのですが、やはり市町村に対してPRしてもらわないと。それを機に学校と、何か地域とやりましょうかという話題にもなりますので、ぜひこの枠はまた継続してふやしていただければと思います。

○斉藤信委員 私は1点だけ、盛岡誠桜高校の改築問題にかかわってですが、盛岡第一高校の旧第2グラウンドを無償貸与していたと思いますが、盛岡誠桜高校から、このグラウンドにかかわって調停が申し立てられたという、驚くべきことがあったようであります。この申し立ての内容、調停の結果、県の対応についてお聞きをいたします。

○新田学校施設課長 盛岡誠桜高校の第4校舎の耐震改築工事のために、工事期間中に自校のグラウンドが使用できなくなるとして、滝沢市内にある盛岡第一高校の旧第2グラウンドの使用、借用要望があったことから、代替グラウンド、学校の運動場用地として令和2年6月23日に不動産使用貸借契約を締結し、無償で盛岡誠桜学園へ貸し付けしているところでございます。

調停の関係でございますが、令和2年12月11日付で四つの項目、一つ目が第三者への流用貸し出し、二つ目が記念樹の植樹、三つ目が運動場ではなく運動公園というふうな名称を使用すること、そして四つ目が宿泊のできる合宿所を兼ねたセミナーハウスの建設を認めるよう調停の申し立てがあったところでございます。

これに対しまして県では、調停の申立て4項目、いずれも目的外使用、または代替グラウンドに付随した範疇を越えているとして認められないと主張いたしまして、申し立てには応じられないと回答したところでございます。その結果、調停は2回で終了しているところでございます。今後ともふるさと振興部を初め、関係部局等と連携しながらしっかりと対応していきたいと思っています。

○**齊藤信委員** 盛岡誠桜高校が校舎を改築するためにグラウンドが使用できなくなるという話が盛岡第一高校の校長にあつて、県教育委員会も絡んで善意で無償貸与を単年度契約でしたということです。今年度は3月末日までの契約ということになると思うのですが、体育の授業、クラブ活動に支障がないように、こういう形で単年度ごとに必要な場合には貸すということです。そこに植樹をしたり、セミナーハウスを建設したり、第三者に有料で貸すなどということは、我々一般の人間から見ても常軌を逸しているのではないかと感じました。調停の決着がついたということです、それはよしとしますが、貸与は今年度は3月31日まで。来年度は改築の予定がないようです。その場合は、どういうふうになるのでしょうか。

○**新田学校施設課長** 今後、盛岡誠桜学園での耐震改築計画の見直し等につきまして、盛岡誠桜学園側から具体的に説明を受けた上で、再契約の締結の可否につきまして検討したいというふうに考えております。

○**柳村一委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**柳村一委員長** なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

教育委員会の皆様は退席されて結構です。大変お疲れさまでした。

次に、ふるさと振興部関係の議案の審査を行います。議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうちふるさと振興部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうちふるさと振興部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**箱石副部長兼ふるさと振興企画室長** 議案第55号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第7号）中、ふるさと振興部関係の予算について御説明を申し上げます。

議案（その3）の8ページをお開き願います。ふるさと振興部関係の補正予算額は10款教育費、1項教育総務費のうち70万2,000円の減額、次の9ページの8項大学費の7,823万2,000円の減額、9項私立学校費の9億1,960万7,000円の減額、合わせまして9億9,854万1,000円の減額でございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、お手数でございますが、予算に関する説明書の198ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業の内容を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、10 款教育費、1 項教育総務費、4 目教育指導費であります。ふるさと振興部関係は次の 199 ページに参りまして、一番上のいじめ防止対策推進費でございます。これは執行見込みを踏まえた整理により減額を行おうとするものでございます。

次に 215 ページをお開き願います。10 款教育費、8 項大学費、1 目大学費であります。まず説明欄一つ目の公立大学法人岩手県立大学運営交付金は、授業料等減免に要する経費の額の確定等に伴い減額を行おうとするものでございます。次の公立大学法人岩手県立大学施設等整備費補助は、施設等の整備に要する経費の額の確定に伴い減額を行おうとするものでございます。

次の 216 ページに参りまして、10 款教育費、9 項私立学校費、1 目私立学校費であります。説明欄の三つ目の私立学校運営費補助など教育費の負担軽減を図るための補助金等について交付見込額の確定に伴い減額等を行おうとするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。再度議案（その 3）にお戻りいただきまして、22 ページをお開き願います。10 款教育費、8 項大学費の公立大学法人岩手県立大学運営交付金であります。公立大学法人岩手県立大学が実施する遠隔授業の導入に備えた無線 LAN アクセスポイント等の環境整備に要する経費に対する交付金につきまして、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費を設定しようとするものであります。

次の 9 項私立学校費の私立学校運営費補助であります。私立高等学校等が実施するエアコン整備等に要する経費に対する補助金につきまして、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○柳村一委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 215 ページの公立大学法人岩手県立大学運営交付金、これは減額補正になっていますけれども、今年度の県立大学の授業料の減免、あと新型コロナウイルス感染症対策の 10 万円、5 万円の支給がありました。この実績見込みはどうなっているか。これが第 1 点です。

第 2 点は、今の説明にもありましたけれども、私立学校運営費補助が 3 億 8,900 万円余の減額になっています。運営費補助は 1 人当たりでは増額していると思うのですが、この減額は生徒数の見込みが減ったということなのか、今年度の私立学校の生徒数、前年度との比較を含めて示してください。

○中里学事振興課総括課長 まず、県立大学の授業料減免の関係でございます。今年度の見込みといたしまして、前期、後期合わせまして延べ 856 人という見込みでございます。令和元年度の 581 人に比べまして 275 人ほどふえているという状況でございます。

県立大学の給付金の関係でございます。県立大学独自に修学継続支援緊急給付金ということで、学生 1 人あたり 5 万円の支援を行ったところでございます。国の学生支援緊急給付金の対象となる 20 万円、10 万円というところの人数を除く 60 人に支給実績があったということでございます。

○齊藤信委員 20万円、10万円なのですか。

○中里学事振興課総括課長 国の20万円でありませけれども、73人。それから10万円については292人ということで、人数については今後精査するということでございます。

次の私立学校の運営費補助でございます。生徒1人当たりの補助単価についてはアップしている状況でございますが、御指摘のとおり生徒数の減少によって全体としては補助額が減少しているという状況にあります。

○齊藤信委員 生徒数は、今年度、昨年度でどういうふうに推移していますか。

○中里学事振興課総括課長 高等学校の例で申しますと、令和2年度、生徒数については6,324人ということでございますが、令和元年度の6,446人に比べまして100人程度減っているというような状況でございます。

○柳村一委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○伊藤勢至委員 先ほどの教育委員会での齊藤信委員の質問に関連をして、1月18日に県庁前で午後2時ごろから行われた集会についてです。夕方のテレビで一部を拝見しました。非常に異様な、異常な光景であったと思っております。ということなのかということ、非常に異様な、異常な光景であったと思っております。ということで資料をいただきました。

この内容を見まして非常に驚きまして、これは県議会の同僚議員にも早い段階で情報共有をしたほうがいいということで、お配りいただきました。先ほど盛岡第一高校との関係で調整されたということで、これについてはよしとしますが、学校増築等の話の中で、増築することを中止した。そのキャンセル料、約1億円程度を損害賠償請求するというメールがあったように書いてあります。ということは、これは裁判になるわけであると思うのですが、その辺の経過はどのようになっていますか、お伺いします。

○中里学事振興課総括課長 まず1月18日の抗議行動以降の状況を御説明申し上げますと、1月19日以降、平日、毎朝になりますけれども、午前9時前後に県庁前で学校の校長及び教職員が延べ8日間、抗議行動を行ったところでございます。抗議の内容については、県の耐震補助の増額などを求めるものでございました。なお、1月19日以降は、生徒の参加

はないところであります。1月19日から22日の4日間、それから1月25日から28日の4日間、計8日間ということでございます。

その後、学校から連絡がございまして、1月下旬には耐震改築工事について、業者に断りを入れたという連絡をもらいました。御質問のとおり、キャンセル料が1億円程度発生するという話でございまして、損害賠償請求訴訟を提起するというものでございましたが、現時点で訴訟の動きはございません。

それから、耐震改築計画の見直しを行うという連絡でございましたけれども、詳細については現時点では不明という状況にあります。

○伊藤勢至委員　こういう事例は初めて見る光景でありました。私は古い教育を受けてきた人間でありますので、今の世の中になじまないかもしれませんが、まず医師、教員、住職、これは聖なる職業なので、侵してはならないというように習ってきたところでありますが、不文律という言葉がありますけれども、この学校はこの分を越えてしまった。つまり法律、ルールにうたっていないけれどもお互いを尊重し合いながら暗黙の了解で越えてはならない線を守る、こういうところの特に教育ということについての一線を越えてしまった。私は、そう思ったところであります。私立の学校あるいは公立学校も少子化の影響でどこも大変であります。みなそれぞれ建学の精神、あるいはいろいろな部分について切磋琢磨しながら頑張っているという中であって、ただ1校だけ特別扱いにするわけにはいかないと思っております。

そして、そういう難癖をつけてくるようなやり方、しかも理事長、教育者である校長みずからが。教師、理事長から言われた生徒は従わざるを得ないと思うのです。今、はやりの言葉でいうと、それはパワーハラスメントと言っているのかもしれない。教唆、そそのかし、扇動、そういったものが当たってくるのではないかと。

したがって、岩手県としては、分を越えてそういう訴訟に来る者に対しては、毅然として専門の弁護士を選定して応訴するべきだと、強い心を持ってほしい。それは全ての県民が心配をしていることだと思うので、もしそういうふうに来たならば堂々と受けて立つ、身に降る火の粉は払わにやならんということもあります。そういう対応をとってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○中里学事振興課総括課長　先ほど申し上げましたとおり、訴訟に関する動きが現時点ではないという状況でございます。そういう意味で動向を注視するというのは、まず1点になりますけれども、やはりこの間の経緯を考えれば、いずれ県としての考え方にのっとりまして適切な対応をしていきたいというふうに考えております。

○伊藤勢至委員　私は県議会議員になる前は市議会議員を2期5年務めました。1期目の後半、私も裁判にかけられたことがあります。宮古市の水源は閉伊川の伏流水を使っているのですが、その支流の長沢川の上流に産業廃棄物処理場ができるということで、市議会議員として公害防止条例を締結すべきだということを市議会でも話をして締結をさせました。その相手から、伊藤がそういうことをしたために商売がやりづらくなったという

ことで、1,500万円払えという訴訟を起こされたのであります。

その人は、そういうことをやれば、宮古市の人は自分が悪くないと思っても幾らかお金を包んで、これでないことにしてくれという人が多かっただけで、それに味をしめている人だとも聞いていましたので、私はあえて応訴をいたしました。ちょうど産業廃棄物という問題が社会問題化してきたころでありまして、盛岡市の弁護士はそういうのに疎いと思ひまして、仙台市の弁護士を頼んで、弁護士費用は400万円、市議会議員の収入、年収と一緒にありますが、宮古市の地方裁判所で私が勝訴いたしました。相手が私に名誉毀損料として60万円払えという判決をもらいました。

そして、今度は県議会議員になりましたら、それを仙台市の高等裁判所に控訴されまして、私は県議会議員のバッジをつけて仙台高等裁判所に行きまわりました。そして、そこでも同じく勝訴したのでありますが、払えという判決が出ても、払うか払わないかは個人なのである。判決は払えなのです。その人は払ひもしないうちに亡くなってしまったから、もらわないままでしたが、私は400万円かけて名誉を回復したと信じているところがあります。県としてもこういう不文律の分を越えた人が来た場合には堂々と受けて立って、それなりの弁護士をつけて戦うというスタンスを持たないと、ほかの多くの私立の学校にまでいろいろな意味での迷惑が及んではいけないと思ひますので、毅然とした態度で臨んでいただきたい。頑張ってくださいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○城内よしひこ委員 公立大学法人岩手県立大学の件についてお伺ひしたいと思ひますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況の中で、退学、休学をする生徒さんはいないと思ひますが、状況はいかがでしょうか。

○中里学事振興課総括課長 コロナ禍における大学生の動きでございます。県内各大学に照会したところ、新型コロナウイルス感染症による経済的な影響についての相談については、岩手県立大学については、ないというところございました。

あともう一つ、岩手大学についても、やはり同様でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によって、アルバイトへの影響は多少あるようでございますけれども、経済的に困窮しているというような相談については、今のところないというふうにお考へしております。

○城内よしひこ委員 まだコロナ禍は長引きそうですので、学生たちには引き続きしっかりと対応をお願いしたいと思ひます。

次に、ことしの入学志願者の状況についてと、あわせてことし4月に卒業する人たちの就職状況というのはどうなのか、2点あわせてお伺ひします。

○中里学事振興課総括課長 本年3月の卒業生の1月末現在の就職内定状況でございます。岩手県立大学、4年制大学の状況で申しますと、4大学部全体で内定率が93.6%ということで、昨年、前年同月が93.4%ということでございましたので、0.2ポイント高いという状況でございますが、学部別で見ますと、例えばソフトウェア情報学部につきましては90.8%ということで、前年同月が97.5%という状況でございますので、こういった昨年度

に比べて落ち込んでいる学部等については、引き続き大学の学生支援担当、就職支援担当で丁寧なフォローアップ、それから就職先の紹介等について取り組んでいくというふうに聞いております。

本年4月の入学者の状況でございますが、恐れ入ります、手元にはございませんので、これは後ほど御用意したいと思っております。

○城内よしひこ委員 近年、ソフトウェアの分野では、中央に人が大分流れるということで注視をしていたところでありますが、県内にもそういった就職先、優秀な人材を受け入れる先はあるはずですので、ぜひそういったところにあっせんをしてもらえるように、安心して就職できるような体制をつくってほしいと思っております。

○斉藤信委員 私も盛岡誠桜高校の改築問題にかかわって、事実経過と県の対応をお聞きをしたいと思っております。

実は私のところにも校長名のチラシというのが2枚届きました。それを見て大変驚きました。あまりにも品のないチラシで、事実がどうなっているかということをお尋ねした経過がございました。

チラシの表題はこういう中身です。県が要望を全て受け入れを反故に。知事の虚言や隠蔽に私は命を懸けて抗議します。そして、1月8日付の校長名のチラシは、全校生徒、教職員、父母の皆さんへというものです。文書改ざんの新疑惑が浮上、私学潰しの知事のこれまでの政策、知事の謝罪と建築補助3分の1を復活以外に解決なしと、こういうチラシなのです。そこで、改築問題の何が問題だったのか。盛岡誠桜高校は何を根拠にしてこういうことを言っているのか、まずこの間の事実経過を正確に示してください。

○中里学事振興課総括課長 県の耐震化補助でございますが、これは国の補助への県単のかさ上げ補助という内容のものとなっております。内容といたしましては、補助対象経費上限額が2億円で、補助率が6分の1ということになります。ですので、例えば2億円の6分の1であれば3,333万3,000円ということになります。こういった制度でございますが、同校の要望に先立ちまして、それまで各校原則補助回数1回という制限があったのですが、それを撤廃している状況で、耐震化の推進に県としても取り組んできたところがございます。

これに対しまして、学校側では上限額の撤廃、それから補助率の引き上げといったところを令和元年来要望してきたところがございますが、これに対して県といたしましては、昨年2月になりますけれども、補助金上限の見直しを行わない旨、同校に伝えているところがございますが、その後も同校からは見直しについて要望等がございましたので、昨年10月に改めて補助金上限の見直しを行わないという回答をしたところがございます。この回答をしたところ県庁前で要請行動を行うというような流れがあったところがございます。

その後、11月25日に要請活動の中止を求めるとともに、改めて要望について聞く旨連絡を取って、2日後、11月27日に学校を訪問して要望内容の確認と校舎の視察について行ったところがございます。その際、要望については持ち帰って検討するというところで、回答

したところでございますが、年末 12 月 25 日に、検討の結果、補助制度の見直しはしないということの説明したところ、抗議行動を行う、校長自身もハンガーストライキを行うといったような話とともに、先ほど斉藤信委員から提示のございましたチラシが 2 種類、出されてきたところでございます。

その後、県といたしましては 1 月 18 日の県庁前での集団要請行動について、コロナ禍での集団行動ということで、やめるように、実際に学校訪問して要請するなどしたところでございますが、受け入れられなかったというような一連の流れがございます。

○斉藤信委員 耐震化の改築が必要だと。そして、その際県に対して補助率の引き上げを求める要望は、それはある意味当然であって、それを県が検討してきた経過もわかりました。しかし、結果的には東北 6 県の助成の状況なども含めて引き上げはできないと。だとすれば確実な補助で改築の計画を立てるべきだと思うのだけれども、どうもそこがねじ曲げられて、県は引き上げを認めたのに後で覆したという言い分です。しかし、メールのやりとり、文書を含めて、そういう事実は一切ないわけで、大変異常なのだと思う。

これは 1 月 19 日付の岩手日報ですけれども、事業費は約 20 億円。同校は県補助が拡充されることを見込んで建設の仮契約を昨年 3 月に締結した。おかしいですよ、補助率の引き上げが決まっていないのに、それを前提にして昨年 3 月に仮契約を結んだと、常識的にはあり得ない話だと思います。先ほど伊藤勢至委員からは、キャンセル料 1 億円を損害賠償請求するという情報もありました。そもそも県が決めてもいない、約束もしていないことを前提にして、仮契約をしたこと自身が普通あり得ない話ではなかったのかと思います。この仮契約をしていたというのは、県は把握していましたか。

○中里学事振興課総括課長 契約についてでございますけれども、学校側から口頭で契約をしているのだというような話は伺っておりますけれども、実際にその契約の書面とか、契約内容については承知していないところでございます。

○斉藤信委員 この仮契約の有効性についても、契約には資金の裏付けというのが必ずあるはずなのですが、まともな金融機関だったら、絶対融資もできない案件だと思います。確約されていない補助の中身で仮契約するなどというのは、まともな金融機関だったら、それはあり得ないことなのではないかと思いますが、実は 2 月 1 日付の耐震改築実施について御通知という文書があります。

校長名で、父母各位ということで、こう書いているのです。耐震改築に対する県の補助金をめぐり、県庁の虚言やごまかしに憤りを感じております。残念ながら県の姿勢を変えることができないまま令和 3 年度の予算が決定してしまいました。令和 3 年度の着工は見送りとする決断をいたしましたと。

ここでも責任を県に転嫁して、本当に教育者として資質が問われることではないのかと思います。そして、事実をねじ曲げて、教職員や生徒を扇動する。1 月 18 日の抗議行動には生徒も 100 人を超えて参加する。これは午後、授業をやめてやっていますからね。本当にそれは異常な事態だったのではないかと思います。ぜひ、父母、関係者に、この間の県

と盛岡誠桜高校との対応の事実経過を示して、事実に基づいて関係者がこの問題が正しく理解されるようにする必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○中里学事振興課総括課長 その後の動きということで、今御紹介いただいたもの、あるいは耐震工事自体、白紙に戻すということで連絡を受けております。先ほども申し上げたところでございますけれども、白紙に戻して、今後どう対応していくのかというところでございます。生徒の安全の確保という観点からすると、やはり国の補助、県の補助を活用して耐震化を進めていただきたいという変わらない思いはあるところでございますが、学校側から今後の対応について話を聞いて、適切に対応していきたいと考えております。

○斉藤信委員 これで終わりますけれども、今年度の補正予算では、三愛学舎の校舎改築で、6分の1補助であり、三愛学舎自身が8億円を負担して改築するということです。これは大変なことだと思うのだけれども、ほとんどの私立学校、その他の法人は、こういう形で対応しているわけだから、補助率の引き上げというのは今後検討されるにしても、今の制度の中でしっかり対応していくというのが筋だと思いますので、いずれ耐震改築が必要なのも事実ですから、敵対的に対立せず、正しい道というか、普通の道に立ち戻って、この改築問題が解決されるようお願いをしたい。最後にお聞きして終わります。

○箱石副部長兼ふるさと振興企画室長 まず、補助制度の見直しにつきましては今斉藤信委員からお話のありましたとおり、特別支援学校、私立学校の補助の制度、また東北各県、全国と比較しても平均以上の補助ということでございますので、現行の補助を国も含めてその方向で検討していただきたいと考えております。

一方で、先ほど総括課長が話したとおり、やはり生徒の安全を確保するということにつきましては、県としても学校と、県が丁寧に話を聞きながら、しっかりと対応していきたいと考えております。

○柳村一委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 なければ、これをもってふるさと振興部関係の審査を終わります。

ふるさと振興部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、来る3月22日に開催が予定されております当委員会の運営についてお諮りいたします。

本日の委員会をもちまして、さきに当委員会が付託を受けた案件はすべて審査を終了いたしました。よって、当委員会への付託案件は現段階ではございませんが、来る3月22日に開催予定の当委員会については、期限までに請願陳情の提出がなかった場合には、所管事務調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、調査項目については

当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柳村一委員長 異議がないようですので、さよう決定いたしました。

ただし、請願陳情の提出があった場合は所管事務調査は行わず、提出された請願陳情について審査をすることといたしますので、御了承願います。

○柳村一委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○柳村一委員長 再開いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。